

資料 2 - 2

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	SAT100-9 r. 4. 3
提出年月日	令和5年2月22日

泊発電所 3 号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の  
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を  
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」  
に係る適合状況説明資料  
比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

令和 5 年 2 月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等を取りまとめた資料

**1. 先行審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)**

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記3件。
  - ・他社審査会合の指摘事項となっている参集要員の要員数、参集に要する時間について、1.0.2項にて明確に記載していなかったことから、記載の充実化のため追記するとともに、防潮堤の再構築に伴う参集ルートの変更等について「添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」及び「添付資料1.0.10 重大事故等時の体制について」の別紙7にて整理する。(1.0.2(4) c. (e)項, 添付資料1.0.2, 添付資料1.0.10 別紙7)【比較表1.0-76 ページ】
  - ・アクセスルートの確保について、防潮堤の再構築に伴うアクセスルートの設定変更及び他社審査知見の反映のため、記載を全面的に見直している。(1.0.1(1) b. 項, 1.0.2(1) b. 項, 添付資料1.0.2)【比較表1.0-7~11, 40~45 ページ】
  - ・地下水排水設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書及び必要な体制を整備するとともに、教育及び訓練を実施する方針であることを記載した。(1.0.2(4)項)【比較表1.0-51 ページ】
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記7件。
  - ・1.0.1項及び1.0.2項においては、「重大事故等発生時に的確かつ柔軟に対処できるよう、要員を確保する」、「原子力防災体制等を発令し、要員の非常招集を行う」等と、対象となる具体的な要員名称を記載していなかったことから、発電所災害対策要員及び停止号炉である1,2号炉の運転員を「重大事故等に対処する要員」と定義し、具体的な要員名称を記載した。【例：比較表1.0-15 ページ】
  - ・「1.0.1(4) a. 手順書の整備」では、「計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を整備する。」等と対応方針のみを述べる記載となっていたことから、「1.0.2(4) a. 手順書の整備」の記載に合わせ、「運転手順書及び発電所対策本部用手順書にまとめる。」等と、その手順を整備する具体的な手順書名称を記載した。【例：比較表1.0-16 ページ】
  - ・運転員の責任者である発電課長（当直）を配置することについて、1.0.1(4) c. (f)項及び1.0.2(4) c. (f)項に記載するとともに、発電課長（当直）が欠けた場合の代行に係る運用についても1.0.1(4) c. (g)項及び1.0.2(4) c. (g)項に記載した。【例：比較表1.0-34 ページ】
  - ・運転員が実施する教育及び訓練として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、監視計器が設置されている周囲環境条件の変化により、監視計器が示す値の変化に関する教育及び訓練を実施することを1.0.2(4) b. (b)項に記載した。【例：比較表1.0-65 ページ】
  - ・発電所対策本部が持つ基本的機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として班長を配置していること、並びに発電所対策本部内の指揮命令、報告の流れ、運転員からの情報の流れ等について1.0.2(4) c. (a)項に記載した。【例：比較表1.0-69 ページ】
  - ・複数号炉の同時被災時において、号炉ごとの運転操作指揮を発電課長（当直）が行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とすることを1.0.2(4) c. (c)項に記載した。【例：比較表1.0-72 ページ】
  - ・原子力防災準備体制が発令された場合に、本店に本店警戒対策本部を設置することについて1.0.2(4) c. (j)項に記載した。【例：比較表1.0-81 ページ】
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記3件。

1.0 重大事故等対策における共通事項

- ・他社審査会合の指摘事項となっている教育及び訓練のPDCAに対する評価の客観性、WANOやJANSIとの関わりについて、記載の充実化のため「添付資料1.0.9 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について」に記載した。
- ・他社審査会合の指摘事項となっている複数号炉同時被災時の体制（1,2号運転員の追記）について、記載を充実した。（1.0.1(4)c.(e)項, 1.0.2(4)c.(e)項, 「添付資料1.0.10 重大事故等時の体制について」【例：比較表1.0-32 ページ】
- ・島根2号炉まとめ資料と比較した結果、送配電事業を分社化したことに伴い、本店対策本部は当社と北海道電力ネットワーク株式会社が一体となった体制とすることについて、1.0.1(4)c.(j)項, 1.0.2(4)c.(j)項及び「添付資料1.0.10 重大事故等時の体制について」に記載した。【例：比較表1.0-36 ページ】

d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-3) バックフィット関連事項

あり。

- ・有毒ガス防護対策（1.0.1(4)a.(g)項, 1.0.1(4)c.(1)項, 1.0.2(4)a.(g)項, 1.0.2(4)c.(1)項）【比較表1.0-24, 38, 61, 83 ページ】
- ・前兆事象を確認した時点での事前の対応（降下火災物の到達が予想されるときの手順の追記）（添付資料1.0.8「自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について」）

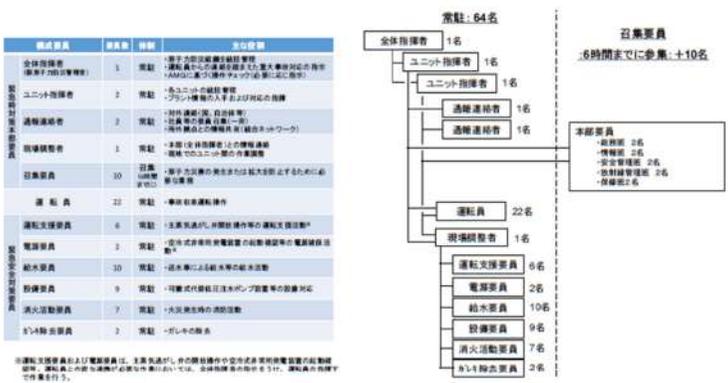
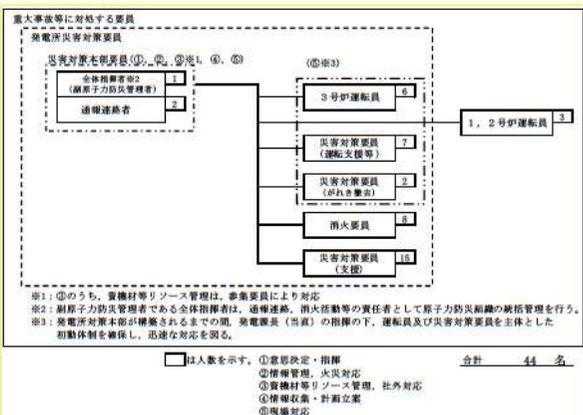
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

2. 大飯3 / 4号炉まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 主な説明事項

● 初動対応体制

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	補足説明
<p>&lt;添付資料 1.0.10 より抜粋&gt;</p>  <p>常駐: 64名          召集要員          ・6時間までに参集: +10名</p> <p>本部要員          ・総務課 2名          ・情報課 2名          ・安全管理課 2名          ・放射線管理課 2名          ・保健課 2名</p> <p>図7 重大事故等発生時における初動対応体制（休日、夜間の例）</p>	<p>&lt;添付資料 1.0.10 より抜粋&gt;</p>  <p>図3 泊発電所 原子力防災組織 体制図（夜間及び休日）</p> <p>&lt;運転支援等を行う災害対策要員7名について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転支援等を行う災害対策要員7名は、運転員の支援、可搬型重大事故等対処設備を用いた電源確保活動及び注水活動等を行う要員である。</li> <li>重大事故等対策に係る必要な教育及び訓練の実施に加え、日頃から可搬型重大事故等対処設備に精通させるため、可搬型重大事故等対処設備の巡視点検、定期試験や日常保守も担う重大事故等対策の専任要員である。</li> <li>災害対策要員の勤務形態は、通常時は4班2交替のサイクルで運用している交替勤務に加え、通常勤務を行う1つの班の計5班で構成される。重大事故等時においても、中長期での作業等の対応に支障が出ることがないよう、通常時と同様の勤務形態を継続することとしている。</li> </ul> <p>&lt;災害対策要員(支援)15名について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所設備に係る活動、可搬型モニタリング設備の設置等の重大事故等対策に係る支援活動を行う。</li> </ul>	<p>大飯は、運転支援、電源確保、給水、設備対応、消火活動、<b>がれき撤去</b>を行う要員は「緊急安全対策要員」という。</p> <p>泊は、運転支援、電源確保、給水、<b>がれき撤去</b>を行う要員を「災害対策要員」、消火活動を行う要員を「消火要員」という。</p> <p>要員の名称に相違はあるものの、発電所対策本部にて活動する要員、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、<b>がれき撤去要員</b>、消火活動を行う要員を確保しており、<b>実質的な相違はない。</b></p> <p>泊は、発電所対策本部の各機能班員が参集し本部位制が<b>構築される</b>までの間については、発電課長(当直)が指揮する運転員及び<b>災害対策要員</b>を主体とした初動対応の体制の下、運転手順書等に基づき迅速な対応を図ることとしている。</p> <p>泊の要員参集後の体制については次ページに示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

● 要員参集後の重大事故等時の体制

大飯発電所3/4号炉

<添付資料 1.0.10 より抜粋>

機材名	機材数	役割	主な役割
全体指揮者	1	常駐	・緊急事態発生時の指揮・調整 ・運転員からの連絡を確保するための運用 ・AMMによる運用体制の確保
ユニット指揮者	3	常駐	・各ユニットの運転管理 ・アラート情報の入手および対応の指揮
通報連絡者	2	常駐	・対外連絡（国、自治体等） ・危機管理の要員（職一室） ・関係機関との連絡員（総合ネットワーク）
監視調整者	1	常駐	・本所（各炉）の監視調整 ・事故時の監視調整
召集要員	10	常駐	・原子力災害の発生または拡大を防止するために必要となる要員
運転員	22	常駐	・事故発生時の運転
運転支援要員	6	常駐	・主要な設備の、事故発生時の運転支援活動*
電気要員	3	常駐	・電力系統の監視・調整等の活動支援活動*
給水要員	10	常駐	・送水車による給水等の給水活動
消火要員	9	常駐	・可燃物代燃焼防止ホースポンプ設置等の設備対応
消火活動要員	7	常駐	・火災発生時の消火活動
おしらせ要員	2	常駐	・おしらせの確保

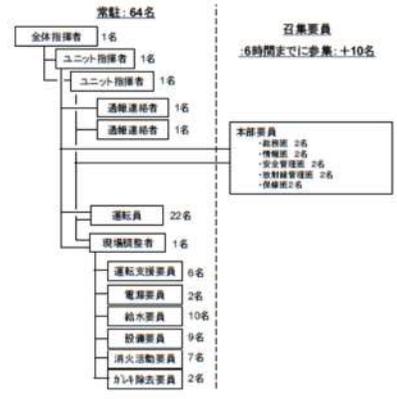


図7 重大事故等発生時における初動対応体制（休日、夜間の例）

泊発電所3号炉

<添付資料 1.0.10 より抜粋>

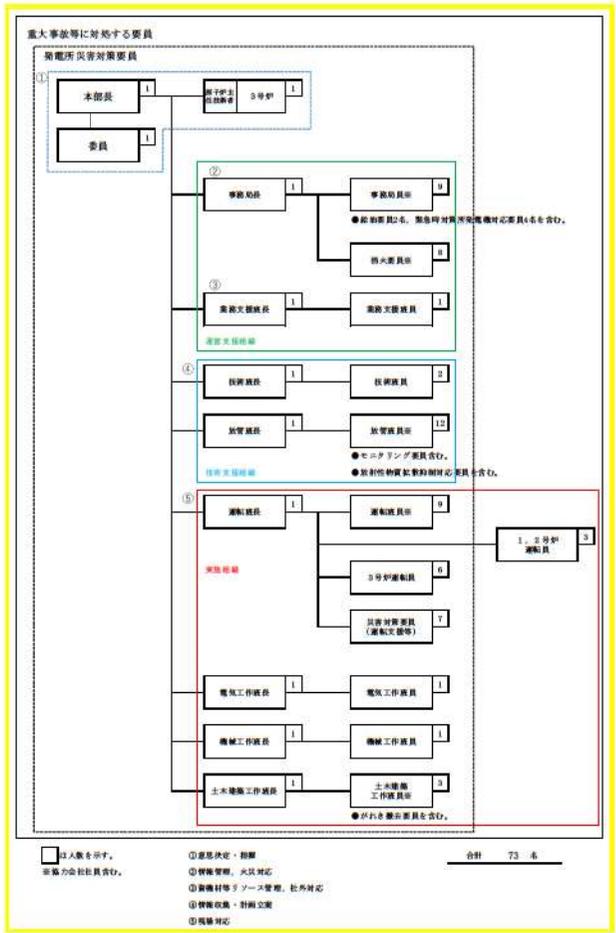


図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図（参集要員招集後）

補足説明

- ・泊は、「発電所災害対策要員」と停止号炉である1,2号炉の運転員を含めて「重大事故等に対処する要員」という。**（女川実績の反映）**
- ・泊の初動対応体制として、災害対策本部要員3名、3号運転員6名、災害対策要員9名、災害対策要員（支援）15名、1,2号の対応を行う1,2号運転員3名及び消火要員8名の計44名を確保する。
- ・泊の参集要員は、被災後3時間を目的に給油活動を行う2名、被災後12時間を目的に本部を強化する要員27名を確保し、参集要員招集後は73名となる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

2-2) 大飯3 / 4号炉との比較表の記載方針等

- 記載方針の相違（下表では比較表において、「記載方針の相違」としている事項について整理した。これらの事項は、見易さの観点から、比較表の「相違説明」欄に下表の相違理由番号のみを記載し、詳細な相違の理由は省略する。）

相違理由番号	大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1	重大事故等発生時に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。	重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員（以下「重大事故等に対処する要員」という。）を確保する等の必要な体制を整備する。	確保する要員の内訳を記載した。また、発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員を「重大事故等に対処する要員」と定義した。（女川実績の反映）【例：比較表1.0-15ページ】
2	また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。	また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）及び発電所災害対策要員が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。	泊は、支援組織が使用する手順書を発電所対策本部用手順書に含む。（女川と同様）【例：比較表1.0-15ページ】
3	・3号炉及び4号炉	・複数号炉	同時被災に対しては、停止中号炉を考慮して「複数号炉」と記載。また、審査対象号炉である「3号炉」を記載した。（女川と同様）【例：比較表1.0-16ページ】
4	・手順を整備する。	・運転手順書及び発電所対策本部用手順書にまとめる。	・泊は、具体的な手順書名を記載した。（女川実績の反映） ・大飯は、1.0.2項に具体的な手順書名を記載している。 【例：比較表1.0-16ページ】
5	事故発生時は、故障及び設計基準事故に対処する運転手順書により事象判別及び初期対応を行う。	異常又は事故発生時は、警報処置運転手順書により初期対応を行う、又は故障及び設計基準事故に対処する運転手順書により事象判別及び初期対応を行う。 警報処置運転手順書による対応において事象が進展した場合には、警報処置運転手順書から故障及び設計基準事故に対処する運転手順書に移行する。	・泊は、異常又は事故発生時に警報が発信した場合に使用する警報処置運転手順書について記載した。（女川実績の反映） 【例：比較表1.0-19ページ】
6	・所長（原子力防災管理者）は、原子力防災体制等を発令し、要員の非常召集、通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。	・所長（原子力防災管理者）は、原子力防災体制等を発令し、発電所災害対策要員の非常召集、通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。	非常召集する要員の名称を具体的に記載した。（女川と同様）【例：比較表1.0-28ページ】

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

相違理由番号	大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
7	— (比較対象なし)	(f) 重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班の機能は、上記(a)項、(b)項及び(d)項のとおり明確にするとともに、各班に責任者である班長及び発電課長(当直)を配置する。	泊は、運転員の責任者である発電課長(当直)について記載した。(女川と同様)【例：比較表1.0-34ページ】
8	— (比較対象なし)	(g) 発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である発電所対策本部長の所長(原子力防災管理者)が欠けた場合に備え、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。また、班長及び発電課長(当直)が欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。	泊は、発電課長(当直)の代行者に係る記載をした。(女川と同様)【例：比較表1.0-34ページ】

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

- 記載表現、名称の相違等（実質的な相違なし）（下表に示す相違については、見易さの観点から比較表の「相違説明」欄に相違理由を記載しない。）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	備考
・発電用原子炉施設（以下、「原子炉施設」という。）	・発電用原子炉施設	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-1ページ】 泊は、発電用原子炉施設について読み替えをしていない。
・1号炉及び2号炉	・1号及び2号炉	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-1ページ】
・原子炉等規制法	・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-2ページ】
・重大事故等発生時	・重大事故等時	・記載表現の相違 泊は「重大事故等時」で統一した。(女川と同様)【例：比較表1.0-12ページ】
・当直課長	・発電課長(当直)	・名称の相違【例：比較表1.0-18ページ】
・炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する事象ベースの運転手順書	・炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書	・名称の相違【例：比較表1.0-20ページ】
・マニュアル	・手順書	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-27ページ】
・運転に従事する者(所長を含む。)	・重大事故等に対処する要員(発電所対策本部長を含む。)	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-29ページ】
・時間外、休日(夜間)	・夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-31ページ】
・非常召集	・非常招集	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-28ページ】
・当社社員	・社員	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-33ページ】
・原子炉	・発電用原子炉	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-33ページ】
・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	・名称の相違【例：比較表1.0-34ページ】
・緊急時対策本部	・発電所対策本部	・名称の相違【例：比較表1.0-51ページ】
・降灰	・火山の影響(降灰)	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-54ページ】
・警報に対処する運転手順書	・警報処置運転手順書	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-54ページ】
・運転員(当直員)	・運転員	・記載表現の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-65ページ】
・作業手順書	・手順書	・手順書名称の相違【例：比較表1.0-66ページ】
・安全パラメータ表示システム(S PDS)及びS PDS表示装置	・データ伝送設備(発電所内)	・設備名称の相違【例：比較表1.0-79ページ】
・トランシーバー	・無線連絡設備	・設備名称の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-79ページ】
・可搬型の照明装置	・可搬型照明	・名称の相違(女川と同様)【例：比較表1.0-79ページ】
・情報班	・事務局	・名称の相違【例：比較表1.0-80ページ】
・原子力発電部門統括	・原子力部長	・名称の相違【例：比較表1.0-80ページ】
・本店対策本部要員	・本店の原子力災害対策要員	・名称の相違【例：比較表1.0-81ページ】

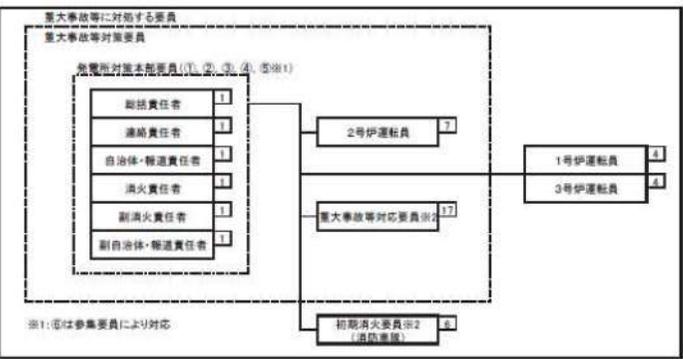
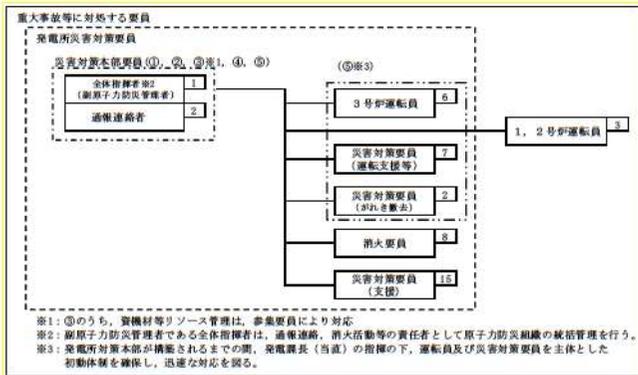
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

3. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要

3-1) 主な説明事項

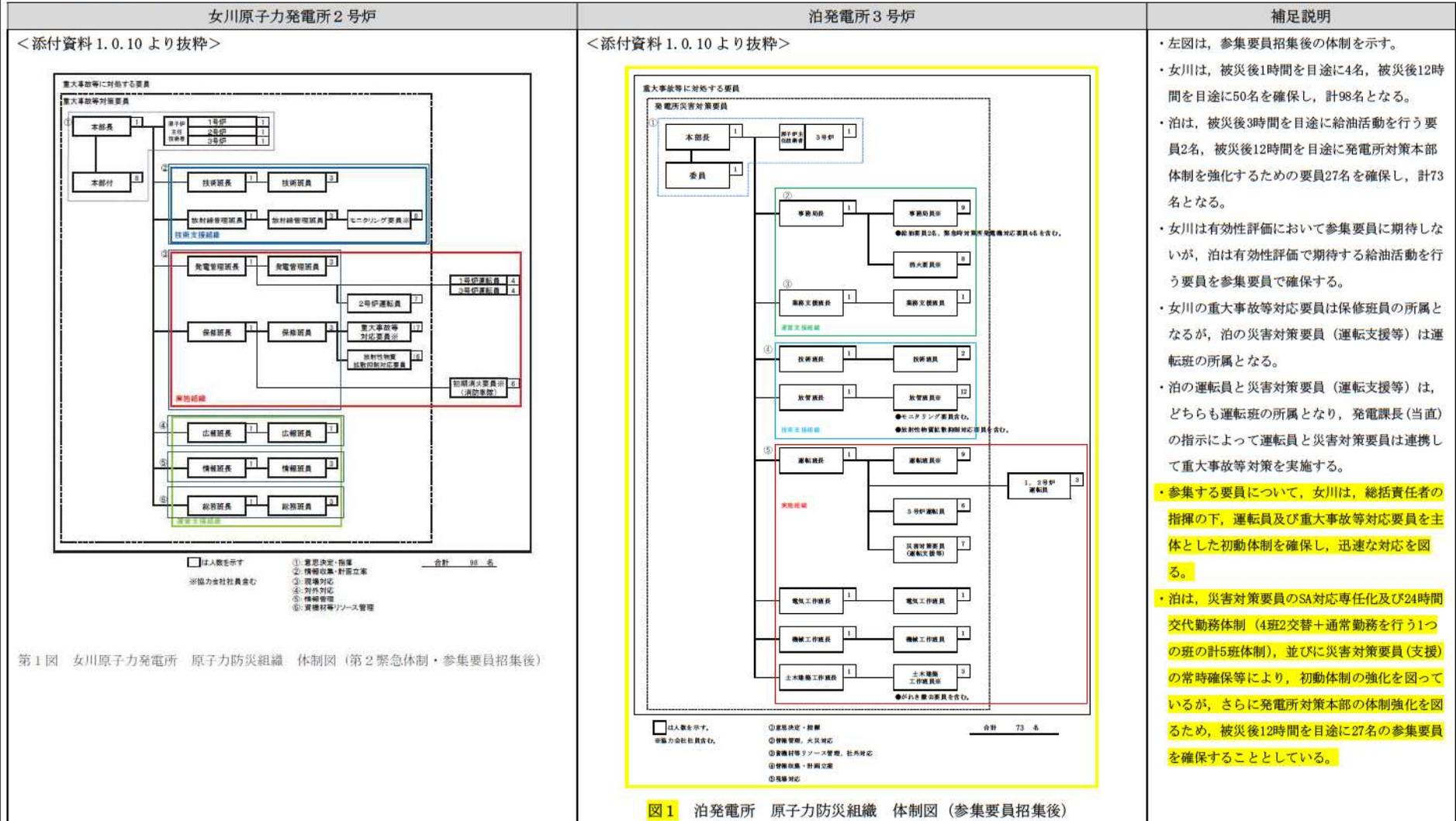
- 初動対応体制

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	補足説明
<p>&lt;添付資料1.0.10より抜粋&gt;</p>  <p>① 意思決定・指揮                  ② 情報収集・計画立案                  ③ 現場対応                  ④ 対応対応                  ⑤ 情報管理                  ⑥ 資機材等リソース管理</p> <p>合計 44 名</p>	<p>&lt;添付資料1.0.10より抜粋&gt;</p>  <p>① 意思決定・指揮                  ② 情報管理、火災対応                  ③ 資機材等リソース管理、社外対応                  ④ 情報収集・計画立案                  ⑤ 現場対応</p> <p>合計 44 名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う本部要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の初動対応に必要な要員を確保する方針であることは女川と同様。</li> <li>・泊は、副原子力防災管理者である全体指揮者が、関係地方公共団体等への通報連絡、初期消火活動等の責任者として原子力防災組織の統括管理する。（大阪、玄海、伊方と同等の体制を確保している。大阪は全体指揮者（副原子力防災管理者）1名、ユニット指揮者2名、通報連絡者2名、現場調整者1名。玄海は全体指揮者（副原子力防災管理者）1名、号炉毎指揮者2名、通報連絡者1名。伊方は、連絡責任者1名、連絡当番者2名、放管当番者1名。）</li> </ul>
<p>第3図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図（夜間及び休日）</p>	<p>図3 泊発電所 原子力防災組織 体制図（夜間及び休日）</p> <p>&lt;運転支援等を行う災害対策要員7名について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転支援等を行う災害対策要員7名は、運転員の支援、可搬型重大事故等対処設備を用いた電源確保活動及び注水活動等を行う要員である。</li> <li>・重大事故等対策に係る必要な教育及び訓練の実施に加え、日頃から可搬型重大事故等対処設備に精通させるため、可搬型重大事故等対処設備の巡視点検、定期試験や日常保守も担う重大事故等対策の専任要員である。</li> <li>・災害対策要員の勤務形態は、通常時は4班2交替のサイクルで運用している交替勤務に加え、通常勤務を行う1つの班の計5班で構成される。重大事故等時においても、中長期での作業等の対応に支障が出ることがないよう、通常時と同様の勤務形態を継続することとしている。</li> </ul> <p>&lt;災害対策要員（支援）15名について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所設備に係る活動、可搬型モニタリング設備の設置等の重大事故等対策に係る支援活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の重大事故等対応要員は、可搬型重大事故等対処設備を用いた現場対応を行う。</li> <li>・泊は、運転支援等を行う災害対策要員7名が、可搬型重大事故等対処設備による水源の確保、電源復旧活動等を行う。</li> <li>・泊は、発電所対策本部の各機能班員が参集し本部体制が構築されるまでの間については、発電課長（当直）が指揮する運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制の下、運転手順書等に基づき迅速な対応を図ることとしている。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

● 要員参集後の重大事故等時の体制



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

3-2) 女川2号炉との比較表の記載方針等

- 記載表現、名称の相違等（実質的な相違なし）（下表に示す相違については、見易さの観点から比較表の「相違説明」欄に相違理由を記載しない。）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
・ 1号及び3号炉	・ 1号及び2号炉	・ 停止号炉の相違【例：比較表1.0-1ページ】
・ 原子炉圧力容器	・ 原子炉容器	・ 名称の相違【例：比較表1.0-1ページ】
・ 運転操作手順書	・ 運転手順書	・ 名称の相違【例：比較表1.0-15ページ】
・ 全て	・ すべて	・ 記載表現の相違【例：比較表1.0-16ページ】 泊は「すべて」で統一している。
・ 発電課長	・ 発電課長（当直）	・ 名称の相違【例：比較表1.0-18ページ】
・ 重大事故等対策要員	・ 発電所災害対策要員	・ 名称の相違【例：比較表1.0-19ページ】
・ パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能及び原子炉格納容器の健全性）	・ 安全機能パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能、蒸気発生器の除熱機能、原子炉格納容器の健全性、放射性物質の放出防止及び1次冷却系保有水の維持）	・ 名称の相違【例：比較表1.0-21ページ】
・ 警戒対策体制	・ 原子力防災準備体制	・ 防災体制の名称の相違【例：比較表1.0-28ページ】
・ 第1緊急体制	・ 原子力応急事態体制	・ 防災体制の名称の相違【例：比較表1.0-28ページ】
・ 第2緊急体制	・ 原子力緊急事態体制	・ 防災体制の名称の相違【例：比較表1.0-28ページ】
・ 警戒対策体制、第1又は第2緊急体制※1（以下「緊急体制」という。）	・ 原子力防災準備体制、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制※1（以下「防災体制」という。）	・ 防災体制の名称の相違【例：比較表1.0-28ページ】
・ 2号炉	・ 3号炉	・ 申請号炉の相違【例：比較表1.0-29ページ】
・ 統括	・ 号機責任者	・ 名称の相違【例：比較表1.0-30ページ】
・ 初期消火要員（消防車隊）	・ 消火要員	・ 名称の相違【例：比較表1.0-32ページ】
・ 安全パラメータ表示システム（SPDS）	・ データ伝送設備（発電所内）	・ 設備名称の相違【例：比較表1.0-34ページ】
・ IP電話及びIP-FAX	・ IP電話及びIP-FAX	・ 記載表現の相違【例：比較表1.0-34ページ】 泊は半角に統一
・ 非常時操作手順書（シビアアクシデント）	・ 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書	・ 名称の相違【例：比較表1.0-55ページ】
・ 非常時操作手順書（設備別）	・ 代替設備運転手順書	・ 名称の相違【例：比較表1.0-55ページ】
・ 使用済燃料プール	・ 使用済燃料ピット	・ 名称の相違【例：比較表1.0-72ページ】
・ 重大事故等対応要員	・ 災害対策要員	・ 名称の相違【例：比較表1.0-74ページ】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
・自動呼出システム	・緊急時の呼び出しシステム	・名称の相違【例：比較表1.0-75 ページ】
・発電副長	・副長	・名称の相違【例：比較表1.0-78 ページ】
・情報班	・事務局	・名称の相違【例：比較表1.0-80 ページ】
・本店原子力部長	・原子力部長	・名称の相違【例：比較表1.0-80 ページ】
・本店対策本部室隣接会議室	・原子力施設事態即応センター	・名称の相違【例：比較表1.0-81 ページ】
・警戒対策本部	・本店警戒対策本部	・名称の相違【例：比較表1.0-81 ページ】
・緊急時対策要員	・本店の原子力災害対策要員	・名称の相違【例：比較表1.0-81 ページ】

4. その他

4-1) 防潮堤の位置、構造及び設計方針の変更並びにそれに伴う発電所の運用変更による資料への反映

- 防潮堤の再構築に伴い屋外アクセスルートを設定変更する。そのため、設定した屋外アクセスルートに対し、外部事象に対する影響評価及び屋外アクセスルート復旧作業を含めた有効性評価の作業の成立性を確認する必要がある。これらの影響については、防潮堤の海側線形を変更することなく屋外アクセスルートが成立することについて、「添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」に反映する。
- 予備品を復旧作業場所へ移動させるルートについて、防潮堤の再構築に伴い屋外アクセスルートを設定変更していることから、「添付資料1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について」に反映した。
- 防潮堤の再構築に伴い構内入構ルートが変更となることから、防潮堤の海側線形を変更することなく、外部からの支援が成立することについて、「添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」及び「添付資料1.0.10 重大事故等時の体制について」の別紙7に反映した。
- 前兆事象の確認を踏まえた事前の対応手順の整備について、防潮堤の再構築に伴い屋外アクセスルート及び構内入構ルートが変更となっていることから、防潮堤の海側線形を変更することなく、津波発生時に高台等へ避難することができることを「添付資料1.0.8 自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について」に反映した。
- 複数号炉の同時被災への対応について、屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となることから、防潮堤の海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立することについて「添付資料1.0.16 重大事故等時における停止号炉の影響について」に反映した。
- 要員の招集について、防潮堤の再構築に伴い構内入構ルートが変更となることから、防潮堤の海側線形を変更することなく要員の参集が成立することについて、「添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」及び「添付資料1.0.10 重大事故等時の体制について」の別紙7に反映した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針</p> <p><b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉施設において、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合における当該事故等に対処するために必要な体制の整備に関し、原子炉等規制法第43条の3の2第1項の規定に基づく保安規定等において、以下の項目が規定される方針であることを確認すること。</p> <p>なお、申請内容の一部が本要求事項に適合しない場合であっても、その理由が妥当なものであれば、これを排除するものではない。</p> <p><b>【要求事項の解釈】</b>                      要求事項の規定については、以下のとおり解釈する。</p> <p>なお、本項においては、要求事項を満たすために必要な措置のうち、手順等の整備が中心となるものを例示したものである。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力には、以下の解釈において規定する内容に加え、設置許可基準規則に基づいて整備される設備の運用手順等についても当然含まれるものであり、これらを含めて<b>手順書</b>等が適切に整備されなければならない。</p> <p>また、以下の要求事項を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものではなく、要求事項に照らして十分な保安水準が達成できる技術的根拠があれば、要求事項に適合するものと判断する。</p> <p>東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた<b>設備強化等の重大事故等対策</b>に加え、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる<b>発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合</b>における以下の重大事故等対策設備に係る事項、復旧作業に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し、<b>運用面での対策を行う</b>。また、<b>1号炉及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないこと</b>を前提とする。</p>	<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針</p> <p><b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉施設において、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合における当該事故等に対処するために必要な体制の整備に関し、原子炉等規制法第43条の3の2第1項の規定に基づく保安規定等において、以下の項目が規定される方針であることを確認すること。</p> <p>なお、申請内容の一部が本要求事項に適合しない場合であっても、その理由が妥当なものであれば、これを排除するものではない。</p> <p><b>【要求事項の解釈】</b>                      要求事項の規定については、以下のとおり解釈する。</p> <p>なお、本項においては、要求事項を満たすために必要な措置のうち、手順等の整備が中心となるものを例示したものである。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力には、以下の解釈において規定する内容に加え、設置許可基準規則に基づいて整備される設備の運用手順等についても当然含まれるものであり、これらを含めて<b>手順書</b>等が適切に整備されなければならない。</p> <p>また、以下の要求事項を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものでなく、要求事項に照らして十分な保安水準が達成できる技術的根拠があれば、要求事項に適合するものと判断する。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた<b>重大事故等対策の設備強化等の対策</b>に加え、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合における以下の重大事故等対策設備に係る事項、復旧作業に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し、当該事故等に対処するために必要な<b>手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備等運用面での対策を行う</b>。また、<b>1号及び3号炉の原子炉圧力容器に燃料が装荷されていないこと</b>を前提とする。</p>	<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針</p> <p><b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉施設において、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合における当該事故等に対処するために必要な体制の整備に関し、原子炉等規制法第43条の3の2第1項の規定に基づく保安規定等において、以下の項目が規定される方針であることを確認すること。</p> <p>なお、申請内容の一部が本要求事項に適合しない場合であっても、その理由が妥当なものであれば、これを排除するものではない。</p> <p><b>【要求事項の解釈】</b>                      要求事項の規定については、以下のとおり解釈する。</p> <p>なお、本項においては、要求事項を満たすために必要な措置のうち、手順等の整備が中心となるものを例示したものである。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力には、以下の解釈において規定する内容に加え、設置許可基準規則に基づいて整備される設備の運用手順等についても当然含まれるものであり、これらを含めて<b>手順書</b>等が適切に整備されなければならない。</p> <p>また、以下の要求事項を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものでなく、要求事項に照らして十分な保安水準が達成できる技術的根拠があれば、要求事項に適合するものと判断する。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた<b>重大事故等対策の設備強化等の対策</b>に加え、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合における以下の重大事故等対策設備に係る事項、復旧作業に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し、当該事故等に対処するために必要な<b>手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備等運用面での対策を行う</b>。また、<b>1号及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないこと</b>を前提とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】審査基準改正に伴う相違</p> <p>【大飯】審査基準改正に伴う相違</p> <p>【大飯】審査基準改正に伴う相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川<b>実績の反映</b>)</p> <p>【大飯】審査基準改正に伴う相違(女川と同<b>様</b>)</p> <p>【大飯】記載方針の相違                      ・運用面での対策の内容を記載。(女川<b>実績の反映</b>)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>「1. 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「2.1 可搬型設備等による対応」は、「1. 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模損壊が発生した場合の様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模損壊が発生した場合に対処する。</p> <p>また、重大事故等又は大規模損壊に対処するための体制において技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「原子炉等規制法」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「技術的能力審査基準」という。）で規定する内容に加え、「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した第10.1表（設置変更許可申請書）に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。整備する手順書については「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力1.1から1.19」にて補足する。</p>	<p>「1. 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「2.1 可搬型設備等による対応」は「1. 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模な損壊が発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模な損壊が発生した場合の対応を実施する。</p> <p>また、重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、技術的能力の審査基準で規定する内容に加え、「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した第1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。</p>	<p>「1. 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「2.1 可搬型設備等による対応」は、「1. 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模損壊が発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模損壊が発生した場合の対応を実施する。</p> <p>また、重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「技術的能力審査基準」という。）で規定する内容に加え、「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した第1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。整備する手順書については、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力1.1から1.19」にて補足する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は、技術的能力1.0にて「技術的能力審査基準」と読み替えて、技術的能力1.1～1.19まとめ資料においても「技術的能力審査基準」と記載している。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載方針の相違(大飯と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 重大事故等対策</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>a. 切替えの容易性</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>b. 保管場所</p> <p>c. アクセスルートの確保</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>c. 体制の整備</p>	<p>1. 重大事故等対策</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>a. 切替えの容易性</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>b. 保管場所</p> <p>c. アクセスルートの確保</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>c. 体制の整備</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>a. 切替えの容易性</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>b. 保管場所</p> <p>c. アクセスルートの確保</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>c. 体制の整備</p>	<p>1. 重大事故等対策</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>a. 切替えの容易性</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>b. 保管場所</p> <p>c. アクセスルートの確保</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>c. 体制の整備</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>a. 切替えの容易性</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>b. 保管場所</p> <p>c. アクセスルートの確保</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>c. 体制の整備</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                  ・目次を詳細に記載。（女川実線の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について	添付資料 1.0.1 本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について	添付資料1.0.1 本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて	添付資料 1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて	添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて	
添付資料1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について	添付資料 1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について	添付資料1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について	
添付資料1.0.4 外部からの支援について	添付資料 1.0.4 外部からの支援について	添付資料1.0.4 外部からの支援について	
添付資料1.0.5 重大事故等対策に係る文書体系	添付資料 1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系	添付資料1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
添付資料1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について	添付資料 1.0.6 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について	添付資料1.0.6 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
添付資料 1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について	添付資料 1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について	添付資料1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について	
添付資料1.0.8 大津波警報発令時の原子炉停止操作等について	添付資料 1.0.8 自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について	添付資料1.0.8 自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について	【大飯】審査基準改正に伴う修正 ・泊は、技術的能力審査基準改正に伴い、前兆事象を確認した時点での事前の対応の例として、降下火災物の到達が予想される時の手順について添付資料1.0.8に追記したため、添付資料1.0.8の資料名称を変更している。(女川と同様)
添付資料1.0.9 重大事故等対策に係る教育及び訓練について	添付資料 1.0.9 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について	添付資料1.0.9 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
添付資料1.0.10 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制について	添付資料 1.0.10 重大事故等時の体制について	添付資料1.0.10 重大事故等時の体制について	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
添付資料1.0.11 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の発電用原子炉主任技術者の役割等について	添付資料 1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について	添付資料1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割等について	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
添付資料1.0.12 東京電力福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について	添付資料 1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について	添付資料1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料1.0.13 重大事故等対策要員の作業時における装備について	添付資料 1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について	添付資料1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について	【大飯】名称の相違(女川実績の反映)
添付資料1.0.14 技術的能力対応手段と運転手順書との関連表	添付資料 1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表	添付資料1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
添付資料1.0.15 原子炉格納容器の設計圧力、温度に近い状態が長期にわたる場合の体制の整備について	添付資料 1.0.15 原子炉格納容器の長期にわたる状態維持に係る体制の整備について	添付資料1.0.15 原子炉格納容器の長期にわたる状態維持に係る体制の整備について	【大飯】資料名称の相違(女川実績の反映)
添付資料1.0.16 重大事故等の発生時における停止号炉の影響について	添付資料 1.0.16 重大事故等時における停止号炉の影響について	添付資料1.0.16 重大事故等時における停止号炉の影響について	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
添付資料1.0.17 炉心に燃料が無い期間を考慮した体制（要員の整理）について		添付資料1.0.17 設計基準事象及び重大事故等対応における1次冷却材温度変化率の制限適用の考え方について	【大飯・女川】記載方針の相違 ・第411回審査会合(H28.10.27)の資料1-2-5をまとめ資料として添付している。
		添付資料1.0.18 重大事故等時の初動対応体制の強化等について	【大飯・女川】記載方針の相違 ・第397回審査会合(H28.9.6)の資料1-2-1をまとめ資料として添付している。
		添付資料1.0.19 重大事故等時における単独操作について	【大飯・女川】記載方針の相違 ・泊は、重大事故等時における単独操作について、添付資料として整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方                      (1) 重大事故等対処設備に係る事項                      a. 切替えの容易性                      本来の用途以外の用途（本来の用途以外の用途とは、設置している設備の本来の機能とは異なる目的で使用する場合に、本来の系統構成とは異なる系統構成を実施し設備を使用する場合をいう。ただし、本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、<b>重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統状態から弁操作又は工具等の使用により切り替えられるようにして当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を整備するとともに、確実に実行できるよう訓練を実施する。</b></p>	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方                      (1) 重大事故等対処設備に係る事項                      a. 切替えの容易性                      本来の用途以外の用途（本来の用途以外の用途とは、設置している設備の本来の機能とは異なる目的で使用する場合に、本来の系統構成とは異なる系統構成を実施し設備を使用する場合をいう。ただし、本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から<b>弁操作</b>により速やかに切り替えられるように、当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な<b>手順</b>を整備するとともに、<b>確実に実行できるよう訓練を実施する。</b></p>	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方                      (1) 重大事故等対処設備に係る事項                      a. 切替えの容易性                      本来の用途以外の用途（本来の用途以外の用途とは、設置している設備の本来の機能とは異なる目的で使用する場合に、本来の系統構成とは異なる系統構成を実施し設備を使用する場合をいう。ただし、本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から<b>弁操作又は工具等の使用</b>により速やかに切り替えられるように、当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な<b>手順</b>等を整備するとともに、<b>確実に実行できるよう訓練を実施する。</b></p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)                      【女川】設備の相違                      ・泊では、格納容器再循環ユニットに海水を通水する系統は、工具を用いたフランジ取付・取外や可搬型ホースの接続を行い切替えることから、「<b>弁操作又は工具等</b>」と記載している。                      ・泊は、切替えるために整備しているものとして、上記のとおり工具等があることから、「<b>手順等</b>」と記載している。                      ・泊は、工具を用いてフランジ取付・取外を行うが、一般的な作業と同等の作業であり、容易に実施できる。(大飯と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するため、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬又は移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮し、外部人為事象に対して飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び重大事故等時の高線量下を考慮する。</p>	<p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋内及び屋外アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に<b>関わらず</b>、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に<b>関わらず</b>、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p>	<p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋内及び屋外アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に<b>かかわらず</b>、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に<b>かかわらず</b>、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p>	<p>「b. アクセスルートの確保」に関して、技術的能力1.0添付資料1.0.2「可搬型重大事故等保管場所及びアクセスルートについて」は比較対象プラントを女川2号炉及び島根2号炉としていることから、本項目については女川2号炉と比較する。</p> <p>大飯3/4号炉は比較対象としていないことから、マーキング( )を施している。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>考慮すべき自然現象のうち、洪水に対しては敷地付近に河川がないこと、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>また、外部人為事象のうち、飛来物（航空機落下）に対しては防護設計の要否判断の基準を超えないこと、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災に対しては該当する施設がないこと、ダムの崩壊に対しては近傍にダムがないこと、船舶の衝突に対しては敷地配置により、電磁的障害に対しては道路及び通路が直接影響を受けることはないことから、屋外及び屋内アクセスルートへの影響はない。</p> <p>生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けない。</p> <p>万一、これらの影響を受けないとしている現象について、対応が必要となった場合においても、洪水、高潮及びダムの崩壊に対しては、津波と同様に対応し、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災に対しては、森林火災と同様に対応する。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状況確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンク、重油タンク、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外アクセスルートに対する、地震による影響（周辺構造物の損壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり）、津波による影響、その他の自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、積雪及び降灰）を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ1台（予備1台）を保管及び使用し、それを運転する要員を確保する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、軽油タンク、常設代替交流電源設備、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり並びに地下構造物の損壊）、風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ等の重機を保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、常設代替交流電源設備、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり並びに地下構造物の損壊）、風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。</p>	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。また、想定を上回る段差が発生した場合の段差復旧のためにバックホウを配備する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する。</p> <p>想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>屋外アクセスルートについては、考慮すべき自然現象のうち落雷、凍結及び森林火災、外部人為事象のうち近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p>	<p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤及び防潮壁で防護することにより、複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具の装備により通行に影響はない。</p> <p>また、想定される自然現象のうち、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。</p> <p>森林火災については通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。</p> <p>洪水、地滑り及びダム崩壊については立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>なお、落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはなく、生物学的事象に対しては容易に排除可能であり、船舶の衝突に対してはカーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されること、電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤で防護することにより、複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>屋外アクセスルートは、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具の装備により通行に影響はない。</p> <p>また、想定される自然現象のうち、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。</p> <p>森林火災については通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。</p> <p>地滑りについては、地滑りの影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>洪水及びダム崩壊については立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>なお、落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはなく、生物学的事象に対しては容易に排除可能であり、電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違                  ・泊は船舶の衝突について迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。（島根と同様）</p> <p>【女川】対応方針の相違                  ・泊は敷地内に地滑り地形が存在するが、アクセスルートは地滑りの影響を受けない箇所に設定している。</p> <p>【女川】対応方針の相違                  ・泊は船舶の衝突について迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。（島根と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外アクセスルートの周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行う。</p> <p>耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。</p> <p>なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回又はブルドーザによる段差解消対策により対処する。</p> <p>アクセスルート上の台風及び竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドーザによる撤去を行う。</p>	<p>屋外アクセスルートの周辺構造物等の損壊による障害物については、ブルドーザ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。</p> <p>液状化、揺すり込みによる不等沈下及び地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は碎石による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。</p> <p>想定を上回る段差が発生した場合は、迂回路を通行するか、ブルドーザに積載した角材と土のうによる段差解消対策により、通行性を確保する。</p> <p>屋外アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物に対しては、ブルドーザによる撤去を行い、積雪又は火山の影響に対しては、ブルドーザによる除雪又は除灰を行う。また、凍結及び積雪に対して、アクセスルートへの融雪剤配備、車両の常時スタッドレスタイヤ装着並びに急勾配箇所のすべり止め材配備及びすべり止め舗装を施すことにより通行性を確保する。</p>	<p>屋外アクセスルートの周辺構造物等の損壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>液状化、揺すり込みによる不等沈下及び地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は、あらかじめ段差緩和対策を実施する。</p> <p>想定を上回る段差が発生した場合は、迂回路を通行するか、バックホウによる段差箇所の復旧により、通行性を確保する。</p> <p>屋外アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物に対しては、ホイールローダによる撤去を行い、積雪又は火山の影響に対しては、ホイールローダによる除雪又は除灰を行う。また、凍結及び積雪に対して、アクセスルートについては融雪剤及びすべり止め材を配備し、車両についてはスタッドレスタイヤ等を装着することにより通行性を確保する。</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【女川】設備の相違                  ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。また、想定を上回る段差が発生した場合の段差復旧のためにバックホウを配備する。</p> <p>【女川】対応方針の相違                  ・泊は周辺斜面の崩壊が発生した場合に、ホイールローダを用いて崩壊土砂を撤去し、可搬型設備の通行性を確保する。</p> <p>【女川】対応方針の相違                  ・段差に対するアクセスルートの通行性確保方法の相違。</p> <p>【女川】対応方針の相違                  ・想定を上回る段差時の対応内容の相違。</p> <p>【女川】設備の相違                  ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。</p> <p>【女川】対応方針の相違                  ・泊は路面凍結用タイヤとしてスパイクタイヤも配備する。                  ・道路構造令に示されている20km/hでの走行における道路の設計勾配が9～12%以下とされていることを参考とし、泊には9%を超える勾配箇所がないことから、すべり止め舗装は行っていない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、想定を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ要員が移動するアクセスルート                      の状況確認を行い、あわせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内のアクセスルートは、地震、津波、その他の自然現象による影響及び外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>屋内のアクセスルート上には、転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することでアクセスルートを通行する。</p> <p>アクセスルートの確保に当たっては、アクセスルートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施すること及び万一の際には迂回することにより通行性を確保する。</p> <p>アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備及びアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>	<p>なお、想定を上回る積雪又は火山の影響が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、併せてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内アクセスルートは、地震、津波及びその他想定される自然現象による影響並びに発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時に必要となる現場操作を実施する場所まで移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛又は転倒防止処置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することにより、屋内アクセスルートを通行する。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p>	<p>なお、想定を上回る積雪又は火山の影響が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、併せてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内アクセスルートは、地震、津波及びその他想定される自然現象による影響並びに発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時に必要となる現場操作を実施する場所まで移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛又は転倒防止処置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することにより、屋内アクセスルートを通行する。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>重大事故等発生時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、以下の基本方針に基づき実施する。</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>重大事故等発生後の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能を回復することが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</li> <li>・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</li> <li>・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</li> </ul> <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品等の確保に努める。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザ、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他の作業環境を想定した資機材を確保する。</p>	<p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>重大事故等時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、以下の基本方針に基づき実施する。</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能回復を図ることが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品をあらかじめ確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</li> <li>・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</li> <li>・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</li> </ul> <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器、その他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。</p>	<p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>重大事故等時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、以下の基本方針に基づき実施する。</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能回復を図ることが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品をあらかじめ確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</li> <li>・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</li> <li>・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</li> </ul> <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのホイールローダ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器、その他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】設備の相違</p> <p>・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。また、想定を上回る段差が発生した場合の段差復旧のためにバックホウを配備する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 保管場所                      予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管する。</p> <p>c. アクセスルートの確保                      想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。                      設備の復旧作業に支障がないよう、複数のアクセスルートを確保する等、(1)b. アクセスルートの確保と同じ運用管理を実施する。</p>	<p>b. 保管場所                      予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮した場所に保管する。</p> <p>c. アクセスルートの確保                      想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、「1.0.1(1)b. アクセスルートの確保」と同じ実効性のある運用管理を実施する。</p>	<p>b. 保管場所                      予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮した場所に保管する。</p> <p>c. アクセスルートの確保                      想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、「1.0.1(1)b. アクセスルートの確保」と同じ実効性のある運用管理を実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 支援に係る事項</p> <p>重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された<b>重大事故等対処設備、予備品及び燃料等の手段</b>により、重大事故等対策を実施し、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。</p> <p>また、関係機関等と協議及び合意の上、外部からの支援計画を定め、協力体制が整い次第、<b>プラントメーカー及び建設会社からは設備の設計根拠、機器の詳細な情報、事故収束手段及び復旧対策等の提供</b>、協力会社からは、<b>事象進展予測及び放射線影響予測等の評価結果の情報提供</b>、並びに<b>事故収束及び復旧対策活動に必要な要員の支援</b>、燃料供給会社からは<b>燃料の供給並びに迅速な物資輸送を可能とするとともに中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める</b>。</p> <p>他の原子力事業者からは、<b>要員の派遣、資機材の貸与、環境放射線モニタリングの支援</b>を受けられるほか、原子力緊急事態支援組織からは、<b>被ばく低減のための遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援及び提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けることができるように支援計画を定める</b>。</p> <p>さらに、発電所外に保有している<b>重大事故等対処設備と同種の設備、予備品及び燃料等</b>について支援を受けることによって、発電所内に配備している<b>重大事故等対処設備</b>に不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い、継続的な<b>重大事故等対策</b>を実施できるように<b>事故発生後6日間</b>までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、<b>災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服及びその他の放射線管理に使用する資機材</b>が継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</p>	<p>(3) 支援に係る事項</p> <p>重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された<b>手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）</b>により、重大事故等対策を実施し、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。</p> <p>関係機関等と協議及び合意の上、外部からの支援計画を定め、協力体制が整い次第、<b>プラントメーカー及び協力会社からは、事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援や要員派遣等の支援並びに燃料供給会社からは燃料の供給を受けられるようにする</b>。</p> <p>なお、<b>資機材等の輸送</b>に関しては、<b>迅速な物資輸送を可能とするとともに中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める</b>。</p> <p>他の原子力事業者からは、<b>要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援</b>を受けられるようにするほか、原子力緊急事態支援組織からは、<b>被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する要員及び発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を定める</b>。</p> <p>発電所外であらかじめ用意された<b>手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）</b>について支援を受けることによって、発電所内に配備する<b>重大事故等対処設備</b>に不具合があった場合の代替手段及び燃料等の確保を行い、継続的な<b>重大事故等対策</b>を実施できるように<b>事象発生後6日間</b>までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、<b>発電所の支援に必要な資機材として、食料その他の消耗品及び放射線防護資機材</b>を継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</p>	<p>(3) 支援に係る事項</p> <p>重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された<b>手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）</b>により、重大事故等対策を実施し、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。</p> <p>関係機関等と協議及び合意の上、外部からの支援計画を定め、協力体制が整い次第、<b>プラントメーカー及び協力会社からは、事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援や要員派遣等の支援並びに燃料供給会社からは燃料の供給を受けられるようにする</b>。</p> <p>なお、<b>資機材等の輸送</b>に関しては、<b>迅速な物資輸送を可能とするとともに中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める</b>。</p> <p>他の原子力事業者からは、<b>要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援</b>を受けられるように<b>するほか</b>、原子力緊急事態支援組織からは、<b>被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する要員及び発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を定める</b>。</p> <p>発電所外であらかじめ用意された<b>手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）</b>について支援を受けることによって、発電所内に配備する<b>重大事故等対処設備</b>に不具合があった場合の代替手段及び<b>燃料等</b>の確保を行い、継続的に<b>重大事故等対策</b>を実施できるように<b>事象発生後6日間</b>までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、<b>発電所の支援に必要な資機材として、食料その他の消耗品及び放射線防護資機材</b>を継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備                  重大事故等発生時に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>a. 手順書の整備                  重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。                  また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。</p>	<p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備                  重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員及び初期消火要員（消防車隊）（以下「重大事故等に対処する要員」という。）を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>a. 手順書の整備                  重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように手順書を整備する。                  また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）並びに重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。</p>	<p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備                  重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員（以下「重大事故等に対処する要員」という。）を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>a. 手順書の整備                  重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように手順書を整備する。                  また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）及び発電所災害対策要員が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)                  ・確保する要員の内訳を記載した。また、発電所災害対策要員及び1、2号運転員を「重大事故等に対処する要員」と定義した。(女川実績の反映)</p> <p>【女川】体制の相違                  ・泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含む。</p> <p>【女川】記載表現の相違                  ・泊は1,2号炉で1つの中央制御室であることから「1号及び2号炉運転員」と表現している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違                  ・泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含んでおり、消火要員が使用する手順書は発電所対策本部用手順書に整備しているため、実質的な相違はない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由2)                  ・泊は、支援組織が使用する手順書を発電所対策本部用手順書を含む。(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) すべての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は3号炉及び4号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、手順を整備する。</p> <p>原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるよう、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を整備する。</p> <p>具体的には、第10.1表（設置変更許可申請書）に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下のとおり整備する。</p>	<p>(a) 全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で2号炉の発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書にまとめる。</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるように、パラメータを計測する計器故障又は計器故障が疑われる場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書に整備する。</p> <p>具体的には、第1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるように、あらかじめ判断基準を明確にした手順を以下のとおり運転操作手順書又は発電所対策本部用手順書に整備する。</p> <p>原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるように判断基準を明確にした手順を整備する。</p>	<p>(a) すべての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で3号炉の発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、運転手順書及び発電所対策本部用手順書にまとめる。</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるように、パラメータを計測する計器故障又は計器故障が疑われる場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転手順書及び発電所対策本部用手順書に整備する。</p> <p>具体的には、第1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるように、あらかじめ判断基準を明確にした手順を以下のとおり運転手順書又は発電所対策本部用手順書に整備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由3)              ・同時被災に対しては、停止中号炉を考慮して「複数号炉」と記載。また、審査対象号炉である「3号炉」を記載した。(女川と同様)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由4)              ・泊は具体的な手順書名を記載した。(女川実績の反映)</p> <p>・大飯は、1.0.2項に具体的な手順書名を記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由4)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由4)</p> <p>【女川】設備の相違              ・泊はPWRプラントであり、制御棒位置、1次冷却材のほう素濃度調整により原子炉出力を調整することから、事故時に限らずほう酸水注入を行う設計であり、重大事故等時においても迷わず注入できることから、記載していない。(大飯と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、迷わず海水注水を行えるよう判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮の上、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準を明確にした手順を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注入を行えるよう判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>原子炉格納容器圧力が限界圧力に達する前又は原子炉格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に原子炉格納容器フィルタベント系等の使用が行えるよう判断基準を明確にした手順を発電所対策本部用手順書に整備する。</p> <p>全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮の上、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p>	<p>炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるよう判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮の上、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準を明確にした手順を整備する。</p>	<p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の有効性評価「格納容器過圧・過温破損」では、低圧代替注水系(常設)による原子炉注水等により損傷炉心を冷却しつつ、代替循環冷却系又は原子炉格納容器フィルタベントにより原子炉格納容器破損の防止を図る。</li> <li>・泊の有効性評価「格納容器過圧破損」のように早期に炉心損傷に至る場合は、迷うことなく原子炉格納容器破損防止対策に移行できるよう、代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイを最優先に行う手順着手判断基準を定めている。(大飯と同様)</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は「注水」に統一している。</li> </ul> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、PWRプラントであり、格納容器冷却の手段として、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を整備している。また、炉心損傷が発生した場合には格納容器への注水を最優先とする手順を整備している。(大飯と同様)</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、格納容器水素濃度低減対策として、イグナイタをSA設備として格納容器内に設置している。イグナイタ着火に伴う設備への悪影響を考慮し、炉心出口温度350℃到達から60分以内にイグナイタを起動する手順としている。(大飯と同様)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>重大事故等対策時において、設計基準事故に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できるよう判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>(c) 重大事故等対策の実施において、財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長があらかじめ方針を示す。</p> <p>重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を運転手順書に整備する。</p> <p>重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において重大事故等対策を実施する際に、発電所の緊急時対策本部長が、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針にしたがった判断を実施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を緊急時対策本部用手順書に整備する。</p>	<p>その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないことを明確にした手順を整備する。</p> <p>(c) 重大事故等対策の実施において、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという共通認識を持って行動できるように、社長はあらかじめ方針を示す。</p> <p>重大事故等時の運転操作において、発電課長が躊躇せず判断できるように、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた運転操作手順書を整備し、判断基準を明記する。</p> <p>重大事故等時の警戒対策本部又は緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）の活動において、重大事故等対策を実施する際に、発電所対策本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた発電所対策本部用手順書を整備し、判断基準を明記する。</p>	<p>その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないことを明確にした手順を整備する。</p> <p>(c) 重大事故等対策の実施において、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという共通認識を持って行動できるように、社長はあらかじめ方針を示す。</p> <p>重大事故等時の運転操作において、発電課長（当直）が躊躇せず判断できるように、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた運転手順書を整備し、判断基準を明記する。</p> <p>重大事故等時の原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）の活動において、重大事故等対策を実施する際に、発電所対策本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた発電所対策本部用手順書を整備し、判断基準を明記する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・重大事故等時に使用する手順は、設計基準事故時に用いる操作の制限事項を適用しないことを明確にすることで重大事故等対策を阻害しない手順にしている。表現は異なるが、実質的な相違はない。(女川と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】運用の相違</p> <p>・女川は、警戒事象が発生した場合に警戒体制を発令し警戒対策本部を設置する。また、第1又は第2緊急体制発令時は緊急時対策本部を設置する。</p> <p>・泊は、警戒事象が発生した場合に原子力防災準備体制を発令し発電所対策本部を設置する。また、原子力災害対策指針に定められている施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に対処する場合に原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制を発令した場合においても発電所対策本部を設置する。(島根と同様)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 重大事故等対策時に使用する手順書として、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて実効的に重大事故等対策を実施するため、<b>運転員用及び支援組織用の手順書</b>を適切に定める。</p> <p>運転手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて構成し定める。</p> <p>緊急時対策本部用手順書に、体制、通報及び緊急時対策本部内の連携等について明確にし、その中に支援組織用手順書を整備し、支援の対応等、重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>なお、運転手順書は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確にする。</p> <p>事故発生時は、故障及び設計基準事故に対処する<b>運転手順書</b>により事象判別及び初期対応を行う。</p>	<p>(d) 重大事故等時に使用する手順書として、発電所内の運転員と重大事故等対策要員（運転員を除く。）が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、<b>運転操作手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>を適切に定める。</p> <p><b>運転操作手順書</b>は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて構成し定める。</p> <p>発電所対策本部は、運転員からの要請あるいは発電所対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。発電所対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討及び現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p><b>運転操作手順書</b>は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるように、移行基準を明確にする。</p> <p>異常又は事故発生時は、警報処置<b>運転手順書</b>により初期対応を行う。</p> <p>警報処置<b>運転手順書</b>による対応において事象が進展した場合には、警報処置<b>運転手順書</b>から<b>非常時操作手順書（イベントベース）</b>に移行する。</p>	<p>(d) 重大事故等時に使用する手順書として、発電所内の運転員と<b>発電所災害対策要員</b>（運転員を除く。）が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、<b>運転手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>を適切に定める。</p> <p><b>運転手順書</b>は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて構成し定める。</p> <p>発電所対策本部は、<b>運転員からの要請あるいは発電所対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。</b>発電所対策本部用手順書として、事故状況に応じた<b>戦略の検討及び現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確にした手順を定める。</b></p> <p><b>運転手順書</b>は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるように、<b>移行基準を明確にする。</b></p> <p>異常又は事故発生時は、<b>警報処置運転手順書</b>により<b>初期対応を行う、又は故障及び設計基準事故に対処する運転手順書</b>により<b>事象判別及び初期対応を行う。</b></p> <p>警報処置<b>運転手順書</b>による対応において<b>事象が進展した場合には、警報処置運転手順書から故障及び設計基準事故に対処する運転手順書</b>に移行する。</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・要員名称を具体的に記載(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由2)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(相違理由1)</p> <p>・泊は、異常又は事故が発生し、警報が発信した場合には「<b>警報処置運転手順書</b>」を用いて初期対応を行うことについては女川と同様であるが、原子炉トリップ又はECCS作動に至った場合には「<b>故障及び設計基準事故に対処する運転手順書</b>」に移行し原子炉トリップの確認、ECCS作動機器の確認、事象判別及び初期対応を行う。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由5)</p> <p>・泊は、異常又は事故発生時に警報が発信した場合に使用する<b>警報処置運転手順書</b>について記載した。(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する事象ベースの運転手順書に移行する。</p>	<p>また、原子炉停止中において、警報処置運転手順書による対応中に非常時操作手順書（プラント停止中）の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書（プラント停止中）に移行する。</p>	<p>多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書に移行する。</p> <p>また、原子炉停止中において、警報処置運転手順書による対応中に故障及び設計基準事故に対処する運転手順書の導入条件が成立した場合には、故障及び設計基準事故に対処する運転手順書に移行する。</p>	<p>【女川】手順書の構成の相違(相違理由3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」にて事象判別を行い、多重故障等により設計基準事故を超えて「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書」の導入条件が成立した場合には「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書」へ移行する。(大飯と同様)</li> <li>・女川は、「警報処置運転手順書」から非常時操作手順書（イベントベース）に移行する。</li> </ul> <p>【女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、原子炉停止中の重大事故等に対処する手順書は、「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」に整備している。</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、原子炉停止中における「警報処置運転手順書」から「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」への移行について記載した。(女川実績の反映)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>事象判別及び初期対応を行っている場合又は事象ベースの運転手順書にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定めた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する安全機能ベースの運転手順書に移行する。</p> <p>ただし、原因が明確でかつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの運転手順書には移行せず、その原因に対する事象ベースの運転手順書を優先する。</p>	<p>警報処置運転手順書及び非常時操作手順書(イベントベース)による対応中は、パラメータ(未臨界性、炉心の冷却機能及び原子炉格納容器の健全性)を常に監視し、あらかじめ定めた非常時操作手順書(徴候ベース)の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書(徴候ベース)に移行する。</p> <p>ただし、非常時操作手順書(徴候ベース)の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラム時の確認事項等、非常時操作手順書(イベントベース)に具体的内容を定めている対応については非常時操作手順書(イベントベース)を参照する。</p>	<p>故障及び設計基準事故に対処する運転手順書並びに炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書による対応中は、安全機能パラメータ(未臨界性、炉心の冷却機能、蒸気発生器の除熱機能、原子炉格納容器の健全性、放射性物質の放出防止及び1次冷却系保有水の維持)を常に監視し、あらかじめ定めた炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書の導入条件が成立した場合には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書に移行する。</p> <p>ただし、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書の導入条件が成立した場合でも、全交流動力電源喪失時等、原因が明確でかつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの運転手順書には移行せず、その原因に対する事象ベースの運転手順書を優先する。</p>	<p>【女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、重大事故等時、「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」及び「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書」で対応する手順書の構成となっており、「警報処置運転手順書」から「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書」に移行する手順書の構成とはなっていない。</li> </ul> <p>【女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書」の導入条件として、蒸気発生器除熱機能(蒸気発生器水位、補助給水量)、放射性物質の放出防止(格納容器内高レンジエリアモニタ)及び1次冷却系保有水の維持(加圧器水位)に係るパラメータがある。(大飯と同様)</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全機能パラメータの具体的な内容について記載した。(女川実績の反映)</li> <li>泊は使用する運転手順書の名称を記載した。(女川実績の反映)</li> <li>泊は「導入条件」、大飯は「適用条件」(女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊において、全交流動力電源喪失、原子炉補機冷却機能喪失等のサポート系故障により多くの安全系機器が機能喪失した場合には、安全機能ベースの運転手順書を使用せず全交流動力電源喪失、原子炉補機冷却機能喪失等の事象ベースの運転手順書を優先して使用することとしている。これらの事象ベースの運転手順書には未臨界性、炉心冷却機能の維持、格納容器健全性確保に係る手順についても規定している。(大飯と同様)</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全機能ベースの運転手順書よりも事象ベースの運転手順書を優先する場合の具体例を記載した。(女川実績の反映)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障及び設計基準事故に対処する運転手順書に戻り処置を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する運転手順書による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書に移行し対応処置を実施する。</p> <p>(e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、<b>運転手順書</b>に明記する。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを、あらかじめ選定し、重要な監視パラメータと有効な監視パラメータに位置づけ<b>運転手順書</b>に明記する。</p> <p>通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法を<b>運転手順書</b>に明記する。なお、記録が必要なパラメータ及び直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定し、<b>運転手順書</b>に明記する。</p>	<p>異常又は事故が収束した場合は、<b>非常時操作手順書</b>（徴候ベース）に従い復旧の措置を行う。</p> <p><b>非常時操作手順書</b>（徴候ベース）による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、<b>非常時操作手順書</b>（シビアアクシデント）に移行する。</p> <p>(e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、<b>運転操作手順書</b>及び発電所対策本部用手順書に明記する。</p> <p>重大事故等に対処するため、発電用原子炉施設の状態を直接監視することが必要なパラメータを、あらかじめ選定し、<b>運転操作手順書</b>及び発電所対策本部用手順書に整理する。</p> <p>整理に当たっては、記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を発電所対策本部用手順書に明記する。なお、発電用原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を発電所対策本部用手順書に明記する。</p>	<p>多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障及び設計基準<b>事故</b>に対処する運転手順書に戻り処置を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する<b>運転手順書</b>による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、<b>炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書</b>に移行する。</p> <p>(e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、<b>運転手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>に明記する。</p> <p>重大事故等に対処するため、<b>発電用原子炉施設の状態を直接監視することが必要なパラメータを、あらかじめ選定し、運転手順書及び発電所対策本部用手順書に整理する。</b></p> <p>整理に当たっては、記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を<b>運転手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>に明記する。なお、<b>発電用原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を運転手順書及び発電所対策本部用手順書に明記する。</b></p>	<p>【女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、安全機能が回復すれば、「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」に戻り、プラント復旧処置等を継続することから、実質的な相違なし。(大飯と同様)</li> </ul> <p>【女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、非常時操作手順書(徴候ベース)から非常時操作手順書(シビアアクシデント)へ移行する。</li> <li>・泊は、事象ベースの運転手順書又は安全機能ベースの運転手順書にて対応中に、炉心損傷の判断パラメータである炉心出口温度及び格納容器内高レンジエリアモニタを常に監視し、炉心損傷と判断した場合には炉心損傷後に使用する運転手順書へ移行する。(大飯と同様)</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】手順書の構成の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、発電所対策本部だけでなく、発電課長(当直)も計器故障によるパラメータの監視不能時等の手順着手判断を行うことから、発電所対策本部用手順書に加え、運転手順書にも明記する。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を<b>手順書</b>に整理する。</p> <p>有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、<b>運転手順書</b>に整理する。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、<b>発電所緊急時対策本部要員</b>（以下「緊急時対策本部要員」という。）が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報とし、<b>支援組織用手順書</b>に整理する。</p> <p>(f) 前兆事象として把握ができるか、<b>重大事故</b>を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発令された場合、原則として<b>原子炉</b>を停止し、冷却操作を行う手順を整備する。</p> <p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p>	<p>重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を<b>発電所対策本部用手順書</b>に整理する。</p> <p>有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、<b>運転操作手順書</b>に整理する。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、<b>重大事故等対策要員</b>（運転員を除く。）が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報とし、<b>発電所対策本部用手順書</b>に整理する。</p> <p>(f) 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発表された場合、原則として<b>発電用原子炉</b>を停止し、冷却操作を開始する手順を整備する。</p> <p>また、引き波により取水ピット水位が<b>タービン補機冷却海水ポンプの取水可能水位より低下した場合等</b>、<b>発電用原子炉の運転継続に支障がある場合に</b>、<b>発電用原子炉を手動停止する手順を整備する。</b></p> <p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p>	<p>重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を<b>発電所対策本部用手順書</b>に整理する。</p> <p>有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、<b>運転手順書</b>に整理する。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、<b>発電所災害対策要員</b>（運転員を除く。）が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報とし、<b>発電所対策本部用手順書</b>に整理する。</p> <p>(f) 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発表された場合、原則として<b>発電用原子炉</b>を停止し、冷却操作を開始する手順を整備する。</p> <p>また、引き波により取水ピット水位が<b>循環水ポンプ自動停止水位まで低下した場合等</b>、<b>発電用原子炉の運転継続に支障がある場合に</b>、<b>発電用原子炉を手動停止する手順を整備する。</b></p> <p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び<b>前兆事象</b>に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由2)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・重大事故に至るおそれがある事故も含めたものとして「重大事故等」と記載した。(女川と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・泊は、プラント出力運転中にタービン補機を冷却する海水を循環水ポンプにより取水する。</p> <p>・泊は、引き波により取水ピット水位がT.P.-2.0mとなれば循環水ポンプが自動停止する設計。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在 より引用】</p> <p>(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。</p> <p>固定源に対しては、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を整備する。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更) より引用】</p> <p>(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。</p> <p>固定源に対しては、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を整備する。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>(g) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。</p> <p>固定源に対しては、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を整備する。</p>	<p>有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関しては、DB26 条まとめ資料「中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」と同様に伊方及び東海第二と比較する。泊は最新の審査実績である東海第二との比較結果を色識別した。</p> <p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方・東海第二】名称の相違(以下、相違理由を省略)</p> <p>【伊方】記載方針の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>運転員（当直員）、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を継続的に実施する。</p> <p>必要な力量の確保に当たっては、原則、重大事故等発生時の発電所原子力緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）の体制を通常時の組織の業務と対応するように定め、通常時の実務経験を通じて付与される力量に加え、事故時対応の知識及び技能について要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度、内容で計画的に実施することにより運転員（当直員）、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の力量の維持及び向上を図る。</p> <p>緊急安全対策要員の教育及び訓練の頻度と力量評価の考え方は、以下のとおりとし、この考え方にに基づき教育訓練の計画を定め、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各要員に対し必要な教育及び訓練項目を年1回以上実施し、評価することにより、力量が維持されていることを確認する。</li> <li>各要員が力量の維持及び向上を図るためには、各要員に応じた複数の教育及び訓練項目を受ける必要がある。複数の教育及び訓練項目で、手順が類似する項目については、年1回以上、毎年繰り返すことにより、各手順を習熟し、力量の維持及び向上を図る。</li> </ul>	<p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>重大事故等に対処する要員に対して、重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。</p> <p>必要な力量の確保に当たっては、通常時の実務経験を通じて付与される力量を考慮し、事故時対応の知識及び技能について、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより、重大事故等に対処する要員の力量の維持及び向上を図る。</p>	<p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>重大事故等に対処する要員に対して、重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。</p> <p>必要な力量の確保に当たっては、通常時の実務経験を通じて付与される力量を考慮し、事故時対応の知識及び技能について、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより、重大事故等に対処する要員の力量の維持及び向上を図る。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・泊は教育及び訓練の頻度の考え方を1.0.2(4)b項(比較表1.0-63ページ)に記載した。(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作について第10.2表(設置変更許可申請書)に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練を効率的かつ確実に実施する。</p> <p>運転員(当直員)、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の対象者については、重大事故等発生時における事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるよう、各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された要員を必要人数配置する。</p> <p>重大事故等対策活動のための要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。</p> <p>(a) 重大事故等対策は、幅広い原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練等を実施する。</p> <p>(b) 運転員(当直員)、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の各役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるよう過酷事故の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行う。</p> <p>現場作業に当たっている緊急安全対策要員が、作業に習熟し必要な対応ができるよう、運転員(中央制御室及び現場)と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。</p> <p>重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を定期的に計画する。</p>	<p>重大事故等対策における中央制御室での操作、動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、第2表に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できることを確認する。</p> <p>重大事故等に対処する要員に対して、重大事故等時における事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるように、各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された重大事故等に対処する要員を必要人数配置する。</p> <p>重大事故等に対処する要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。</p> <p>(a) 重大事故等対策は、幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練等を実施する。</p> <p>(b) 重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるように、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を計画的に行う。</p> <p>現場作業に当たっている重大事故等対策要員(運転員を除く。)が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、運転員(中央制御室及び現場)と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。</p> <p>重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画的に実施する。</p>	<p>重大事故等対策における中央制御室での操作、動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、第2表に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できることを確認する。</p> <p>重大事故等に対処する要員に対して、重大事故等時における事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるように、各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された重大事故等に対処する要員を必要人数配置する。</p> <p>重大事故等に対処する要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。</p> <p>(a) 重大事故等対策は、幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練等を実施する。</p> <p>(b) 重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるように、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を計画的に行う。</p> <p>現場作業に当たっている発電所災害対策要員(運転員を除く。)が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、運転員(中央制御室及び現場)と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。</p> <p>重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画的に実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】名称の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らも行って部品交換等の実務経験を積むこと等により原子炉施設及び予備品等について熟知する。</p> <p>(d) 事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した事故時対応訓練、夜間及び降雨並びに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を実施する。</p> <p>(e) 事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。</p>	<p>(c) 重大事故等時において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、発電用原子炉施設、予備品等について熟知する。</p> <p>(d) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間、降雨、強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p> <p>(e) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備、事故時用の資機材等に関する情報及び手順書が即時に利用できるように、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書を用いた事故時対応訓練を行う。</p>	<p>(c) 重大事故等時において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、発電用原子炉施設、予備品等について熟知する。</p> <p>(d) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間、降雨、強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p> <p>(e) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備、事故時用の資機材等に関する情報及び手順書が即時に利用できるように、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書を用いた事故時対応訓練を行う。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及び支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は、原子力防災体制等を発令し、要員の非常召集、通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。</p> <p>発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるよう、専門性及び経験を考慮した作業班の構成を行う。</p> <p>また、各班の役割分担、責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p>	<p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止その他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は事象に応じて警戒対策体制、第1又は第2緊急体制<sup>*1</sup>（以下「緊急体制」という。）を発令し、重大事故等対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。</p> <p>※1 警戒対策体制：原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制</p> <p>第1緊急体制：原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態に対処するための体制</p> <p>第2緊急体制：原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態に対処するための体制</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、組織が効率的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した機能班を構成する。</p> <p>また、各班には、役割に応じた対策の実施に関わる全責任及び事故対処に係る現場作業等の責任を有し、班員に対する具体的な作業指示及び本部への報告を行う班長を定める。指揮命令系統及び各班内の役割分担を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>これらの体制を平日勤務時間帯だけでなく、夜間及び休日においても、重大事故等が発生した場合に速やかに対策を行うことができるように、整備する。</p> <p>複数号炉の同時被災の場合において、重大事故等対処設備を使用して2号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の被災対応ができる体制とする。</p>	<p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止その他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は事象に応じて原子力防災準備体制、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制<sup>*1</sup>（以下「防災体制」という。）を発令し、発電所災害対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。</p> <p>※1 原子力防災準備体制：原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制</p> <p>原子力応急事態体制：原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態に対処するための体制</p> <p>原子力緊急事態体制：原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態に対処するための体制</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、組織が効率的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した機能班を構成する。</p> <p>また、各班には、役割に応じた対策の実施に関わる全責任及び事故対処に係る現場作業等の責任を有し、班員に対する具体的な作業指示及び本部への報告を行う班長を定める。指揮命令系統及び各班内の役割分担を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>これらの体制を平日勤務時間帯だけでなく、夜間及び休日においても、重大事故等が発生した場合に速やかに対策を行うことができるように、整備する。</p> <p>複数号炉の同時被災の場合において、重大事故等対処設備を使用して3号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の被災対応ができる体制とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・泊は、各体制の発令の定義について記載した。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由6)</p> <p>・泊は、非常召集する要員の名称を具体的に記載した。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合の原子力防災組織において、その職務に支障をきたすことがないよう、独立性が確保できる組織に配置する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故時等において、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>時間外、休日（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員は、発電用原子炉主任技術者が原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行うことができるよう、通信連絡手段により必要の都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は、その情報連絡を受け、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、連絡により発電所に非常召集する。重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に駆けつけられるよう、非常召集可能圏内に発電用原子炉主任技術者を号炉ごとに1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p>	<p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等時の発電所対策本部において、その職務に支障をきたすことがないよう、独立性を確保する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策における発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策において、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部長は、その指示を踏まえて事故の対処方針を決定する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員は発電用原子炉主任技術者が発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実にすることができるように、通信連絡設備により必要の都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は得られた情報に基づき、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>2号炉の発電用原子炉主任技術者は、重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるように、早期に非常召集が可能なエリア（女川町又は石巻市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p>	<p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等時の発電所対策本部において、その職務に支障をきたすことがないよう、独立性を確保する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策における発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策において、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部長は、その指示を踏まえて事故の対処方針を決定する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、発電所災害対策要員は発電用原子炉主任技術者が発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実にすることができるように、通信連絡手段により必要の都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は得られた情報に基づき、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>3号炉の発電用原子炉主任技術者は、重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるように、早期に非常召集が可能なエリア（共和町、泊村又は岩内町）に3号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違                  ・炉主任の号炉を記載した。(女川と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違                  ・泊は炉主任が参集可能なエリアを具体的に記載した。(女川実績の反映)</p> <p>【女川】地理的要因の相違                  ・女川は、徒歩による非常召集可能圏内を女川町又は石巻市としている。                  ・泊は、徒歩による非常召集可能圏内を共和町、泊村又は岩内町としている。</p> <p>【大飯】運用の相違                  ・炉主任及び代行者を参集可能圏内に少なくとも1名確保することを記載した。(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 実施組織を、運転員等により事故拡大防止のための措置を実施する班及び応急対策の立案を実施する班により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>(c) 実施組織は、3号炉及び4号炉において同時に重大事故等が発生した場合において以下のとおり対応できる組織とする。</p> <p>発電所対策本部は、3号炉及び4号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により号炉ごとに指名した指揮者の指示のもと、号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行う。</p> <p>緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員を発電所内及び発電所近傍に常時確保し、3号炉及び4号炉の同時被災等が発生した場合においても、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対処設備を使用して炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策に対応できる体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任する。担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、3号炉及び4号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>3号炉及び4号炉の発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとの保安監督を誠実かつ、最優先に行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、号炉ごとに選任した発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は影響緩和に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>(b) 実施組織は、事故の影響緩和・拡大防止に係るプラントの運転操作を行う班（運転員を含む。）、事故の影響緩和・拡大防止に係る給水対応、電源対応、アクセスルート確保、拡散抑制対応、不具合設備の応急復旧対応及び初期消火活動を行う初期消火要員（消防車隊）を有する班で構成し、重大事故等対処を円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>(c) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に統括を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。</p> <p>複数号炉の同時被災の場合において、必要な重大事故等に対処する要員を発電所内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して2号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の被災対応ができる体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</p> <p>各号炉の発電用原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安の監督を誠実かつ最優先に行い、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）に保安上の指示を行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、各号炉の発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部から得られた情報に基づき、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>(b) 実施組織は、事故拡大防止に必要な運転上の措置等を行う班（運転員を含む。）、電気設備等の状況把握、応急復旧計画の立案及び措置等を行う班、機械設備等の状況把握、応急復旧計画の立案及び措置等を行う班及び土木建築設備等の状況把握、応急復旧計画の立案及び措置等を行う班で構成し、重大事故等対処を円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>(c) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に号機責任者を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。</p> <p>複数号炉の同時被災の場合において、必要な重大事故等に対処する要員を発電所内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して3号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の被災対応ができる体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</p> <p>各号炉の発電用原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安の監督を誠実かつ最優先に行い、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）に保安上の指示を行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、各号炉の発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部から得られた情報に基づき、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>【大飯・女川】体制の相違              ・発電所の原子力防災組織における構成の相違              【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由3)              【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由3)              【大飯】記載方針の相違              ・泊は、号炉ごとに配置する「号機責任者」の役割について詳細に記載した。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由3)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由3)              【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>技術支援組織は、事故状況の把握・評価及び事故時影響緩和操作の検討を行う班、放射線・放射能の測定、状況把握及び災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う班、運営支援組織は、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるため発電所対策本部の運営及び動員、輸送手段の確保を行う班、報道機関の対応を行う班、社内外対策本部との情報受理・伝達及び国・自治体等関係者との連絡調整を行う班で構成する。</p> <p>(e) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、原子力防災体制等を発令し、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故等の対策を実施する。</p> <p>時間外、休日（夜間）においては、重大事故等が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内及び発電所近傍に緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員を常時確保し、体制を強化する。</p> <p>なお、地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集連絡ができない場合でも地震の発生により発電所に自動参集する体制を整備する。</p>	<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>実施組織に対して技術的助言を行うための技術支援組織は、プラントパラメータ等の把握、プラント状態の進展予測・評価等を行う班、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置等に関する指示等を行う班で構成し、各班には必要な指示を行う班長を配置する。</p> <p>実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、発電所対策本部の運営支援、対外関係機関へ通報連絡等を行う班、社外対応情報の収集、報道機関対応者の支援等を行う班、要員の呼集、食料・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示、資材の調達及び輸送に関する一元管理等を行う班で構成し、各班には必要な指示を行う班長を配置する。</p> <p>(e) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、所長（原子力防災管理者）は、事象に応じて緊急体制を発令し、重大事故等対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し、重大事故等の対策を実施する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるように、発電所内に必要な重大事故等に対処する要員を常時確保する。</p> <p>発電所外から要員が参集するルートは、発電所正門を通行して参集するルートを使用する。発電所正門を通行した参集ルートが使用できない場合は、発電所南側の牡鹿ゲートの通行を含む、当該参集ルート以外の参集ルートを使用して参集する。</p> <p>なお、地震の影響による通信障害等によって非常召集連絡ができない場合においても、地震の発生により発電所に自動参集する体制を整備する。</p>	<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>実施組織に対して技術的助言を行うための技術支援組織は、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、被ばく管理等を行う班、事故状況の把握・評価、事故拡大防止対策の検討の総括等を行う班で構成し、各班には必要な指示を行う班長を配置する。</p> <p>実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、発電所対策本部の運営、関係機関への通報、連絡及び報告、本店の原子力災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）との連絡調整等を行う班、資機材等の調達輸送、関係地方公共団体等及び報道機関の対応、退避誘導等を行う班で構成し、各班には必要な指示を行う班長を配置する。</p> <p>(e) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、所長（原子力防災管理者）は、事象に応じて防災体制を発令し、発電所災害対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し、重大事故等の対策を実施する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるように、発電所内に必要な重大事故等に対処する要員を常時確保する。</p> <p>発電所外から要員が参集するルートは、茶津門扉を通行して参集するルートを使用する。茶津門扉を通行した参集ルートが使用できない場合は、大和門扉を通行する山廻りの参集ルートを使用して参集する。</p> <p>なお、地震の影響による通信障害等によって非常召集連絡ができない場合においても、地震の発生により発電所に自動参集する体制を整備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】発電所の原子力防災組織の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の班名称、班の構成等に違いはあるが、その対策本部の役割については、大飯及び女川と実質的な相違はない。</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、班長を配置することについて記載した。(女川実績の反映)</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】発電所の原子力防災組織の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の班名称、班の構成等に違いはあるが、その対策本部の役割については、大飯及び女川と実質的な相違はない。</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、班長を配置することについて記載した。(女川実績の反映)</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災体制を発令する主語を明記した。(女川実績の反映)</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】参集ルートの相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所外から要員が参集ルートについて記載した。(女川実績の反映)</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における必要な要員は、原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者、号炉ごとの指揮を行うユニット指揮者、通報連絡を行う通報連絡者並びに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員6名、運転操作指揮を行う当直課長及び当直主任、運転操作対応を行う運転員12名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は10名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名）、1号炉及び2号炉の運転員10名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は6名）、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動及びガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員36名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は33名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は30名）の計64名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は57名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名）並びに被災後6時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員10名（以下「召集要員」という。）の合計74名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は67名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は60名）を確保する。</p> <p>なお、号炉ごとの指揮者は、重大事故等対策の初動後対策において、必要に応じて現場の指揮を行う。1号炉及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提に、1号炉及び2号炉の運転員10名のうち、4名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は2名）が3号炉及び4号炉現場作業応援を行う。また、火災発生時の初期消火活動に対応するため、消火活動要員についても発電所に常時確保する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、重大事故等に対処する要員として、発電所内に<b>重大事故等対策要員（2号炉運転員7名を含む。）30名、1号及び3号炉運転員8名</b>、火災発生時の初期消火活動に対応するための<b>初期消火要員（消防車隊）6名</b>の合計44名を確保する。</p> <p>なお、原子炉運転中においては、運転員を7名とし、また原子炉運転停止中においては、運転員を5名とする。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、<b>重大事故等に対処する要員として、発電所内に原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者並びに通報連絡を行う通報連絡者の災害対策本部要員3名、運転操作指揮、運転操作指揮補佐及び運転操作対応を行う3号炉運転員6名、運転支援活動、電源復旧活動、注水活動及びがれき撤去活動を行う災害対策要員9名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員（支援）15名、1号及び2号炉運転員3名並びに火災発生時の初期消火活動に対応するための消火要員8名</b>の合計44名を確保する。</p> <p>なお、使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間においては、運転員を5名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員（支援）を14名とする。</p>	<p><b>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</b>  <b>【大飯】体制及び運用の相違(比較結果等を取りまとめた資料 2-1)「主な説明事項」(1.0-とりまとめた資料-3,4ページ)にて説明する。</b>  <b>【女川】体制及び運用の相違(比較結果等を取りまとめた資料 3-1)「主な説明事項」(1.0-とりまとめた資料-8,9ページ)にて説明する。</b>  <b>【大飯】記載方針の相違</b>          ・大飯は、原子炉容器に燃料が装荷されていない場合の要員をかつこ書きで記載している。          ・泊は消火要員の要員数を記載。(女川実績の反映)  <b>【女川】記載方針の相違</b>          ・泊は、発電所災害対策要員の役割ごとに細分化し、その要員数を記載した。(大飯と同様)  <b>【女川】運用の相違</b>          ・泊は、使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間において重大事故等時に必要な運転員、災害対策要員(支援)の要員数を確保する。  <b>【女川】記載方針の相違</b>          ・女川は、原子炉運転中の運転員の人数を記載しているが、泊は前段に記載している。  <b>【大飯】記載方針の相違</b>          ・大飯は「原子炉容器に燃料が装荷されていない場合」、泊は「使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間」と記載しているが実質的な相違はない。(泊は伊方と同様な記載としている。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生した場合、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、給水活動及び電源確保活動等の各要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>重大事故等の対応については、高線量下の対応においても、当社社員及び協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等対策要員（運転員、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め重大事故等対策要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>重大事故等対策要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき時間外、休日（夜間）を含めて必要な要員を非常召集できるように、定期的に通報連絡訓練を実施する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員（運転員を除く。）は緊急時対策所又は事務建屋の対策室に参集し、通報連絡、給水確保、電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、社員及び協力会社社員で対応できるような重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる発電用原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な重大事故等対策要員を非常召集できるように、重大事故等対策要員の対象者に対して計画的に通報連絡訓練を実施する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合、災害対策要員、災害対策要員（支援）及び災害対策本部要員は、緊急時対策所又は中央制御室に参集若しくは現場に向かい、通報連絡、給水確保、電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、社員及び協力会社社員で対応できるような重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる発電用原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な発電所災害対策要員を非常召集できるように、発電所災害対策要員の対象者に対して計画的に通報連絡訓練を実施する。</p>	<p>【大飯・女川】運用の相違                  ・泊の初動対応において、要員の役割に応じて「緊急時対策所」「中央制御室」「現場」のいずれかに参集する。直接、中央制御室又は現場に参集することでSA対策に遅れが生じないようにする。要員の役割に応じて集合する場所が異なる運用については伊方、玄海と同様。                  【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)                  【女川】記載表現の相違                  ・泊は、「協力会社」と記載し、1.0.1(3)項と合わせた。(比較表1.0-14ページ参照)                  【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)                  【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)                  【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)                  【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由6)                  【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(f) 重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班の機能は、上記(b)項及び(d)項のとおり明確にするとともに、各班に責任者である班長及び副班長を配置する。</p> <p>(g) 発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である本部長の所長（原子力防災管理者）及び班長が欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。</p> <p>(h) 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。                      重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り迅速に対応することが必要なことから、支援組織が、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所を整備する。</p> <p>さらに、実施組織が中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型通話装置等を整備する。</p>	<p>(f) 発電所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班の機能は、上記(a)項、(b)項及び(d)項のとおり明確にするとともに、各班には、役割に応じた対策の実施及び事故対処に係る現場作業等の責任を有する班長並びに発電課長を配置する。</p> <p>(g) 発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である発電所対策本部長の所長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。また、班長及び発電課長についても欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ明確にする。</p> <p>(h) 重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための施設、設備等を整備する。                      重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り、迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、支援組織が重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた緊急時対策所を整備する。</p> <p>また、実施組織が、中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型通話装置等を整備する。これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設及び設備を使用することによって発電用原子炉施設の状態を確認し、必要な発電所内外各所へ通信連絡を行う。</p>	<p>(f) 発電所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班の機能は、上記(a)項、(b)項及び(d)項のとおり明確にするとともに、各班には、役割に応じた対策の実施及び事故対処に係る現場作業等の責任を有する班長並びに発電課長（当直）を配置する。</p> <p>(g) 発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である発電所対策本部長の所長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。また、班長及び発電課長（当直）が欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。</p> <p>(h) 重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための施設、設備等を整備する。                      重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り、迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、支援組織が重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するためのデータ伝送設備（発電所内）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた緊急時対策所を整備する。</p> <p>また、実施組織が、中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型通話装置等を整備する。これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設及び設備を使用することによって発電用原子炉施設の状態を確認し、必要な発電所内外各所へ通信連絡を行う。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由7)                      ・泊は、運転員の責任者である発電課長(当直)について記載した。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由8)                      ・泊は、発電課長(当直)の代行者に係る記載をした。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違                      ・泊は、緊急所に配備する通信連絡設備を詳細に記載した。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(i) 支援組織は、原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、原子力施設事態即応センターに設置する本店緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）等の発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p> <p>社内外対策本部との情報受理・伝達及び国・自治体等関係者との連絡調整を行う班が、本店対策本部と発電所対策本部間において発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。また、報道発表及び外部からの問い合わせ対応等については、本店対策本部の広報活動を行う班で実施することにより、発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p>	<p>(i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、本店対策本部、国、関係地方公共団体等の発電所内外の組織への通報連絡を実施できるように、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p> <p>発電所対策本部の運営及び情報の収集を行う班が、本店対策本部と発電所対策本部間において発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。また、報道発表及び外部からの問合せ等については、本店対策本部で実施し、発電所対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p>	<p>(i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、本店対策本部、国、関係地方公共団体等の発電所内外の組織への通報連絡を実施できるように、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p> <p>発電所対策本部の運営、関係機関への通報、連絡及び報告、本店対策本部との連絡調整等を行う班が、本店対策本部と発電所対策本部間において発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。また、報道発表及び外部からの問合せ等については、本店対策本部で実施し、発電所対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違                  ・発電所内外の連絡に固定型の衛星電話の使用も考慮するため、固定型と携帯型の総称である衛星電話設備と記載した。（女川と同様）</p> <p>【大飯・女川】発電所の原子力防災組織の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(j) 重大事故等発生時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。</p> <p>発電所における原子力防災体制発令の報告を受け、本店における原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子力施設事態即応センター含む。）を中之島及び若狭に設置する。社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行う。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言が発出された場合又はそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>具体的には、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう、本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集・連絡・記録、事故状況の把握・評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明・除去に関する支援及び復旧対策に関する支援等を行う班を設置し、本店対策本部（中之島）は、外部電源や通信設備に関する復旧等を行う班、本店対策本部の設営・運営、本部要員の召集並びに資機材及び食料の調達運搬等を行う班、自治体及び報道対応を行う班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p>	<p>(j) 重大事故等時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。</p> <p>発電所における緊急体制発令の報告を受け、本店における緊急体制を発令した場合、速やかに本店内に発電所外部の支援組織である本店対策本部を設置する。</p> <p>本店対策本部は、全社での体制とし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるように技術面及び運用面で支援する。</p> <p>社長を本店対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。</p> <p>本店対策本部長は、「原子力災害対策特別措置法」第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を指示する。</p>	<p>(j) 重大事故等時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。</p> <p>発電所における防災体制発令の報告を受け、本店における防災体制を発令した場合、速やかに本店内に発電所外部の支援組織である本店対策本部を設置する。</p> <p>本店対策本部は、全社（全社とは、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のことをいう。）での体制とし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるように技術面及び運用面で支援する。</p> <p>社長を本店対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。</p> <p>本店対策本部長は、「原子力災害対策特別措置法」第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を指示する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本店対策本部は1箇所(札幌)のみ。</li> </ul> <p>【大飯】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本店対策本部は1箇所(札幌)のみであり、社長の移動は伴わないため、当該記載は不要。</li> </ul> <p>【大飯】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本店対策本部は1箇所(札幌)のみ。</li> </ul> <p>【大飯・女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送配電事業の分社化に伴い追記した。(島根と同様)</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、本店の原子力防災組織の構成について、1.0.2(4)c.(j)項(比較表1.0-82ページ)に記載している。(女川実績の反映)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>本店対策本部は、原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>本店対策本部は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>(k) 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力及び温度に近い状態が継続する場合等に備えて、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減及び放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p>	<p>本店対策本部は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣するとともに、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材等の支援を実施する。</p> <p>また、本店対策本部は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>(k) 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備する。また、重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力体制を整備する。</p>	<p>本店対策本部は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣するとともに、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材等の支援を実施する。</p> <p>また、本店対策本部は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>(k) 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備する。また、重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力体制を整備する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.0-24 ページ 有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関する箇所を再掲</p> <p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在 より引用】</p> <p>(a-7)有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。</p> <p>固定源に対しては、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を必要要員に周知するための手順を整備する。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更)より引用】</p> <p>(c-12)有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備する。</p> <p>固定源に対しては、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員に対して防護具を配備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう体制を整備する。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>(1) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備する。</p> <p>固定源に対しては、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員に対して防護具を配備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう体制を整備する。</p>	<p>有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関しては、DB26条まとめ資料「中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」と同様に伊方及び東海第二と比較する。泊は最新の審査実績である東海第二との比較結果を色識別した。</p> <p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載方針の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載方針の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載方針の相違</p> <p>・泊は、有毒ガスの発生を必要要員に周知するための手順の整備について、1.0-24ページに記載した。(東海第二実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備</p> <p>①切替えの容易性</p> <p>【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>	<p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>①切り替えの容易性</p> <p>【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>	<p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>①切り替えの容易性</p> <p>【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>	
<p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>a. 切替えの容易性</p> <p>本来の用途以外の用途（本来の用途以外の用途とは、設置している設備の本来の機能とは異なる目的で使用する場合に、本来の系統構成とは異なる系統構成を実施し設備を使用する場合をいう。ただし、本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、<b>重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統状態から弁操作又は工具等の使用により切り替えられるようにして当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を整備するとともに、確実に実行できるよう訓練を実施する。</b></p>	<p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>a. 切替えの容易性</p> <p>本来の用途以外の用途（本来の用途以外の用途とは、設置している設備の本来の機能とは異なる目的で使用する場合に、本来の系統構成とは異なる系統構成を実施し設備を使用する場合をいう。ただし、本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から<b>弁操作</b>により速やかに切り替えられるように、当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な<b>手順</b>を整備するとともに、<b>確実に実行できるよう訓練を実施する。</b></p> <p>(添付資料 1.0.1)</p>	<p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>a. 切替えの容易性</p> <p>本来の用途以外の用途（本来の用途以外の用途とは、設置している設備の本来の機能とは異なる目的で使用する場合に、本来の系統構成とは異なる系統構成を実施し設備を使用する場合をいう。ただし、本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から<b>弁操作又は工具等の使用</b>により速やかに切り替えられるように、<b>当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等</b>を整備するとともに、<b>確実に実行できるよう訓練を実施する。</b></p> <p>(添付資料 1.0.1)</p>	<p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では、格納容器再循環ユニットに海水を通水する系統は、<b>工具を用いたフランジ取付・取外や可搬型ホースの接続を行い切替えることから、「弁操作又は工具等」と記載している。</b></li> <li>・泊は、切替えるために整備しているものとして、上記のとおり工具等があることから、「手順等」と記載している。</li> <li>・泊は、<b>工具を用いてフランジ取付・取外を行うが、一般的な作業と同等の作業であり、容易に実施できる。(大飯と同様)</b></li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は関連する添付資料の番号を記載した。(女川実績の反映)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するため、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬又は移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮し、外部人為事象に対して飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設内の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び重大事故等時の高線量下を考慮する。</p>	<p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋内及び屋外アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p>	<p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋内及び屋外アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p>	<p>「b. アクセスルートの確保」に関して、技術的能力1.0添付資料1.0.2「可搬型重大事故等保管場所及びアクセスルートについて」は比較対象プラントを女川2号炉及び島根2号炉としていることから、本項目については女川2号炉と比較する。</p> <p>大飯3/4号炉は比較対象としていないことから、マーキング（)を施している。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>考慮すべき自然現象のうち、洪水に対しては敷地付近に河川がないこと、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>また、外部人為事象のうち、飛来物（航空機落下）に対しては防護設計の要否判断の基準を超えないこと、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災に対しては該当する施設がないこと、ダム の崩壊に対しては近傍にダムがないこと、船舶の衝突に対しては敷地配置により、電磁的障害に対しては道路及び通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外及び屋内アクセスルートへの影響はない。</p> <p>生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けない。</p> <p>万一、これらの影響を受けないとしている現象について、対応が必要となった場合においても、洪水、高潮及びダム の崩壊に対しては、津波と同様に対応し、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災に対しては、森林火災と同様に対応する。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>(a) 屋外アクセスルートの確保                  重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備（送水車、その他の注水設備、電源車、その他の電気設備、可搬型モニタリング設備等）の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状況確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンク、重油タンク、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>(a) 屋外アクセスルートの確保                  重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備（大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、電源車等）の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、軽油タンク、常設代替交流電源設備、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>(a) 屋外アクセスルートの確保                  重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備（可搬型大型送水ポンプ車、可搬型代替電源車等）の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、常設代替交流電源設備、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p>	<p>【女川】設備名称の相違                  【女川】設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外アクセスルートに対する、地震による影響（周辺構造物の損壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり）、津波による影響、その他の自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、積雪及び降灰）を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザ1台（予備1台）を保管及び使用し、それを運転する要員を確認する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>屋外アクセスルートについては、考慮すべき自然現象のうち落雷、凍結及び森林火災、外部人為事象のうち近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p>	<p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の損壊、周辺タンクの損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地下構造物の損壊）、風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザ等の重機を保管、使用し、それを運転できる要員を確認する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤及び防潮壁で防護することにより、複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>屋外アクセスルートは、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物（航空機墜落）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具の装備により通行に影響はない。</p> <p>また、想定される自然現象のうち、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。                  森林火災については通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。</p> <p>洪水、地滑り及びダム崩壊については立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の損壊、周辺タンクの損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地下構造物の損壊）、風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる要員を確認する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤で防護することにより、複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>屋外アクセスルートは、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物（航空機墜落）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具の装備により通行に影響はない。</p> <p>また、想定される自然現象のうち、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。                  森林火災については通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。</p> <p>地滑りについては、地滑りの影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>洪水及びダム崩壊については立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p><b>【女川】設備の相違</b>                  ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。また、想定を上回る段差が発生した場合の段差復旧のためにバックホウを配備する。</p> <p><b>【女川】設備名称の相違</b></p> <p><b>【女川】対応方針の相違</b>                  ・泊は船舶の衝突について迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。（島根と同様）</p> <p><b>【女川】対応方針の相違</b>                  ・泊は敷地内に地滑り地形が存在するが、アクセスルートは地滑りの影響を受けない箇所に設定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外アクセスルートの周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行う。</p> <p>耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。</p> <p>なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回又はブルドーザによる段差解消対策により対処する。</p> <p>アクセスルート上の台風及び竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドーザによる撤去を行う。</p> <p>なお、想定を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。凍結、積雪を考慮し、車両についてはオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備する。</p>	<p>なお、落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはなく、生物学的事象に対しては容易に排除可能であり、船舶の衝突に対してはカーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されること、電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートの周辺構造物等の損壊による障害物については、ブルドーザ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。</p> <p>液状化、揺すり込みによる不等沈下及び地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は碎石による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。</p> <p>想定を上回る段差が発生した場合は、迂回路を通行するか、ブルドーザに積載した角材と土のうによる段差解消対策により、通行性を確保する。</p> <p>屋外アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物に対してはブルドーザによる撤去を行い、積雪又は火山の影響に対しては、ブルドーザによる除雪又は除灰を行う。</p> <p>なお、想定を上回る積雪又は火山の影響が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結及び積雪に対して、アクセスルートへの融雪剤配備、車両の常時スタッドレスタイヤ装着並びに急勾配箇所のすべり止め材配備及びすべり止め舗装を施すことにより通行性を確保する。</p>	<p>なお、落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはなく、生物学的事象に対しては容易に排除可能であり、電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートの周辺構造物等の損壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>液状化、揺すり込みによる不等沈下及び地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は、あらかじめ段差緩和対策を実施する。</p> <p>想定を上回る段差が発生した場合は、迂回路を通行するか、バックホウによる段差箇所の復旧により、通行性を確保する。</p> <p>屋外アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物に対してはホイールローダによる撤去を行い、積雪又は火山の影響に対しては、ホイールローダによる除雪又は除灰を行う。</p> <p>なお、想定を上回る積雪又は火山の影響が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結及び積雪に対して、アクセスルートについては融雪剤及びすべり止め材を配備し、車両についてはスタッドレスタイヤ等を装着することにより通行性を確保する。</p>	<p><b>【女川】対応方針の相違</b>          ・泊は船舶の衝突について迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。（島根と同様）</p> <p><b>【女川】設備の相違</b>          ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。また、想定を上回る段差が発生した場合の段差復旧のためにバックホウを配備する。</p> <p><b>【女川】対応方針の相違</b>          ・泊は周辺斜面の崩壊が発生した場合に、ホイールローダを用いて崩壊土砂を撤去し、可搬型設備の通行性を確保する。</p> <p><b>【女川】対応方針の相違</b>          ・段差に対するアクセスルートの通行性確保方法の相違。</p> <p><b>【女川】対応方針の相違</b>          ・想定を上回る段差時の対応内容の相違。</p> <p><b>【女川】設備の相違</b>          ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。</p> <p><b>【女川】対応方針の相違</b>          ・泊は路面凍結用タイヤとしてスパイクタイヤも配備する。          ・道路構造令に示されている20km/hでの走行における道路の設計勾配が9～12%以下とされていることを参考とし、泊には9%を超える勾配箇所がないことから、すべ</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びボンベ口金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>(b) 屋内アクセスルートの確保                  重大事故等が発生した場合において、屋内の可搬型重大事故等対処設備（線量率計、その他の計測設備、可搬型バッテリー、その他の電源設備等）の保管場所へ要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内のアクセスルートは、地震、津波、その他の自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降灰及び森林火災）及び外部人為事象（近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びびばい煙等の二次的影響）及び有毒ガス）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>屋内のアクセスルート上には、転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>アクセスルート周辺の機器に対しては、火災の発生防止処置を実施する。火災防護対策については「添付書類八 1.7.1.2 火災発生防止」に示す。</p>	<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物・危険物管理）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋外アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。夜間時及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p> <p>(b) 屋内アクセスルートの確保                  重大事故等が発生した場合において、屋内の可搬型重大事故等対処設備（可搬型計測器、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池等）の保管場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、併せてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。また、発電所敷地又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時に必要となる現場操作を実施する場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛又は転倒防止処置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>屋内アクセスルート周辺の機器に対しては火災の発生防止処置を実施する。火災防護対策については「添付書類八 1.6.1.2 火災発生防止に係る設計方針」に示す。</p>	<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物・危険物管理）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋外アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。夜間時及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p> <p>(b) 屋内アクセスルートの確保                  重大事故等が発生した場合において、屋内の可搬型重大事故等対処設備（可搬型計測器、加圧器逃がし弁操作用バッテリー等）の保管場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、併せてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。また、発電所敷地又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時に必要となる現場操作を実施する場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛又は転倒防止処置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>屋内アクセスルート周辺の機器に対しては火災の発生防止処置を実施する。火災防護対策については「添付書類八 1.6.1.2 火災発生防止」に示す。</p>	<p>り止め舗装は行っていない。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違                  ・泊は地滑りについて外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内にアクセスルートを確保する。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することでアクセスルートを通行する。</p> <p>アクセスルートの確保に当たっては、アクセスルートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施すること及び万一の際には迂回することにより通行性を確保する。</p> <p>アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備及びアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。                      (添付資料 1.0.1、1.0.2、1.0.3、1.0.16)</p>	<p>機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することにより、屋内アクセスルートを通行する。</p> <p>屋内のアクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。                      (添付資料 1.0.2)</p>	<p>機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することにより、屋内アクセスルートを通行する。</p> <p>屋内のアクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。                      (添付資料1.0.2)</p>	
<p>(2) 復旧作業に係る要求事項</p> <p>①予備品等の確保                      【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、重要安全施設（設置許可基準規則第2条第9号に規定する重要安全施設をいう。）の取替え可能な機器及び部品等について、適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等を確保する方針であること。                      【解釈】                      1 「適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等」とは、気象条件等を考慮した機材、ガレキ撤去等のための重機及び夜間対応を想定した照明機器等を含むこと。</p> <p>②保管場所                      【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、上記予備品等を、外部事象の影響を受けにくい場所に、位置的分散などを考慮して保管する方針であること。</p> <p>③アクセスルートの確保                      【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>	<p>(2) 復旧作業に係る要求事項</p> <p>①予備品等の確保                      【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、重要安全施設（設置許可基準規則第2条第9号に規定する重要安全施設をいう。）の取替え可能な機器及び部品等について、適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等を確保する方針であること。                      【解釈】                      1 「適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等」とは、気象条件等を考慮した機材、ガレキ撤去等のための重機及び夜間対応を想定した照明機器等を含むこと。</p> <p>②保管場所                      【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、上記予備品等を、外部事象の影響を受けにくい場所に、位置的分散などを考慮して保管する方針であること。</p> <p>③アクセスルートの確保                      【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>	<p>(2) 復旧作業に係る要求事項</p> <p>①予備品等の確保                      【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、重要安全施設（設置許可基準規則第2条第9号に規定する重要安全施設をいう。）の取替え可能な機器及び部品等について、適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等を確保する方針であること。                      【解釈】                      1 「適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等」とは、気象条件等を考慮した機材、ガレキ撤去等のための重機及び夜間対応を想定した照明機器等を含むこと。</p> <p>②保管場所                      【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、上記予備品等を、外部事象の影響を受けにくい場所に、位置的分散などを考慮して保管する方針であること。</p> <p>③アクセスルートの確保                      【要求事項】                      発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>重大事故等発生時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、以下の基本方針に基づき実施する。</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>重大事故等発生後の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能を回復することが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</li> <li>・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</li> <li>・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点<sup>青</sup>を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</li> </ul> <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品等の確保に努める。</p>	<p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>重大事故等時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、以下の基本方針に基づき実施する。</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能回復を図ることが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品をあらかじめ確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</li> <li>・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</li> <li>・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</li> <li>・地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。</li> </ul> <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。</p>	<p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>重大事故等時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、以下の基本方針に基づき実施する。</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能回復を図ることが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品をあらかじめ確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</li> <li>・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</li> <li>・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</li> </ul> <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川は、液状化影響を受ける「敷地広範囲」の施設等に地下水位低下設備の機能を期待している。</p> <p>・泊は、地下水排水設備が敷設されている「原子炉建屋等の主要建屋」のみに地下水排水設備の機能を期待している。(詳細はDB4条まとめ資料にて整理。)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザ、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他の作業環境を想定した資機材を確保する。</p> <p>b. 保管場所                      予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管する。</p> <p>c. アクセスルートの確保                      想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。                      設備の復旧作業に支障がないよう、複数のアクセスルートを確保する等、「(1)b. アクセスルートの確保」と同じ運用管理を実施する。</p> <p>(添付資料 1.0.2, 1.0.3, 1.0.13)</p>	<p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器、その他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。</p> <p>b. 保管場所                      予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮した場所に保管する。                      また、地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は外部事象の影響を受けない場所に保管する。</p> <p>(添付資料 1.0.3, 1.0.13)</p> <p>c. アクセスルートの確保                      想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、「(1) 重大事故等対処設備に係る事項 b. アクセスルートの確保」と同じ実効性のある運用管理を実施する。                      また、地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定期間確保する設計とする。</p> <p>(添付資料 1.0.2, 1.0.3, 1.0.13)</p>	<p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのホイールローダ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器、その他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。</p> <p>b. 保管場所                      予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮した場所に保管する。</p> <p>(添付資料 1.0.3, 1.0.13)</p> <p>c. アクセスルートの確保                      想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、「(1) 重大事故等対処設備に係る事項 b. アクセスルートの確保」と同じ実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>(添付資料 1.0.2, 1.0.3, 1.0.13)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)                      【大飯・女川】設備の相違                      ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。また、想定を上回る段差が発生した場合の段差復旧のためにバックホウを配備する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違                      ・女川は、液状化影響を受ける「敷地広範囲」の施設等に地下水位低下設備の機能を期待している。                      ・泊は、地下水排水設備が敷設されている「原子炉建屋等の主要建屋」のみに地下水排水設備の機能を期待している。(詳細はDB4条まとめ資料にて整理。)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違                      ・女川は、液状化影響を受ける「敷地広範囲」の施設等に地下水位低下設備の機能を期待している。                      ・泊は、地下水排水設備が敷設されている「原子炉建屋等の主要建屋」のみに地下水排水設備の機能を期待している。(詳細はDB4条まとめ資料にて整理。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 支援  <b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。                      また、関係機関と協議・合意の上、外部からの支援計画を定める方針であること。                      さらに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援を受けられる方針であること。</p>	<p>(3) 支援に係る要求事項  <b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。                      また、関係機関と協議・合意の上、外部からの支援計画を定める方針であること。                      さらに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援を受けられる方針であること。</p>	<p>(3) 支援に係る要求事項  <b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。                      また、関係機関と協議・合意の上、外部からの支援計画を定める方針であること。                      さらに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援を受けられる方針であること。</p>	<p>【大飯】 審査基準改正に伴う相違</p>
<p>(3) 支援に係る事項                      重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された<b>重大事故等対処設備、予備品及び燃料等の手段</b>により、重大事故等対策を実施し、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。重大事故等の対応に必要な水源については、淡水源に加え最終的に海水に切り替えることにより水源が枯渇することがないようにする。                      また、プラントメーカー、建設会社、協力会社及びその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等、協力関係を構築するとともにあらかじめ<b>重大事故等発生時に備え協議、合意の上、外部からの支援計画を定め、要員の支援及び燃料の供給等の契約を締結する。</b>                      事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカー及び建設会社からは<b>設備の設計根拠、機器の詳細な情報、事故収束手段及び復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測及び放射線影響予測等の評価結果の情報提供、並びに事故収束及び復旧対策活動に必要な要員の支援、燃料供給会社からは燃料の供給を受けられるように支援計画を定める。</b>                      資機材の輸送に関しては、専用の輸送車両を常備し、運送会社及びヘリコプター運航会社と契約を締結し、迅速な物資輸送を可能とするとともに中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める。                      原子力災害における原子力事業者間協力協定に基づき他の原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与、環境放射線モニタリングの支援を受けられるほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のための遠隔操作可能なロボット等の<b>資機材、資機材操作の支援及び提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることができるように支援計画を定める。</b></p>	<p>(3) 支援に係る事項                      重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）により、重大事故等対策を実施し、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。重大事故等の対応に必要な水源については、淡水源に加え最終的に海水に切り替えることにより水源が枯渇することがないようにする。                      プラントメーカー、協力会社、その他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、あらかじめ<b>重大事故等発生に備え、協議及び合意の上、外部からの支援計画を定め、事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援や要員派遣等の支援並びに燃料の供給の協定を締結し、発電所を支援する体制を整備する。</b>                      重大事故等発生後、<b>本店対策本部</b>が発足し、協力体制が整い次第、プラントメーカー及び協力会社等から現場操作対応等を実施する要員の派遣、事故収束に向けた対策立案等の技術支援や要員の派遣等、重大事故等発生後に必要な支援及び要員の運搬及び資機材の輸送について支援を迅速に得られるように支援計画を定める。                      資機材等の輸送に関しては、専用の輸送車両を常備した運送会社及びヘリコプター運航会社と協力協定を締結し、迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める。                      原子力災害における原子力事業者間協力協定に基づき、他の原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられるようにするほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の<b>資機材並びに資機材を操作する要員及び発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を定める。</b></p>	<p>(3) 支援に係る事項                      重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された手段（<b>重大事故等対処設備、予備品、燃料等</b>）により、重大事故等対策を実施し、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。重大事故等の対応に必要な水源については、淡水源に加え最終的に海水に切り替えることにより水源が枯渇することがないようにする。                      プラントメーカー、協力会社、その他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、あらかじめ<b>重大事故等発生に備え、協議及び合意の上、外部からの支援計画を定め、事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援や要員派遣等の支援並びに燃料の供給の協定を締結し、発電所を支援する体制を整備する。</b>                      重大事故等発生後、<b>発電所対策本部</b>が発足し、協力体制が整い次第、プラントメーカー及び協力会社等から現場操作対応等を実施する要員の派遣、事故収束に向けた対策立案等の技術支援や要員の派遣等、重大事故等発生後に必要な支援、要員の運搬及び資機材の輸送について支援を迅速に得られるように支援計画を定める。                      資機材等の輸送に関しては、専用の輸送車両を常備した運送会社及びヘリコプター運航会社と協力協定を締結し、迅速な物資輸送を可能とするとともに、<b>中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める。</b>                      原子力災害における原子力事業者間協力協定に基づき、他の原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられるようにするほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット<b>及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する要員及び発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を定める。</b></p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 運用の相違                      ・泊は、発電所対策本部長がプラントメーカー、協力会社等に応援要請する。(島根と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>さらに、発電所外に保有している<b>重大事故等対処設備と同種の設備（電源車、ポンプ等）、予備品及び燃料等</b>について支援を受けることによって、発電所内に配備している<b>重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるように事故発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</b></p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、<b>災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服及びその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</b></p> <p>(添付資料 1.0.4、1.0.10)</p>	<p>発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備（電源車等）、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備する<b>重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料等の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるように事故発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</b></p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料その他の消耗品及び放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</p> <p>(添付資料 1.0.4)</p>	<p>発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備（電源車等）、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備する<b>重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料等の確保を行い、継続的に重大事故等対策を実施できるように事故発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</b></p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、<b>発電所の支援に必要な資機材として、食料その他の消耗品及び放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</b></p> <p>(添付資料 1.0.4)</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>
<p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備  <b>【要求事項】</b>                  発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                  1 手順書の整備は、以下によること。                  a) 発電用原子炉設置者において、全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号機の同時被災等を想定し、限られた時間の中において、発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行うため、必要となる情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、まとめる方針であること。                  b) 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確化する方針であること。(ほう酸水注入系(SLCS)、海水及び格納容器圧力逃がし装置の使用を含む。)                  c) 発電用原子炉設置者において、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針が適切に示されていること。                  d) 発電用原子炉設置者において、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するための、運転員用及び支援組織用の手順書を適切に定める方針であること。なお、手順書が、事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、それらの構成が明確化され、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する方針であること。                  e) 発電用原子炉設置者において、具体的な重大事故等対</p>	<p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備  <b>【要求事項】</b>                  発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                  1 手順書の整備は、以下によること。                  a) 発電用原子炉設置者において、全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号機の同時被災等を想定し、限られた時間の中において、発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行うため、必要となる情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、まとめる方針であること。                  b) 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確化する方針であること。(ほう酸水注入系(SLCS)、海水及び格納容器圧力逃がし装置の使用を含む。)                  c) 発電用原子炉設置者において、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針が適切に示されていること。                  d) 発電用原子炉設置者において、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するための、運転員用及び支援組織用の手順書を適切に定める方針であること。なお、手順書が、事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、それらの構成が明確化され、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する方針であること。                  e) 発電用原子炉設置者において、具体的な重大事故等対</p>	<p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備  <b>【要求事項】</b>                  発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                  1 手順書の整備は、以下によること。                  a) 発電用原子炉設置者において、全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号機の同時被災等を想定し、限られた時間の中において、発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行うため、必要となる情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、まとめる方針であること。                  b) 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確化する方針であること。(ほう酸水注入系(SLCS)、海水及び格納容器圧力逃がし装置の使用を含む。)                  c) 発電用原子炉設置者において、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針が適切に示されていること。                  d) 発電用原子炉設置者において、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するための、運転員用及び支援組織用の手順書を適切に定める方針であること。なお、手順書が、事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、それらの構成が明確化され、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する方針であること。                  e) 発電用原子炉設置者において、具体的な重大事故等対</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>策実施の判断基準として確認される水位、圧力及び温度等の計測可能なパラメータを手順書に明記する方針であること。また、重大事故等対策実施時のパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を、手順書に整理する方針であること。</p> <p>f) 発電用原子炉設置者において、前兆事象を確認した時点での事前の対応(例えば大津波警報発令時の原子炉停止・冷却操作)等ができる手順を整備する方針であること。</p>	<p>策実施の判断基準として確認される水位、圧力及び温度等の計測可能なパラメータを手順書に明記する方針であること。また、重大事故等対策実施時のパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を、手順書に整理する方針であること。</p> <p>f) 発電用原子炉設置者において、前兆事象を確認した時点での事前の対応(例えば大津波警報発令時や、降下火砕物の到達が予測されるときに原子炉停止・冷却操作)等ができる手順を整備する方針であること。</p>	<p>策実施の判断基準として確認される水位、圧力及び温度等の計測可能なパラメータを手順書に明記する方針であること。また、重大事故等対策実施時のパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を、手順書に整理する方針であること。</p> <p>f) 発電用原子炉設置者において、前兆事象を確認した時点での事前の対応(例えば大津波警報発令時や、降下火砕物の到達が予測されるときに原子炉停止・冷却操作)等ができる手順を整備する方針であること。</p> <p>g) 有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作(常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続をいう。)を行う要員(以下「運転・対処要員」という。)の防護に関し、次の①から③に掲げる措置を講じることが定める方針であること。</p> <p>① 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備すること。</p> <p>② 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の着用等運用面の対策を行うこと。</p> <p>③ 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。</p>	<p>【大飯】 審査基準の改正に伴う相違</p> <p>【大飯・女川】 審査基準の改正に伴う相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【女川】 体制の相違</p> <p>・ 泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含む。</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>・ 泊は1,2号炉で1つの中央制御室であることから「1号及び2号炉運転員」と表現している。</p>
<p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>重大事故等発生時に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。</p>	<p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員及び初期消火要員(消防車隊)(以下「重大事故等に対処する要員」という。)を確保する等の必要な体制を整備する。</p>	<p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員(以下「重大事故等に対処する要員」という。)を確保する等の必要な体制を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【女川】 体制の相違</p> <p>・ 泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含む。</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>・ 泊は1,2号炉で1つの中央制御室であることから「1号及び2号炉運転員」と表現している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順書の整備</p> <p>重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。</p> <p>(a) すべての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は3号炉及び4号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、運転手順書及び緊急時対策本部用手順書にまとめる。</p> <p>原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるよう、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の<b>手順を整備する</b>。</p> <p>具体的には、第5.1.1表(設置変更許可申請書)に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p>	<p>また、地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書及び必要な体制を整備するとともに、教育及び訓練を実施する。</p> <p>さらに、地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超え長期に及ぶ場合を想定し、外部支援等によりアクセスルートの通行性の確保を図る手順と体制の整備を行う。</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように手順書を整備する。</p> <p>また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）並びに<b>重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書</b>（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。</p> <p>(a) 全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で2号炉の発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、<b>運転操作手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>にまとめる。</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるように、パラメータを計測する計器故障又は計器故障が疑われる場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に<b>発電用原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の<b>手順を運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書に整備する</b></b>。</p> <p>具体的には、第1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p>	<p>また、地下水排水設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書及び必要な体制を整備するとともに、<b>教育及び訓練を実施する。</b></p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように<b>手順書を整備する</b>。</p> <p>また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する<b>手順書（以下「運転手順書」という。）及び発電所災害対策要員が使用する手順書</b>（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。</p> <p>(a) すべての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で3号炉の発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、<b>運転手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>にまとめる。</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるように、パラメータを計測する計器故障又は計器故障が疑われる場合に<b>発電用原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に<b>発電用原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の<b>手順を運転手順書及び発電所対策本部用手順書に整備する</b></b>。</b></p> <p>具体的には、第1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川は、液状化影響を受ける「敷地広範囲」の施設等に地下水位低下設備の機能を期待している。</p> <p>・泊は、地下水排水設備が敷設されている「原子炉建屋等の主要建屋」のみに地下水排水設備の機能を期待している。(詳細はDB4条まとめ資料にて整理。)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違</p> <p>・泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含んでおり、消火要員が使用する<b>手順書は発電所対策本部用手順書に整備しているため、実質的な相違はない。</b></p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由2)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由3)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由4)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下のとおり整備する。</p> <p>炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、迷わず海水注水を行えるよう判断基準を明確にした手順を整備する。</p>	<p>(b) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるように、判断基準をあらかじめ明確にした手順を以下のとおり運転操作手順書又は発電所対策本部用手順書に整備する。</p> <p>原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるように判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注入を行えるように判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>原子炉格納容器圧力が限界圧力に達する前又は原子炉格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に原子炉格納容器フィルタベント系等の使用が行えるように判断基準を明確にした手順を発電所対策本部用手順書に整備し、この発電所対策本部用手順書に従い、発電所対策本部長の権限と責任において、発電課長が原子炉格納容器フィルタベント系等によるベントを実施する。</p>	<p>(b) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるように、判断基準をあらかじめ明確にした手順を以下のとおり運転手順書又は発電所対策本部用手順書に整備する。</p> <p>炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるように判断基準を明確にした手順を整備する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由4)</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊はPWRプラントであり、制御棒位置、1次冷却材のほう酸濃度調整により原子炉出力を調整することから、事故時に限らずほう酸水注入を行う設計であり、重大事故等時においても迷わず注入できることから、記載していない。(大飯と同様)</li> </ul> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川の有効性評価「格納容器過圧・過温破損」では、低圧代替注水系(常設)による原子炉注水等により損傷炉心を冷却しつつ、代替循環冷却系又は原子炉格納容器フィルタベントにより原子炉格納容器破損防止を図る。</li> <li>泊の有効性評価「格納容器過圧破損」のように早期に炉心損傷に至る場合は、迷うことなく原子炉格納容器破損防止対策に移行できるよう、代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイを最優先に行う手順着手の判断基準を定めている。(大飯と同様)</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は「注水」に統一している。</li> </ul> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、PWRプラントであり、格納容器冷却の手段として、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を整備している。また、炉心損傷が発生した場合には格納容器への注水を最優先とする手順を整備している。これらの格納容器内自然対流冷却及び格納容器への注水はあらかじめ定める運転手順書にしたがって発電課長(当直)が着手判断し実施する。(大飯と同様)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備が必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮の上、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするため、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>重大事故等対策時において、設計基準事故に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できるよう判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>(c) 重大事故等対策の実施において、財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長はあらかじめ方針を示す。</p> <p>重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を運転手順書に整備する。</p> <p>重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において重大事故等対策を実施する際に、発電所の緊急時対策本部長が、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針にしたがった判断を実施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を緊急時対策本部用手順書に整備する。</p>	<p>全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮の上、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするため、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないことを明確にした手順を整備する。</p> <p>(c) 重大事故等対策の実施において、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという共通認識を持って行動できるように、社長はあらかじめ方針を示す。</p> <p>重大事故等時の運転操作において、発電課長が躊躇せず判断できるように、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた運転操作手順書を整備し、判断基準を明記する。</p> <p>重大事故等時の警戒対策本部又は緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）の活動において、重大事故等対策を実施する際に、発電所対策本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた発電所対策本部用手順書を整備し、判断基準を明記する。</p>	<p>全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮の上、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするため、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないことを明確にした手順を整備する。</p> <p>(c) 重大事故等対策の実施において、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという共通認識を持って行動できるように、社長はあらかじめ方針を示す。</p> <p>重大事故等時の運転操作において、発電課長（当直）が躊躇せず判断できるように、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた運転手順書を整備し、判断基準を明記する。</p> <p>重大事故等時の原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）の活動において、重大事故等対策を実施する際に、発電所対策本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた発電所対策本部用手順書を整備し、判断基準を明記する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違          ・泊は、格納容器水素濃度低減対策として、イグナイタをSA設備として格納容器内に設置している。イグナイタ着火に伴う設備への悪影響を考慮し、炉心出口温度350℃到達から60分以内にイグナイタを起動する手順としている。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違          ・重大事故等時に使用する手順は、設計基準事故時に用いる操作の制限事項を適用しないことを明確にすることで重大事故等対策を阻害しない手順にしている。表現は異なるが、実質的な相違はない。(女川と同様)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違          ・女川は、警戒事象が発生した場合に警戒体制を発令し警戒対策本部を設置する。また、第1又は第2緊急体制発令時は緊急時対策本部を設置する。          ・泊は、警戒事象が発生した場合に原子力防災準備体制を発令し発電所対策本部を設置する。また、原子力災害対策指針に定められている施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に対処する場合に原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制を発令した場合においても発電所対策本部を設置する。(島根と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 重大事故等対策時に使用する手順書として、発電所内の<b>実施組織</b>と<b>支援組織</b>が連携し事故の進展状況に応じて<b>実効的に</b>重大事故等対策を実施するため、<b>運転員用及び支援組織用の手順書</b>を適切に定める。</p> <p>なお、<b>降灰</b>、<b>竜巻</b>等の自然災害による重大事故等対処設備への影響を低減させるため、<b>火山灰の除灰及び竜巻時の固縛等の対処を行う手順</b>についても整備する。</p> <p>運転手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて、以下のように構成し定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>警報に対処する運転手順書</b> 機器の異常を検知する警報発信時の対応処置に使用</li> <li>・<b>事象の判別を行う運転手順書</b> 原子炉トリップ及び非常用炉心冷却設備作動直後に実施すべき事象の判別及び対応処置に使用</li> <li>・<b>故障及び設計基準事故に対処する運転手順書</b> 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応措置に使用</li> </ul>	<p>(d) 重大事故等対策時に使用する手順書として、発電所内の運転員と<b>重大事故等対策要員</b>（運転員を除く。）が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、<b>運転操作手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>を適切に定める。</p> <p>なお、発電所対策本部用手順書には、<b>火山の影響（降灰）</b>、<b>竜巻等の自然災害による重大事故等対処設備への影響を低減させるため</b>、<b>火山灰の除灰及び竜巻時の固縛等の対処を行う手順</b>についても整備する。</p> <p><b>運転操作手順書</b>は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて、以下のように構成し定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>警報処置運転手順書</b> 中央制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用</li> <li>・<b>非常時操作手順書（イベントベース）</b> 単一の故障等で発生する可能性のある異常又は事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</li> </ul>	<p>(d) 重大事故等対策時に使用する手順書として、発電所内の運転員と<b>発電所災害対策要員</b>（運転員を除く。）が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、<b>運転手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>を適切に定める。</p> <p>なお、発電所対策本部用手順書には、<b>火山の影響（降灰）</b>、<b>竜巻等の自然災害による重大事故等対処設備への影響を低減させるため</b>、<b>火山灰の除灰及び竜巻時の固縛等の対処を行う手順</b>についても整備する。</p> <p>運転手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて、以下のように構成し定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>警報処置運転手順書</b> 中央制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用</li> <li>・<b>事象の判別を行う運転手順書</b> 原子炉トリップ及び非常用炉心冷却設備作動直後に実施すべき事象の判別及び対応処置に使用</li> <li>・<b>故障及び設計基準事故に対処する運転手順書</b> 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応措置に使用</li> </ul> <p><b>プラント停止時に発生する可能性のある異常又は事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</b></p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【大飯】記載表現の相違          ・要員名称を具体的に記載(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由2)</p> <p>【大飯】記載方針の相違          ・手順書名称を具体的に記載(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違          ・泊は、事象判別を行うための運転手順書を整備している。(大飯と同様)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違          ・泊は、単一の故障等で発生する異常な過渡変化及び設計基準事故に対応する手順は「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」に整備している。(大飯と同様)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違          ・泊は、原子炉停止中の重大事故等に対処する手順書は、「故障及び設計基準事象に対処する運転手順書」に整備している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違          ・泊は、プラント停止時の事故時運転手順書について記載した。(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する運転手順書（安全機能ベースと事象ベースで構成）                      安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用</p> <p>・炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書                      炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和及び原子炉格納容器の破損を防止するために実施する対応措置に使用</p>	<p>・非常時操作手順書（徴候ベース）                      事故の起因事象を問わず、非常時操作手順書（イベントベース）では対処できない複数の設備の故障等による異常又は事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>・非常時操作手順書（シビアアクシデント）                      非常時操作手順書（徴候ベース）で対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至った際に、事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作に使用</p> <p>・非常時操作手順書（設備別）                      非常時操作手順書（徴候ベース）及び非常時操作手順書（シビアアクシデント）で使用する設備に対しての個別の操作内容を定めた手順</p>	<p>・炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書（安全機能ベースと事象ベースで構成）                      安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用</p> <p>・炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書                      炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書で対応する状態からさらに事象が進展し炉心損傷に至った際に、事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作に使用</p> <p>・代替設備等運転手順書                      故障及び設計基準事故に対処する運転手順書、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書並びに炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書で使用する設備に対しての個別の操作内容を定めた手順書</p>	<p>【女川】手順書の構成の相違(相違理由1)                      ・泊は、安全機器の多重故障等により設計基準事故を超えた場合は「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの手順書」へ移行する。(大飯と同様)                      ・安全機能パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能、蒸気発生器の除熱機能、原子炉格納容器の健全性、放射性物質の放出防止及び1次冷却系保有水の維持）を常に監視し、あらかじめ定めた導入条件が成立した場合には、「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの手順書」にて対応する。(大飯と同様)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違                      ・泊は、重大事故等時に使用する「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書」から炉心損傷後に使用する「炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書」に移行する。(大飯と同様)                      【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違                      ・泊は、重大事故等時に使用する手順書として、「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」、「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書」並びに「炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書」がある。                      【大飯】記載方針の相違                      ・運転手順書で使用する設備に対しての個別の操作内容を定めた手順書について記載した。(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>実施組織が重大事故等対策を的確に実施するためのその他の対応手順として、大気、海洋への放射性物質の拡散の抑制、中央制御室維持、モニタリング設備、緊急時対策本部設営及び通信連絡設備に関する手順書を定める。</p> <p>緊急時対策本部用手順書に、体制、通報及び緊急時対策本部内の連携等について明確にし、その中に支援組織用手順書を整備し、支援の対応等、重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>なお、運転手順書は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確にする。</p> <p>事故発生時は、故障及び設計基準事故に対処する運転手順書により事象判別及び初期対応を行う。</p>	<p>・非常時操作手順書（プラント停止中）                      プラント停止時に発生する可能性のある異常又は事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>実施組織及び支援組織が重大事故等対策を的確に実施するためのその他の対応手順として、大気及び海洋への放射性物質の拡散の抑制、中央制御室、モニタリング設備、発電所対策本部並びに通信連絡設備に関する手順書を定める。</p> <p>発電所対策本部は、運転員からの要請あるいは発電所対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。発電所対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討及び現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>運転操作手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるように、移行基準を明確にする。</p> <p>異常又は事故発生時は、警報処置運転手順書により初期対応を行う。</p> <p>警報処置運転手順書による対応において事象が進展した場合には、警報処置運転手順書から非常時操作手順書（イベントベース）に移行する。</p>	<p>実施組織及び支援組織が重大事故等対策を的確に実施するためのその他の対応手順として、大気及び海洋への放射性物質の拡散の抑制、中央制御室、モニタリング設備、発電所対策本部並びに通信連絡設備に関する手順書を定める。</p> <p>発電所対策本部は、運転員からの要請あるいは発電所対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。発電所対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討及び現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>運転手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるように、移行基準を明確にする。</p> <p>異常又は事故発生時は、警報処置運転手順書により初期対応を行う、又は故障及び設計基準事故に対処する運転手順書により事象判別及び初期対応を行う。</p> <p>警報処置運転手順書による対応において事象が進展した場合には、警報処置運転手順書から故障及び設計基準事故に対処する運転手順書に移行する。</p>	<p>【女川】手順書の構成の相違                      ・泊は、原子炉停止中の重大事故等に対処する手順書は、「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」に整備している。</p> <p>【大飯】体制の相違                      ・泊は、海洋への放射性物質の拡散の抑制、モニタリング設備、発電所対策本部及び通信連絡設備に関する手順書を支援組織が定める。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(相違理由1)                      ・泊は、異常又は事故が発生し、警報が発信した場合には「警報処置運転手順書」を用いて初期対応を行うことについては女川と同様であるが、原子炉トリップ又はECCS作動に至った場合には「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」に移行し原子炉トリップの確認、ECCS作動機器の確認、事象判別及び初期対応を行う。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】記載方針の相違                      ・泊は、異常又は事故発生時に警報が発信した場合に使用する警報処置運転手順書について記載した。(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する事象ベースの運転手順書に移行する。</p>	<p>また、原子炉停止中において、警報処置運転手順書による対応中に非常時操作手順書（プラント停止中）の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書（プラント停止中）に移行する。</p>	<p>多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書に移行する。</p> <p>また、原子炉停止中において、警報処置運転手順書による対応中に故障及び設計基準事故に対処する運転手順書の導入条件が成立した場合には、故障及び設計基準事故に対処する運転手順書に移行する。</p>	<p>【女川】手順書の構成の相違(相違理由3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」にて事象判別を行い、多重故障等により設計基準事故を超えて「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書」の導入条件が成立した場合には「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書」へ移行する。(大飯と同様)</li> <li>・女川は、「警報処置運転手順書」から非常時操作手順書（イベントベース）に移行する。</li> </ul> <p>【女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、原子炉停止中の重大事故等に対処する手順書は、「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」に整備している。</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、原子炉停止中における「警報処置運転手順書」から「故障及び設計基準事象に対処する運転手順書」への移行について記載した。(女川実績の反映)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>事象判別及び初期対応を行っている場合又は事象ベースの運転手順書にて事故対応操作中は、安全機能パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能、蒸気発生器の除熱機能、原子炉格納容器の健全性、放射性物質の放出防止及び1次冷却系保有水の維持）を常に監視し、あらかじめ定めた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する安全機能ベースの運転手順書に移行する。</p> <p>ただし、原因が明確でかつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの運転手順書には移行せず、その原因に対する事象ベースの運転手順書を優先する。</p>	<p>警報処置運転手順書及び非常時操作手順書（イベントベース）による対応中は、パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能及び原子炉格納容器の健全性）を常に監視し、あらかじめ定めた非常時操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書（徴候ベース）に移行する。</p> <p>ただし、非常時操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラム時の確認事項等、非常時操作手順書（イベントベース）に具体的内容を定めている対応については、非常時操作手順書（イベントベース）を参照する。</p>	<p>故障及び設計基準事故に対処する運転手順書並びに炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書による対応中は、安全機能パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能、蒸気発生器の除熱機能、原子炉格納容器の健全性、放射性物質の放出防止及び1次冷却系保有水の維持）を常に監視し、あらかじめ定めた炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書の導入条件が成立した場合には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書に移行する。</p> <p>ただし、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書の導入条件が成立した場合でも、全交流動力電源喪失時等、原因が明確でかつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの運転手順書には移行せず、その原因に対する事象ベースの運転手順書を優先する。</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、重大事故等時、「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」及び「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書」で対応する手順書の構成となっており、「警報処置運転手順書」から「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書」に移行する手順書の構成とはなっていない。</li> </ul> <p>【女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書」の導入条件として、蒸気発生器除熱機能（蒸気発生器水位、補助給水流量）、放射性物質の放出防止（格納容器内高レンジエリアモニタ）及び1次系保有水の維持（加圧器水位）に係るパラメータがある。（大飯と同様）</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全機能パラメータの具体的な内容について記載した。（女川実績の反映）</li> <li>泊は使用する運転手順書の名称を記載した。（女川実績の反映）</li> <li>泊は「導入条件」、大飯は「適用条件」（女川実績の反映）</li> </ul> <p>【女川】手順書の構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊において、全交流動力電源喪失、原子炉補機冷却機能喪失等のサポート系故障により多くの安全系機器が機能喪失した場合には、安全機能ベースの運転手順書を使用せず全交流動力電源喪失、原子炉補機冷却機能喪失等の事象ベースの運転手順書を優先して使用することとしている。これらの事象ベースの運転手順書には未臨界性、炉心冷却機能の維持、格納容器健全性確保に係る手順についても規定している。（大飯と同様）</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全機能ベースの運転手順書よりも事象ベースの運転手順書を優先する場合の具体例を記載した。（女川実績の反映）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障及び設計基準事故に対処する運転手順書に戻り処置を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する運転手順書による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書に移行し対応処置を実施する。</p> <p>(e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、<b>運転手順書</b>に明記する。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを、あらかじめ原子炉施設の状態を監視するパラメータの中から選定し、耐震性、耐環境性のある計測機器での確認可否により、重要な監視パラメータと有効な監視パラメータに位置づけ<b>運転手順書</b>に明記する。</p> <p>重要な監視パラメータと有効な監視パラメータは、通常使用する主要なパラメータとその代替パラメータにより構成し、主要なパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法を<b>運転手順書</b>に明記する。</p> <p>なお、重要な監視パラメータと有効な監視パラメータの中から、記録が必要なパラメータ及び直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定し、<b>運転手順書</b>に明記する。</p>	<p>異常又は事故が収束した場合は、<b>非常時操作手順書</b>（<b>徴候ベース</b>）に従い復旧の措置を行う。</p> <p><b>非常時操作手順書</b>（<b>徴候ベース</b>）による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、<b>非常時操作手順書</b>（<b>シビアアクシデント</b>）に移行する。</p> <p>(e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、<b>運転操作手順書</b>及び発電所対策本部用<b>手順書</b>に明記する。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを、あらかじめ発電用原子炉施設の状態を監視するパラメータの中から選定し、<b>運転操作手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>に整理する。</p> <p>整理に当たっては、耐震性、耐環境性のある計測機器での確認の可否、記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を<b>発電所対策本部用手順書</b>に明記する。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を<b>発電所対策本部用手順書</b>に明記する。</p>	<p>多重故障が解消され安全機能が<b>回復すれば</b>、故障及び設計基準<b>事故</b>に対処する運転手順書に戻り処置を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する<b>運転手順書</b>による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する<b>運転手順書</b>に移行する。</p> <p>(e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、<b>運転手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>に明記する。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータのうち、<b>発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを</b>、あらかじめ発電用原子炉施設の状態を監視するパラメータの中から選定し、<b>運転手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>に整理する。</p> <p>整理に当たっては、耐震性、耐環境性のある計測機器での確認の可否、記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を<b>運転手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>に明記する。</p> <p>なお、<b>発電用原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は</b>、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を<b>運転手順書</b>及び<b>発電所対策本部用手順書</b>に明記する。</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【女川】手順書の構成の相違          ・泊は、安全機能が回復すれば、「故障及び設計基準事故に対処する運転手順書」に戻り、プラント復旧処置等を継続することから、実質的な相違なし。(大飯と同様)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違          ・女川は、<b>非常時操作手順書(徴候ベース)</b>から<b>非常時操作手順書(シビアアクシデント)</b>へ移行する。</p> <p>・泊は、事象ベースの運転手順書又は安全機能ベースの運転手順書にて対応中に、炉心損傷の判断パラメータである炉心出口温度及び格納容器内高レンジエリアモニタを常に監視し、炉心損傷と判断した場合には炉心損傷後に使用する運転手順書へ移行する。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】手順書の構成の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】手順書の構成の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違          ・泊は、<b>発電所対策本部</b>だけでなく、<b>発電課長(当直)</b>も計器故障によるパラメータの監視不能時等の手順着手判断を行うことから、<b>発電所対策本部用手順書</b>に加え、<b>運転手順書</b>にも明記する。</p> <p>【大飯】手順書の構成の相違          ・泊は、女川実績の反映により、<b>発電所対策本部用手順書</b>にも、耐震性、耐環境性のある計測機器での確認の可否、他パラメータによる推定方法等を明記することとした。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を<b>手順書</b>に整理する。</p> <p>有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、<b>運転手順書</b>に整理する。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、<b>発電所緊急時対策本部要員（以下「緊急時対策本部要員」という。）</b>が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報とし、<b>支援組織用手順書</b>に整理する。</p> <p>(f) 前兆事象として把握ができるか、<b>重大事故</b>を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発令された場合、原則として<b>原子炉</b>を停止し、冷却操作を行う手順を整備する。また、所員の<b>高台への避難及び水密扉の閉止</b>を行い、<b>津波監視カメラ及び潮位計</b>による津波の継続監視を行う手順を整備する。</p> <p>台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化及び巡視点検の強化を実施し<b>災害発生時に迅速な対応</b>を行う手順を整備する。</p> <p>竜巻の発生が予測される場合、車両の退避又は固縛、屋外作業の中止、燃料取扱作業の中止、換気空調系のダンパ等の閉止、ディーゼル発電機室の水密扉及びその他扉の閉止状態を確認する手順を整備する。</p>	<p>重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を<b>発電所対策本部用手順書</b>に整理する。</p> <p>有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、<b>運転操作手順書</b>に整理する。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、<b>重大事故等対策要員（運転員を除く。）</b>が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報とし、<b>発電所対策本部用手順書</b>に整理する。</p> <p>(f) 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発表された場合、原則として<b>発電用原子炉</b>を停止し、冷却操作を開始する手順を整備する。また、所員の避難及び扉の閉止を行い、取水ピット水位計及び津波監視カメラによる津波の継続監視を行う手順を整備する。</p> <p>また、引き波により取水ピット水位が<b>タービン補機冷却海水ポンプの取水可能水位より低下</b>した場合等、発電用原子炉の運転継続に支障がある場合に、<b>発電用原子炉</b>を手動停止する手順を整備する。</p> <p>台風進路に想定される場合には、屋外設備の暴風雨対策の強化及び巡視点検を強化する手順を整備する。</p> <p>竜巻の発生が予想される場合には、車両の退避又は固縛の実施、<b>クレーン作業の中止、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の閉止状態を確認</b>する手順を整備する。</p>	<p>重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を<b>発電所対策本部用手順書</b>に整理する。</p> <p>有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、<b>運転手順書</b>に整理する。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、<b>発電所災害対策要員（運転員を除く。）</b>が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報とし、<b>発電所対策本部用手順書</b>に整理する。</p> <p>(f) 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発表された場合、原則として<b>発電用原子炉</b>を停止し、冷却操作を開始する手順を整備する。また、所員の避難及び扉の閉止を行い、<b>取水ピット水位計、潮位計及び津波監視カメラ</b>による津波の継続監視を行う手順を整備する。</p> <p>また、引き波により取水ピット水位が<b>循環水ポンプ自動停止水位まで低下</b>した場合等、<b>発電用原子炉</b>の運転継続に支障がある場合に、<b>発電用原子炉</b>を手動停止する手順を整備する。</p> <p>台風進路に想定される場合には、屋外設備の暴風雨対策の強化及び巡視点検を強化する手順を整備する。</p> <p>竜巻の発生が予想される場合には、車両の退避又は固縛の実施、<b>屋外作業の中止、燃料取扱作業の中止、換気空調系のダンパ等</b>を閉止又は閉止状態を確認並びに<b>原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋の扉</b>を閉止又は閉止状態を確認する手順を整備する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)                  【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由2)</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・重大事故に至るおそれがある事故も含めたものとして「重大事故等」と記載した。(女川と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】津波監視設備の相違(詳細はDB5条まとめ資料にて整理)</p> <p>【女川】設備の相違                  ・泊は、プラント出力運転中にタービン補機を冷却する海水を循環水ポンプにより取水する。                  ・泊は、引き波により取水ピット水位がT.P.-2.0mとなれば循環水ポンプが自動停止する設計。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)                  【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)                  【女川】竜巻防護対策の運用の相違(詳細はDB6条(竜巻)まとめ資料にて整理)                  【大飯】閉止する扉が設置される建屋の相違(詳細はDB6条(竜巻)まとめ資料にて整理)</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・泊は換気空調系ダンパ等の閉止又は閉止状態の確認、と記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。                      (添付資料 1.0.5、1.0.6、1.0.7、1.0.8、1.0.14、1.0.15)</p> <p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在 より引用】</p> <p>g. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。</p>	<p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。                      (添付資料 1.0.5、1.0.6、1.0.7、1.0.8)</p> <p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更) より引用】</p> <p>g. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</p>	<p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p> <p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>(g) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】記載方針の相違                      ・(g)項を追加したため、関連する添付資料については、次ページの(g)項の後に記載した。</p> <p>有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関しては、DB26条まとめ資料「中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」と同様に伊方及び東海第二と比較する。泊は最新の審査実績である東海第二との比較結果を色識別した。</p> <p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方・東海第二】名称の相違(以下、相違理由を省略)</p> <p>【伊方】記載方針の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を整備する。</p>	<p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、添付書類八の「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備により、当直発電長に連絡し、当直発電長が発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を整備する。</p> <p>なお、通信連絡設備により通信連絡を行う手順については、「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要（19/19）」に示す「1.19 通信連絡に関する手順等」を使用する。</p>	<p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、添付書類八の「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備により、発電課長（当直）に連絡し、発電課長（当直）が発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を整備する。</p> <p>なお、通信連絡設備により通信連絡を行う手順については、「第1表 重大事故等対策における手順書の概要（19/19）」に示す「1.19 通信連絡に関する手順等」を使用する。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載方針の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載方針の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方・東海第二】名称の相違</p> <p>【伊方】記載方針の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【東海第二】記載表現の相違</p> <p>・泊は、まとめ資料における表現として「第1表」に統一した。</p>
		<p>(添付資料1.0.5,1.0.6,1.0.7,1.0.8,1.0.14,1.0.15,1.0.17)</p>	<p>【大飯・女川】記載方針の相違</p> <p>・(g)を追加したため、関連する添付資料については、(g)項の後に記載した。</p> <p>・関連する添付資料の相違。添付資料1.0.17は設計基準事象及び重大事故等対応における1次冷却材温度変化率の制限適用の考え方について整理した資料であり、泊のみ添付している資料。その他関連する添付資料は大飯と同様。</p>
<p>【解釈】</p> <p>2 訓練は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策は幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、その教育訓練等は重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできるものとする方針であること。</p> <p>b) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行うとともに、下記3a)に規定する実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画する方針であること。</p> <p>c) 発電用原子炉設置者において、普段から保守点検活動を自らも行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、発電用原子炉施設及び予備品等について熟知する方針であること。</p>	<p>【解釈】</p> <p>2 訓練は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策は幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、その教育訓練等は重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできるものとする方針であること。</p> <p>b) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行うとともに、下記3a)に規定する実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画する方針であること。</p> <p>c) 発電用原子炉設置者において、普段から保守点検活動を自らも行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、発電用原子炉施設及び予備品等について熟知する方針であること。</p>	<p>【解釈】</p> <p>2 訓練は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策は幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、その教育訓練等は重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできるものとする方針であること。</p> <p>b) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行うとともに、下記3a)に規定する実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画する方針であること。</p> <p>c) 発電用原子炉設置者において、普段から保守点検活動を自らも行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、発電用原子炉施設及び予備品等について熟知する方針であること。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作について、第5.1.2表(設置変更許可申請書)に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練を効率的かつ確実に実施する。</p> <p>・教育訓練の実施結果により、手順、資機材及び体制について改善要否を評価し、必要により手順、資機材の改善、教育及び訓練計画への反映を行い、力量を含む対応能力の向上を図る。</p> <p>運転員（当直員）、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の対象者については、重大事故等発生時における事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるよう、各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された要員を必要人数配置する。</p> <p>重大事故等対策活動のための要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。</p> <p>計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A）のプロセスを適切に実施し、PDCAサイクルを回すことで、手順書の改善、体制の改善等の継続的な重大事故等対策の改善を図る。</p> <p>(a) 重大事故等対策は、幅広い原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練等を実施する。</p> <p>重大事故等が発生した場合にプラント状態を早期に安定な状態に導くための的確な状況把握、確実及び迅速な対応を実施するために必要な知識について、運転員（当直員）、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の役割に応じた教育及び訓練を定期的に実施する。</p>	<p>・重大事故等対策における中央制御室での操作、動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、第2表に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効果的かつ確実に実施できることを確認する。</p> <p>・教育及び訓練の実施結果により、手順、資機材及び体制について改善要否を評価し、必要により手順、資機材の改善、教育及び訓練計画への反映を行い、力量を含む対応能力の向上を図る。</p> <p>重大事故等に対処する要員に対して、重大事故等時における事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるように、各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された重大事故等に対処する要員を必要人数配置する。</p> <p>重大事故等に対処する要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。</p> <p>計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A）のプロセスを適切に実施し、PDCAサイクルを回すことで、必要に応じて手順書の改善、体制の改善等の継続的な重大事故等対策の改善を図る。</p> <p>(a) 重大事故等対策は、幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練を実施する。</p> <p>重大事故等時にプラント状態を早期に安定な状態に導くための的確な状況把握、確実及び迅速な対応を実施するために必要な知識について、重大事故等に対処する要員の役割に応じた、教育及び訓練を計画的に実施する。</p>	<p>・重大事故等対策における中央制御室での操作、動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、第2表に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効果的かつ確実に実施できることを確認する。</p> <p>・教育及び訓練の実施結果により、手順、資機材及び体制について改善要否を評価し、必要により手順、資機材の改善、教育及び訓練計画への反映を行い、力量を含む対応能力の向上を図る。</p> <p>重大事故等に対処する要員に対して、重大事故等時における事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるように、各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された重大事故等に対処する要員を必要人数配置する。</p> <p>重大事故等に対処する要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。</p> <p>計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A）のプロセスを適切に実施し、PDCAサイクルを回すことで、必要に応じて手順書の改善、体制の改善等の継続的な重大事故等対策の改善を図る。</p> <p>(a) 重大事故等対策は、幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練を実施する。</p> <p>重大事故等時にプラント状態を早期に安定な状態に導くための的確な状況把握、確実及び迅速な対応を実施するために必要な知識について、重大事故等に対処する要員の役割に応じた、教育及び訓練を計画的に実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】名称の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 運転員（当直員）、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の各役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるような過酷事故の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行う。</p> <p>現場作業に当たっている緊急安全対策要員が、作業に習熟し必要な対応ができるよう、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。</p> <p>重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を定期的に計画する。</p> <p>運転員（当直員）に対しては、知識の向上と手順書の実効性を確認するため、シミュレータ訓練又は模擬訓練を実施する。シミュレータ訓練は、重大事故等に対し適切に対応できるように計画的に実施する。また、重大事故等が発生した時の対応力を養成するため、手順にしたがった対応中において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図る。</p> <p>緊急安全対策要員に対しては、原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、手順の内容理解を図るための机上教育、資機材の取り扱い方法の習得を図るための模擬訓練又は実働訓練を実施する。</p>	<p>(b) 重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるように、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を計画的に行う。</p> <p>現場作業に当たっている重大事故等対策要員（運転員を除く。）が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。</p> <p>重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画的に実施する。</p> <p>運転員に対しては、知識の向上と手順書の実効性を確認するため、シミュレータ訓練又は現場操作を模擬した訓練を実施する。シミュレータ訓練は、従来からの設計基準事故等に加え、重大事故等に対し適切に対応できるように計画的に実施する。また、重大事故等時の対応力を養成するため、手順に従った対応中において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図る。また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、監視計器が設置されている周囲環境条件の変化により、監視計器が示す値の変化に関する教育及び訓練を実施する。</p> <p>実施組織の重大事故等対策要員（運転員を除く。）に対しては、要員の役割に応じて、発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型重大事故等対処設備を使用した給水確保の対応操作を習得することを目的に、手順や資機材の取扱い方法の習得を図るための訓練を、訓練ごとに頻度を定めて実施する。訓練では、訓練ごとの訓練対象者全員が実際の設備又は訓練設備を操作する訓練を実施する。</p>	<p>(b) 重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるように、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を計画的に行う。</p> <p>現場作業に当たっている発電所災害対策要員（運転員を除く。）が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。</p> <p>重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画的に実施する。</p> <p>運転員に対しては、知識の向上と手順書の実効性を確認するため、シミュレータ訓練又は現場操作を模擬した訓練を実施する。シミュレータ訓練は、従来からの設計基準事故等に加え、重大事故等に対し適切に対応できるように計画的に実施する。また、重大事故等時の対応力を養成するため、手順に従った対応中において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図る。また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、監視計器が設置されている周囲環境条件の変化により、監視計器が示す値の変化に関する教育及び訓練を実施する。</p> <p>実施組織の発電所災害対策要員（運転員を除く。）に対しては、要員の役割に応じて、発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型重大事故等対処設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、手順や資機材の取扱い方法の習得を図るための訓練を、訓練ごとに頻度を定めて実施する。訓練では、訓練ごとの訓練対象者全員が実際の設備又は訓練設備を操作する訓練を実施する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・泊は、1F事故の教訓を踏まえた運転員への教育について記載した。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】名称の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は、実施組織の発電所災害対策要員(運転員を除く。)である災害対策要員は、可搬型重大事故等対処設備を使用した給水確保だけでなく、タービン動補助給水ポンプの現場手動操作による起動手段等の訓練も行うことから「等」を記載した。(大飯も同様に「給水確保等」と記載している。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電所対策本部の実施組織及び支援組織の要員の役割に応じて、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択、確実な指揮命令の伝達等の一連の発電所対策本部機能、支援組織の位置づけ、実施組織との連携及び手順書の構成に関する机上教育を実施する。</p> <p>(c) 重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、原子炉施設及び予備品等について熟知し、普段から保守点検活動を社員自らも行って部品交換等の実務経験を積むこと等が必要なため、以下の活動を行う。</p> <p>運転員（当直員）は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき設備の巡視点検、定期点検及び運転に必要な操作を社員自らが行う。</p> <p>緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員のうち必修課員は、原子力研修センターにてポンプ、弁設備等の分解点検、調整、部品交換の実習を社員自らも実施することにより技能及び知識の向上を図る。さらに、設備の点検においては、保守実施方法をまとめた作業手順書に基づき現場に立ち、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、作業手順書の内容確認及び作業工程検討等の保守点検活動を社員自らも行う。</p> <p>重大事故等の対策については、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員が可搬型重大事故等対処設備の設置、配管接続、ケーブルの敷設接続、放出される放射性物質の濃度、放射線量の測定及びアクセスルートの確保、その他の重大事故等対策の資機材を用いた対応訓練等を社員自らも行う。</p> <p>(d) 事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した事故時対応訓練、夜間及び降雨並びに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を実施する。</p>	<p>実施組織及び支援組織の重大事故等対策要員（運転員を除く。）に対しては、要員の役割に応じて、アクシデントマネジメントの概要、重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択、確実な指揮命令の伝達等の一連の発電所対策本部の機能、支援組織の位置付け、実施組織と支援組織の連携を含む発電所対策本部の構成及び手順書の構成に関する机上教育とともに、発電所対策本部の各要員に応じて、災害対策に係る訓練を実施する。</p> <p>(c) 重大事故等時において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らも行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、発電用原子炉施設、予備品等について熟知する。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期試験及び運転に必要な操作を社員自らが行う。</p> <p>重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、要員の役割に応じて、訓練施設にてポンプ、弁設備の分解点検、調整、部品交換等の実習を社員自らも実施することにより技能及び知識の向上を図る。さらに、設備の点検においては、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、現場において、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、工事要領書の内容確認、作業工程検討等の保守点検活動を社員自らも行う。</p> <p>重大事故等対策については、重大事故等対策要員が、要員の役割に応じて、可搬型重大事故等対処設備の設置、配管接続、ケーブルの敷設接続、放出される放射性物質の濃度、放射線の量の測定及びアクセスルートの確保、その他の重大事故等対策の資機材を用いた対応訓練を自らも行う。</p> <p>(d) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間、降雨、強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p>	<p>実施組織及び支援組織の発電所災害対策要員（運転員を除く。）に対しては、要員の役割に応じて、アクシデントマネジメントの概要、重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択、確実な指揮命令の伝達等の一連の発電所対策本部の機能、支援組織の位置付け、実施組織と支援組織の連携を含む発電所対策本部の構成及び手順書の構成に関する机上教育とともに、発電所対策本部の各要員に応じて、災害対策に係る訓練を実施する。</p> <p>(c) 重大事故等時において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らも行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、発電用原子炉施設、予備品等について熟知する。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期試験及び運転に必要な操作を社員自らが行う。</p> <p>発電所災害対策要員（運転員を除く。）は、要員の役割に応じて、訓練施設にてポンプ、弁設備の分解点検、調整、部品交換等の実習を社員自らも実施することにより技能及び知識の向上を図る。さらに、設備の点検においては、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、現場において、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、工事要領書の内容確認、作業工程検討等の保守点検活動を社員自らも行う。</p> <p>重大事故等対策については、発電所災害対策要員が、要員の役割に応じて、可搬型重大事故等対処設備の設置、配管接続、ケーブルの敷設接続、放出される放射性物質の濃度、放射線の量の測定及びアクセスルートの確保、その他の重大事故等対策の資機材を用いた対応訓練を自らも行う。</p> <p>(d) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間、降雨、強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)                  【大飯】記載方針の相違                  ・具体的な要員名称を記載した。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(e) 事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>それらの情報及びマニュアルを用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、情報及びマニュアルの管理を実施する。</p> <p>(添付資料1.0.9、1.0.12)</p>	<p>(e) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備、事故時用の資機材等に関する情報及び手順書が即時に利用できるように、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書を用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>それらの情報及び手順書を用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、資機材等に関する情報及び手順書の管理を実施する。</p> <p>(添付資料1.0.9、1.0.12、1.0.13)</p>	<p>(e) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備、事故時用の資機材等に関する情報及び手順書が即時に利用できるように、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書を用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>それらの情報及び手順書を用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、資機材等に関する情報及び手順書の管理を実施する。</p> <p>(添付資料1.0.9、1.0.12、1.0.13)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>
<p>【解釈】</p> <p>3 体制の整備は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する方針であること。</p> <p>b) 実施組織とは、運転員等により構成される重大事故等対策を実施する組織をいう。</p> <p>c) 実施組織は、工場等内の全発電用原子炉施設で同時に重大事故が発生した場合においても対応できる方針であること。</p> <p>d) 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織等を設ける方針であること。</p> <p>e) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施が必要な状況においては、実施組織及び支援組織を設置する方針であること。また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日を含めて必要な要員が招集されるよう定期的に連絡訓練を実施することにより円滑な要員招集を可能とする方針であること。</p> <p>f) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能と支援組織内に設置される各班の機能が明確になっており、それぞれ責任者を配置する方針であること。</p> <p>g) 発電用原子炉設置者において、指揮命令系統を明確化する方針であること。また、指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する方針であること。</p> <p>h) 発電用原子炉設置者において、上記の実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する方針であること。</p> <p>i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状況及び重大事故等</p>	<p>【解釈】</p> <p>3 体制の整備は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する方針であること。</p> <p>b) 実施組織とは、運転員等により構成される重大事故等対策を実施する組織をいう。</p> <p>c) 実施組織は、工場等内の全発電用原子炉施設で同時に重大事故が発生した場合においても対応できる方針であること。</p> <p>d) 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織等を設ける方針であること。</p> <p>e) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施が必要な状況においては、実施組織及び支援組織を設置する方針であること。また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日を含めて必要な要員が招集されるよう定期的に連絡訓練を実施することにより円滑な要員招集を可能とする方針であること。</p> <p>f) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能と支援組織内に設置される各班の機能が明確になっており、それぞれ責任者を配置する方針であること。</p> <p>g) 発電用原子炉設置者において、指揮命令系統を明確化する方針であること。また、指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する方針であること。</p> <p>h) 発電用原子炉設置者において、上記の実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する方針であること。</p> <p>i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状況及び重大事故等</p>	<p>【解釈】</p> <p>3 体制の整備は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する方針であること。</p> <p>b) 実施組織とは、運転員等により構成される重大事故等対策を実施する組織をいう。</p> <p>c) 実施組織は、工場等内の全発電用原子炉施設で同時に重大事故が発生した場合においても対応できる方針であること。</p> <p>d) 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織等を設ける方針であること。</p> <p>e) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施が必要な状況においては、実施組織及び支援組織を設置する方針であること。また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日を含めて必要な要員が招集されるよう定期的に連絡訓練を実施することにより円滑な要員招集を可能とする方針であること。</p> <p>f) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能と支援組織内に設置される各班の機能が明確になっており、それぞれ責任者を配置する方針であること。</p> <p>g) 発電用原子炉設置者において、指揮命令系統を明確化する方針であること。また、指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する方針であること。</p> <p>h) 発電用原子炉設置者において、上記の実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する方針であること。</p> <p>i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状況及び重大事故等</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>対策の実施状況について、適宜工場等の内外の組織へ通報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方針であること。</p> <p>j) 発電用原子炉設置者において、工場等外部からの支援体制を構築する方針であること。</p> <p>k) 発電用原子炉設置者において、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であること。</p> <p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及び支援組織の役割分担及び責任者等を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は、事象に応じて原子力防災体制等（警戒体制、原子力防災体制）を発令し、要員の非常召集、通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。</p>	<p>対策の実施状況について、適宜工場等の内外の組織へ通報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方針であること。</p> <p>j) 発電用原子炉設置者において、工場等外部からの支援体制を構築する方針であること。</p> <p>k) 発電用原子炉設置者において、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であること。</p> <p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止その他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は、事象に応じて警戒対策体制、第1又は第2緊急体制（以下「緊急体制」という。）を発令し、重大事故等対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。</p>	<p>対策の実施状況について、適宜工場等の内外の組織へ通報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方針であること。</p> <p>j) 発電用原子炉設置者において、工場等外部からの支援体制を構築する方針であること。</p> <p>k) 発電用原子炉設置者において、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であること。</p> <p>1) 運転・対処要員の防護に関し、次の①及び②に掲げる措置を講じることを定める方針であること。</p> <p>① 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備すること。</p> <p>② 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備等を行うこと。</p> <p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止その他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は、事象に応じて原子力防災準備体制、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制（以下「防災体制」という。）を発令し、発電所災害対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。</p>	<p>【大飯・女川】審査基準改正に伴う相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・泊は、各体制の発令の定義について記載した。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由6)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>所長（原子力防災管理者）は、発電所対策本部の部長として、<b>原子力防災組織</b>の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針の決定をする。</p> <p>本部長の下に<b>副本部長</b>を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長あるいは本部付の副原子力防災管理者がその職務を代行する。</p> <p>発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成する。</p> <p>通常時の発電所体制下での運転、日常保守点検活動の実施経験が発電所対策本部での事故対応、復旧活動に活か<b>かせ</b>、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるよう、専門性及び経験を考慮した<b>上で</b>班の構成を行う。</p> <p>また、各班の役割分担、責任者である<b>班長（管理職）</b>を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p>	<p>所長（原子力防災管理者）は、発電所対策本部の部長として、発電所対策本部の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。</p> <p>発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である発電所対策本部長（原子力防災管理者）が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成する。</p> <p>通常時の発電所体制下での運転、日常保守点検活動の実施経験が発電所対策本部での事故対応、復旧活動に活かすことができ、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した機能班の構成を行う。</p> <p>また、各班の役割分担、対策の実施責任を有する班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>発電所対策本部は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④<b>対外対応</b>、⑤情報管理、⑥<b>資機材等リソース</b>の管理を有しており、①の責任者として発電所対策本部長が当たり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。</p> <p>発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を最上位に置き、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。また、各班の対応状況についても班長より発電所対策本部内に適宜報告されることから、常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>あらかじめ定めた手順に従って運転員が行う運転操作や復旧操作については、<b>発電課長</b>の判断により自律的に実施し、<b>発電管理班長</b>に実施の報告が上がってくることになる。</p>	<p>所長（原子力防災管理者）は、<b>発電所対策本部</b>の部長として、<b>発電所対策本部</b>の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。</p> <p><b>発電所対策本部</b>における指揮命令系統を明確にする<b>とともに</b>、指揮者である<b>発電所対策本部長（原子力防災管理者）</b>が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成する。</p> <p>通常時の発電所体制下での運転、日常保守点検活動の実施経験が発電所対策本部での事故対応、復旧活動に活か<b>すことができ</b>、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した機能班の構成を行う。</p> <p>また、各班の役割分担、<b>対策の実施責任を有する班長</b>を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>発電所対策本部は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②<b>情報管理・火災対応</b>、③<b>資機材等リソース管理・社外対応</b>、④<b>情報収集・計画立案</b>、⑤<b>現場対応</b>を有しており、①の責任者として発電所対策本部長が当たり、②～⑤の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。</p> <p>発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を最上位に置き、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。また、各班の対応状況についても班長より発電所対策本部内に適宜報告されることから、常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>あらかじめ定めた手順に従って運転員が行う運転操作や復旧操作については、<b>発電課長（当直）</b>の判断により自律的に実施し、<b>運転班長</b>に実施の報告が上がってくることになる。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（<b>女川実績の反映</b>）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（<b>女川実績の反映</b>）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（<b>女川実績の反映</b>）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（<b>女川実績の反映</b>）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（<b>女川実績の反映</b>）</p> <p>【大飯】記載方針の相違                  ・泊は発電所対策本部及び運転員の指揮命令系統について記載した。（<b>女川実績の反映</b>）</p> <p>【女川】体制の相違                  ・発電所の原子力防災組織における<b>班構成</b>の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合の原子力防災組織において、その職務に支障をきたすことがないよう、独立性が確保できる組織に配置する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故時等において、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>時間外、休日（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員は、発電用原子炉主任技術者が原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実にすることができるように、通信連絡手段により必要の都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は、その情報連絡を受け、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。</p>	<p>発電所対策本部の機能を担う要員の規模は、対応する事故の様相及び事故の進展や収束の状況により異なるが、放射性雲通過の前、放射性雲通過中及び放射性雲通過後も、要員の規模を拡大及び縮小しながら十分な対応が可能な組織とする。</p> <p>原子炉格納容器ベントに伴って放射性雲が通過する際には、放射性雲通過時においても、緊急時対策所、中央制御室待避所にて監視及び操作に必要な重大事故等に対処する要員を待機させる。それ以外の重大事故等に対処する要員は、放射性雲が通過する前に原子力事業所災害対策支援拠点等に一時退避するが、放射性雲が通過したと判断され次第、発電所対策本部の体制が放射性雲通過時の体制から重大事故等時の対応体制に移行するのに合わせて、発電所に招集する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等時の発電所対策本部において、その職務に支障をきたすことがないように、独立性を確保する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策における発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策において、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部長は、その指示を踏まえて事故の対処方針を決定する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員は発電用原子炉主任技術者が発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実にすることができるように、通信連絡設備により必要の都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は得られた情報に基づき、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。</p>	<p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等時の発電所対策本部において、その職務に支障をきたすことがないように、独立性を確保する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策における発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策において、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部長は、その指示を踏まえて事故の対処方針を決定する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、発電所災害対策要員は発電用原子炉主任技術者が発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実にすることができるように、通信連絡設備により必要の都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は得られた情報に基づき、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。</p>	<p>【女川】設備の相違                  ・女川は、原子炉格納容器破損防止対策である原子炉格納容器ベントに伴うブルーム通過中の体制の記載がある。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電用原子炉主任技術者は、連絡により発電所に非常召集する。重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に駆けつけられるよう、非常召集可能圏内（おおい町等）に発電用原子炉主任技術者を号炉ごとに1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(b) 実施組織を、発電班（当直員含む。）及び保修班により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>発電班は、事故状況の把握及び整理、事故拡大防止のための措置、原子炉施設の保安維持等を行う。                      保修班は、事故原因の究明、応急対策の立案、実施及び消火活動等を行う。</p> <p>(c) 実施組織は、3号炉及び4号炉において同時に重大事故等が発生した場合において以下のとおり対応できる組織とする。</p> <p>発電所対策本部は、3号炉及び4号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により号炉ごとに指名した指揮者の指示のもと、号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行う。</p>	<p>2号炉の発電用原子炉主任技術者は、重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるように、早期に非常招集が可能なエリア（女川町又は石巻市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(b) 実施組織は、運転員からの重要パラメータの入手、事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作を行う発電管理班、事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作及び不具合設備の応急復旧、火災発生時における消火活動を行う初期消火要員（消防車隊）を有する保修班で構成され、重大事故等対処を円滑に実施できる体制とし、各班には必要な指示を行う班長を配置する。</p> <p>(c) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に統括を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。</p>	<p>3号炉の発電用原子炉主任技術者は、重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるように、早期に非常招集が可能なエリア（共和町、泊村又は岩内町）に3号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(b) 実施組織は、運転員からの重要パラメータの入手、事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作並びに可搬型重大事故等対処設備の準備と操作を行う運転班、電気設備等の状況把握、応急復旧計画の立案及び措置等を行う電気工作班、機械設備等の状況把握、応急復旧計画の立案及び措置等を行う機械工作班、土木建築設備等の状況把握、応急復旧計画の立案及び措置等を行う土木建築工作班で構成され、重大事故等対処を円滑に実施できる体制とし、各班には必要な指示を行う班長を配置する。</p> <p>(c) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に号機責任者を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                      ・炉主任の号炉を記載した。（女川と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】地理的要因の相違                      ・大飯の非常招集可能圏内はおおい町等                      ・女川は、徒歩による非常招集可能圏内を女川町又は石巻市としている。</p> <p>・泊は、徒歩による非常招集可能圏内を共和町、泊村又は岩内町としている。</p> <p>【大飯】運用の相違                      ・炉主任及び代行者を参集可能圏内に少なくとも1名確保することを記載した。（女川実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】体制の相違                      ・発電所の原子力防災組織における構成の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（相違理由3）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（相違理由3）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員を発電所内及び発電所近傍に常時確保し、3号炉及び4号炉の同時被災等が発生した場合においても、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対処設備を使用して炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策に対応できる体制とする。</p> <p>実施組織は号炉ごとの指揮者の指示のもと、当該発電用原子炉に特化して情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故等対策を実施する。</p> <p>3号炉及び4号炉の同時被災の場合でも情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう号炉ごとに通報連絡者を配置し、「原子力災害対策特別措置法」に定められた通報連絡先へ連絡するとともに、通報連絡後の情報連絡は情報連絡者が管理を一括して実施する体制を構築することで円滑に対応できる体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任する。担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、3号炉及び4号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>3号炉及び4号炉の発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとの保安監督を誠実かつ、最優先に行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、号炉ごとに選任した発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は影響緩和に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>複数号炉の同時被災の場合において、必要な重大事故等に対処する要員を発電所内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して2号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の使用済燃料プールの被災対応ができる体制とする。</p> <p>また、複数号炉の同時被災時において、運転員は号炉ごとの運転操作指揮を発電課長が行い、号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</p> <p>各号炉の発電用原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安の監督を誠実かつ、最優先に行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、各号炉の発電用原子炉主任技術者は発電所対策本部から得られた情報に基づき、重大事故等の拡大防止又は影響緩和に関し、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>複数号炉の同時被災の場合において、必要な重大事故等に対処する要員を発電所内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して3号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の使用済燃料ピットの被災対応ができる体制とする。</p> <p>また、複数号炉の同時被災時において、運転員は号炉ごとの運転操作指揮を発電課長（当直）が行い、号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。</p> <p>複数号炉の同時被災の場合でも情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、「原子力災害対策特別措置法」に定められた通報連絡先へ連絡するとともに、通報連絡後の情報連絡は情報連絡者が管理を一括して実施する体制を構築することで円滑に対応できる体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</p> <p>各号炉の発電用原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安の監督を誠実かつ、最優先に行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、各号炉の発電用原子炉主任技術者は発電所対策本部から得られた情報に基づき、重大事故等の拡大防止又は影響緩和に関し、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)                  【大飯】記載方針の相違(相違理由1)                  【大飯】記載方針の相違                  ・泊は、停止号炉のSFPの被災対応について記載した。(女川実績の反映)                  【大飯】記載方針の相違                  ・運転号炉及び停止号炉に号機責任者を配置し、SA対策の統括を行わせることについては、比較表1.0-71ページに記載した。(女川実績の反映)                  【大飯】記載方針の相違                  ・泊は、複数号炉の同時被災時における運転員に係る指揮命令系統について記載した。(女川実績の反映)                  【大飯】記載方針の相違(相違理由3)                  【女川】記載方針の相違                  ・泊は、通報連絡者の配置、情報管理に係る体制について記載した。(大飯と同様)                  【大飯】体制の相違                  ・大飯は号炉ごとに1名ずつ通報連絡者を配置。泊は号炉ごとに配置していないが2名の通報連絡者を配置している。                  【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)                  【大飯】記載方針の相違(相違理由3)                  【大飯】記載方針の相違(相違理由3)                  【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>技術支援組織は、安全管理班及び放射線管理班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織に対して技術的助言を行う。</p> <p>安全管理班は、事故状況の把握及び評価、事故時影響緩和操作の検討、放射能影響範囲の推定等を行う。</p> <p>放射線管理班は、放射線・放射能の測定、状況把握、被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置、災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う。</p> <p>これらの各班は、各班の役割を実施し、実施組織に対して技術的助言を行う。</p> <p>運営支援組織は、総務班、広報班及び情報班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>総務班は、発電所対策本部の設営・運営、連絡・通信手段の確保、要員の動員、輸送手段の確保、緊急医療措置、資機材調達・輸送及び退避・避難措置を行う。</p> <p>広報班は、報道機関の対応、見学者の退避誘導及び広報活動を行う。</p> <p>情報班は、社内対策本部との情報受理・伝達、国・自治体等関係者との連絡調整及び社外関係機関への情報連絡を行う。</p> <p>これらの各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(e) 所長（原子力防災管理者）は、警戒事象（その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象）により警戒体制を発令し、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故等の対策を実施する。</p>	<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>実施組織に対して技術的助言を行うための技術支援組織は、プラントパラメータ等の把握、プラント状態の進展予測・評価及びその評価結果の事故対応方針への反映を行う技術班、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する指示を行う放射線管理班で構成する。</p> <p>実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、発電所対策本部の運営支援、対外関係機関へ通報連絡等を行う情報班、要員の呼集、食料・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示、資材の調達及び輸送に関する一元管理等を行う総務班、社外対応情報の収集、報道機関対応者の支援等を行う広報班で構成する。</p> <p>(e) 所長（原子力防災管理者）は、警戒事象（その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象。）においては警戒対策体制を、特定事象が発生した場合においては第1緊急体制を、また、「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合には第2緊急体制を発令し、重大事故等対策要員の非常招集及び通報連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し、重大事故等対策を実施する。</p>	<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>実施組織に対して技術的助言を行うための技術支援組織は、事故状況の把握・評価、事故拡大の可能性等の予測、放出放射線量の予測及び事故拡大防止対策の検討の総括等を行う技術班、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、被ばく管理・汚染管理、線量評価、汚染拡大防止及び汚染の除去等を行う放管班で構成する。</p> <p>実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、発電所対策本部の運営、外部機関・各班等の情報集約、関係機関への通報、連絡及び報告、本店の原子力災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）との連絡等を行う事務局、資機材の調達輸送、発電所内の警備、傷病者の救護、緊急時医療の実施、食料等の手配、関係地方公共団体等対応、報道機関対応、広報活動、避難誘導を含む見学者対応等を行う業務支援班で構成する。</p> <p>(e) 所長（原子力防災管理者）は、警戒事象（その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象。）においては原子力防災準備体制を、特定事象が発生した場合には原子力応急事態体制を、また、「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合には原子力緊急事態体制を発令し、発電所災害対策要員の非常招集及び通報連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し、重大事故等対策を実施する。</p>	<p>【大飯・女川】発電所の原子力防災組織の相違</p> <p>・対策本部の班名称、班の構成等に違いはあるが、その対策本部の役割については、大飯及び女川と実質的な相違はない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】発電所の原子力防災組織の相違</p> <p>・対策本部の班名称、班の構成等に違いはあるが、その対策本部の役割については、大飯及び女川と実質的な相違はない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>時間外、休日（夜間）においては、重大事故等が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内及び発電所近傍に緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員を常時確保し、体制を強化する。</p>	<p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合でも、速やかに対策を行えるように、発電所内に必要な重大事故等に対処する要員を常時確保する。</p> <p>発電所対策本部が構築されるまでの間、総括責任者（副原子力防災管理者）の指揮の下、運転員及び重大事故等対応要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、総括責任者は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、運転員及び重大事故等対応要員へ指示を行う。運転員及び重大事故等対応要員は、総括責任者の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</p>	<p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合でも、速やかに対策を行えるように、発電所内に必要な重大事故等に対処する要員を常時確保する。</p> <p>発電所対策本部が構築されるまでの間、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。発電所対策本部の各機能班員が参集し、発電所対策本部の体制が確立すれば、発電所対策本部長の指揮の下、必要な重大事故等対策を行う。ただし、運転手順書にあらかじめ規定されている操作については、発電課長（当直）の指示により運転員が主体的に事故対応操作を継続する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)                  【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違                  ・初動時の体制から本部体制への移行について追記した。(女川実績の反映)                  【女川】重大事故等時における初動体制の相違</p> <p>・女川は、発電所対策本部が構築されるまでの間、総括責任者の指揮の下、運転員及び重大事故等対応要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図ることとしている。</p> <p>・また、女川は、発電課長が運転員に、対策本部長が重大事故等対応要員に作業指示を行う手順としている。</p> <p>・泊は、発電所対策本部の体制が確立するまでは、発電課長(当直)の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制により迅速な対応を図る。</p> <p>・泊は、運転員と可搬型重大事故等対処設備を取り扱う災害対策要員は、どちらも実施組織である運転班の要員であり、かつ発電課長(当直)の指示により運転員及び災害対策要員が操作を行う手順としている。(伊方も当直長が可搬型重大事故等対処設備を扱う緊急時対応要員に指示する体制となっている。)</p> <p>・発電所対策本部体制を構築する各機能班員が参集しなくても、SA対策については、手順書にあらかじめ規定していることから、発電課長(当直)の指示により、運転員が主体的に事故対応操作をすすめる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>非常召集する要員への連絡については、緊急時呼出システムを活用するとともに、バックアップとして社員寮その他必要な箇所に衛星電話（携帯）を配備することで要員との連絡及び要員の非常召集を行う。</p> <p>なお、地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集連絡ができない場合でも地震（発電所周辺地域において、震度5弱以上の地震）の発生により発電所に自動参集する体制を整備する。</p>	<p>非常召集する重大事故等対策要員への連絡については、自動呼出システム又は通信連絡設備を活用する。</p> <p>なお、地震により通信障害が発生し、自動呼出システム又は通信連絡設備を用いて非常召集連絡ができない場合においても、発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震の発生により、重大事故等対策要員は手順書に基づき自動参集する体制を整備する。</p>	<p>非常召集する発電所災害対策要員への連絡については、緊急時の呼び出しシステム又は通信連絡設備を活用する。</p> <p>なお、地震により通信障害が発生し、緊急時の呼び出しシステム又は通信連絡設備を用いて非常召集連絡ができない場合においても、発電所周辺地域（共和町、泊村、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震の発生により、発電所災害対策要員は手順書に基づき自動参集する体制を整備する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(相違理由6)                  【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】地理的要因による相違                  【女川】運用の相違                  ・自動参集する震度の相違(大飯と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における必要な要員は、原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者、号炉ごとの指揮を行うユニット指揮者、通報連絡を行う通報連絡者並びに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員6名、運転操作指揮を行う当直課長及び当直主任、運転操作対応を行う運転員12名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は10名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名）、1号炉及び2号炉の運転員10名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は6名）、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動及びガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員36名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は33名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は30名）の計64名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は57名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名）並びに被災後6時間以内を目標として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員10名（以下「召集要員」という。）の合計74名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は67名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は60名）を確保する。</p> <p>なお、号炉ごとの指揮者は、重大事故等対策の初動後対策において、必要に応じて現場の指揮を行う。</p> <p>1号炉及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提に、1号炉及び2号炉の運転員10名のうち、4名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は2名）が3号炉及び4号炉現場作業応援を行う。</p> <p>また、火災発生時の初期消火活動に対応するため、消火活動要員についても発電所に常時確保する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、重大事故等に対処する要員として、発電所内に<b>重大事故等対策要員（2号炉運転員7名を含む。）30名、1号及び3号炉運転員8名</b>、火災発生時の初期消火活動に対応するための<b>初期消火要員（消防車隊）6名</b>の合計44名を確保する。</p> <p>また、参集する<b>重大事故等対策要員</b>として、被災後1時間を目標に4名、被災後12時間を目標に50名を確保する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、重大事故等に対処する要員として、<b>発電所内に原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者並びに通報連絡を行う通報連絡者の災害対策本部要員3名、運転操作指揮、運転操作指揮補佐及び運転操作対応を行う3号炉運転員6名、</b>運転支援活動、電源復旧活動、注水活動及び<b>がれき撤去活動を行う災害対策要員9名、</b>重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員（支援）15名、<b>1号及び2号炉運転員3名並びに</b>火災発生時の初期消火活動に対応するための<b>消火要員8名</b>の合計44名を確保する。</p> <p>また、参集する<b>発電所災害対策要員</b>として、被災後3時間を目標に<b>代替非常用発電機等への給油活動を行う要員2名、</b>被災後12時間を目標に27名を確保する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】体制及び運用の相違(比較結果等を取りまとめた資料 2-1)「主な説明事項」(1.0-とりまとめた資料-3,4ページ)にて説明する。</p> <p>【女川】体制及び運用の相違(比較結果等を取りまとめた資料 3-1)「主な説明事項」(1.0-とりまとめた資料-8,9ページ)にて説明する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯は、原子炉容器に燃料が装荷されていない場合の要員をかつきで記載している。</li> <li>泊は消火要員の要員数を記載。(女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、発電所災害対策要員の役割ごとに細分化し、その要員数を記載した。(大飯と同様)</li> </ul> <p>【大飯・女川】参集要員の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯は、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員10名を発電所外から確保する。</li> <li>泊は、重大事故等対策有効性評価に期待する代替非常用発電機等への給油活動を行う要員2名を参集要員により確保する。(有効性評価において参集要員に期待する点については、高浜3,4号、伊方、柏崎刈羽、東海第二と同様)</li> <li>泊は、災害対策要員のSA対応専任化及び24時間交代勤務体制(4班2交替+通常勤務を行う1つの班の計5班体制)、並びに災害対策要員(支援)の常時確保等により、初動体制の強化を図っているが、さらに発電所対策本部の体制強化を図るため、被災後12時間を目標に27名の参集要員を確保することとしている。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生した場合、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）及び緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、給水活動及び電源確保活動等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場で対応を行う。</p> <p>重大事故等の対応については、高線量下の対応においても、当社社員及び協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>当社社員と協力会社社員の現場での対応については、請負契約のもと、それぞれがあらかじめ定められた業務内容をそれぞれの責任者の下で行うこととしており、必要に応じて作業の進捗について、当社と協力会社の責任者間で相互連絡を取り合うようにする。</p>	<p>なお、2号炉が原子炉運転中においては、運転員を7名とし、原子炉運転停止中<sup>※2</sup>においては、運転員を5名とし合計42名を確保する。</p> <p>※2 発電用原子炉の状態が冷温停止（原子炉冷却材温度が100℃未満）及び燃料交換の期間</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、緊急時対策所又は事務建屋の対策室に参集し、要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>発電所外から要員が参集するルートは、発電所正門を通行して参集するルートを使用する。発電所正門を通行した参集ルートが使用できない場合は、発電所南側の牡鹿ゲートの通行を含む、当該参集ルート以外の参集ルートを使用して参集する。</p> <p>重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、社員及び協力会社社員で対応できるような重大事故等に対処する要員を確保する。</p>	<p>なお、3号炉が使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間においては、3号炉運転員を5名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員（支援）を14名とし合計42名を確保する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所で対応を行う災害対策要員（支援）及び災害対策本部要員は緊急時対策所に参集し、現場で対応を行う災害対策要員及び災害対策要員（支援）は中央制御室に参集又は現場に向かい、通報連絡、給水確保、電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>発電所外から要員が参集するルートは、茶津門扉を通行して参集するルートを使用する。茶津門扉を通行した参集ルートが使用できない場合は、大和門扉を通行する山廻りの参集ルートを使用して参集する。</p> <p>重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、社員及び協力会社社員で対応できるような重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>社員と協力会社社員の現場での対応については、請負契約のもと、それぞれがあらかじめ定められた業務内容をそれぞれの責任者の下で行うこととしており、必要に応じて作業の進捗について、当社と協力会社の責任者間で相互連絡を取り合うようにする。</p>	<p><b>【女川】運用の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間において重大事故等時に必要な運転員、災害対策要員（支援）の要員数を確保する。</li> </ul> <p><b>【女川】記載方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は、原子炉運転中の運転員の人数を記載しているが、泊は前段に記載している。</li> </ul> <p><b>【大飯】記載方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯は「原子炉容器に燃料が装荷されていない場合」、泊は「使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間」と記載しているが実質的な相違はない。（泊は伊方と同様な記載としている。）</li> </ul> <p><b>【大飯・女川】運用の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の初動対応において、要員の役割に応じて「緊急時対策所」「中央制御室」「現場」のいずれかに参集する。直接、中央制御室又は現場に参集することでSA対策に遅れが生じないようにする。要員の役割に応じて集合する場所が異なる運用については伊方、玄海と同様。</li> </ul> <p><b>【女川】記載方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は比較表1.0-33ページと記載を合わせ、具体的な対応内容を記載した。</li> </ul> <p><b>【大飯】記載表現の相違</b></p> <p><b>【女川】参集ルートの相違</b></p> <p><b>【大飯】記載方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は発電所外からの参集ルートについて記載した。（女川実績の反映）</li> </ul> <p><b>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</b></p> <p><b>【女川】記載表現の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、「協力会社」と記載し、1.0.1(3)項と合わせた。（比較表1.0-15ページ参照）</li> </ul> <p><b>【大飯】記載方針の相違（相違理由1）</b></p> <p><b>【女川】記載方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、社員と協力会社社員との連絡体制について記載した。（大飯と同様）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の<b>重大事故等対策要員</b>（運転員、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）に欠員が生じた場合は、<b>休日、時間外（夜間）</b>を含め<b>重大事故等対策要員</b>の補充を行うとともに、そのような事態に備えた<b>重大事故等対策要員</b>の体制に係る管理を行う。</p> <p><b>重大事故等対策要員</b>の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる<b>要員</b>で、安全が確保できる<b>原子炉</b>の運転状態に移行する。</p> <p>また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき<b>時間外、休日（夜間）</b>を含めて必要な<b>要員</b>を非常召集できるように、<b>定期的</b>に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(f) 重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班の機能は、<b>上記(b)項及び(d)項</b>のとおり明確にするとともに、<b>各班に責任者である班長及び副班長</b>を配置する。</p> <p>(g) 発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である<b>本部長の所長（原子力防災管理者）及び班長が欠けた場合に備え、代行者と代行順位</b>をあらかじめ定め明確にする。</p> <p><b>所長（原子力防災管理者）は、全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、3号炉及び4号炉の同時被災時は号炉ごとの指揮者を指名する。号炉ごとの指揮者のもと重大事故等対策を実施する。</b></p> <p><b>本部長の所長が欠けた場合は副本部長（副原子力防災管理者）の原子力安全統括を代行とし、さらに副本部長の原子力安全統括が欠けた場合は、同副本部長（副原子力防災管理者）の副所長（技術）あるいは、他の副原子力防災管理者が代行とすることをあらかじめ定める。</b></p> <p><b>実施組織及び支援組織の各班には責任者である班長（室長又は課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長又は係長）を配置する。</b></p>	<p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる発電用原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な<b>重大事故等対策要員</b>を非常召集できるように、計画的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(f) 発電所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班並びに運転員の機能は、上記(a)項、(b)項及び(d)項のとおり明確にするとともに、責任者として<b>班長を、運転員の責任者として発電課長</b>を配置する。</p> <p>(g) 重大事故等対策の判断については<b>全て</b>発電所で行うこととし、発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である<b>発電所対策本部長の所長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え、代行者として副原子力防災管理者をあらかじめ定め明確にする。</b>また、<b>班長及び発電課長</b>についても欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ明確にする。</p> <p><b>発電所対策本部長は、発電所対策本部の統括管理を行い、責任を持って、原子力防災の活動方針の決定を行う。</b></p> <p><b>発電所対策本部長（原子力防災管理者）が欠けた場合は、副原子力防災管理者が、あらかじめ定めた順位に従い代行する。</b></p> <p><b>班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</b></p> <p><b>発電課長が欠けた場合は、発電課長代務者が中央制御室へ到着するまでの間、運転管理に当たっている発電副課長が代務に当たることをあらかじめ定める。</b></p>	<p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる発電用原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な<b>発電所災害対策要員</b>を非常召集できるように、<b>計画的</b>に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(f) 発電所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班並びに運転員の機能は、上記(a)項、(b)項及び(d)項のとおり明確にするとともに、責任者として<b>班長を、運転員の責任者として発電課長（当直）</b>を配置する。</p> <p>(g) <b>重大事故等対策の判断についてはすべて発電所で行うこととし、発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である発電所対策本部長の所長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え、代行者として副原子力防災管理者をあらかじめ定め明確にする。</b>また、<b>班長及び発電課長（当直）</b>についても欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ明確にする。</p> <p><b>発電所対策本部長は、発電所対策本部の統括管理を行い、責任を持って、原子力防災の活動方針の決定を行う。</b></p> <p><b>発電所対策本部長（原子力防災管理者）が欠けた場合は、副原子力防災管理者が、あらかじめ定めた順位に従い代行する。</b></p> <p><b>班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</b></p> <p><b>発電課長（当直）が欠けた場合は、発電課長（当直）代務者が中央制御室へ到着するまでの間、運転管理に当たっている副課長が代務に当たることをあらかじめ定め</b></p>	<p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由6)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由7)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由8)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・泊は、号炉ごとの指揮者である号機責任者について、比較表1.0-71ページに記載している。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由8)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(h) 実施組織が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に対応することが必要なことから、以下の施設及び設備を整備する。</p> <p>支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システムを含む。）、衛星電話（携帯）及び携行型通話装置を備えた緊急時対策所を整備する。</p> <p>実施組織が中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型通話装置、トランシーバー及び衛星電話（携帯）を整備する。また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるよう可搬型の照明装置を整備する。</p>	<p>(h) 重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための施設、設備等を整備する。重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り、迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、以下の施設及び設備を整備する。</p> <p>支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた緊急時対策所を整備する。</p> <p>実施組織が、中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備を整備する。また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるように可搬型照明を整備する。</p> <p>これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設及び設備を使用することによって発電用原子炉施設の状態を確認し、必要な発電所内外各所へ通報連絡を行い、また重大事故等対処のため、夜間においても速やかに現場へ移動する。</p>	<p>る。</p> <p>(h) 重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための施設、設備等を整備する。重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り、迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、以下の施設及び設備を整備する。</p> <p>支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するためのデータ伝送設備（発電所内）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた緊急時対策所を整備する。</p> <p>実施組織が、中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備を整備する。また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるように可搬型照明を整備する。</p> <p>これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設及び設備を使用することによって発電用原子炉施設の状態を確認し、必要な発電所内外各所へ通報連絡を行い、また重大事故等対処のため、夜間においても速やかに現場へ移動する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内外の連絡に固定型の衛星電話の使用も考慮するため、固定型と携帯型の総称である衛星電話設備と記載した。(女川と同様)</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内外の連絡に固定型の衛星電話の使用も考慮するため、固定型と携帯型の総称である衛星電話設備と記載した。(女川と同様)</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(i) 支援組織は、原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、原子力施設事態即応センターに設置する本店緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）等の発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p> <p>原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>また、本店対策本部との連絡を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を本店原子力防災組織で構成する本店対策本部で実施することにより、発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p> <p>(j) 重大事故等発生時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。</p> <p>発電所において、警戒事象、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく特定事象が発生した場合、原子力防災管理者は、それぞれの区分により直ちに原子力防災体制等を発令するとともに原子力発電部門統括へ報告する。</p> <p>原子力発電部門統括は、発電所対策本部の本部長から発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。</p>	<p>(i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、本店対策本部、国、関係地方公共団体等の発電所内外の組織への通報連絡を実施できるように、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p> <p>発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>また、本店対策本部との情報共有を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を本店対策本部で実施し、発電所対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p> <p>(j) 重大事故等時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。</p> <p>発電所において、警戒事象、特定事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合、所長（原子力防災管理者）は直ちに緊急体制を発令するとともに本店原子力部長へ報告する。</p> <p>報告を受けた本店原子力部長は直ちに社長に報告し、緊急体制の区分に応じて本店原子力部長は警戒対策体制を、社長は第1又は第2緊急体制を発令する。</p>	<p>(i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、本店対策本部、国、関係地方公共団体等の発電所内外の組織への通報連絡を実施できるように、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p> <p>発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の事務局にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備（発電所内）等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>また、本店対策本部との情報共有を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を本店対策本部で実施し、発電所対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する。</p> <p>(j) 重大事故等時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。</p> <p>発電所において、警戒事象、特定事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合、所長（原子力防災管理者）は直ちに防災体制を発令するとともに原子力部長へ報告する。</p> <p>報告を受けた原子力部長は直ちに社長に報告し、防災体制の区分に応じて社長は原子力防災準備体制、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制を発令する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違                  ・発電所内外の連絡に固定型の衛星電話の使用も考慮するため、固定型と携帯型の総称である衛星電話設備と記載した。(女川と同様)</p> <p>【大飯】設備の相違                  ・発電所内外の連絡に固定型の衛星電話の使用も考慮するため、固定型と携帯型の総称である衛星電話設備と記載した。(女川と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違                  ・原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合についても記載した。(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)                  【女川】運用の相違                  ・泊は、本店における原子力防災準備体制、原子力応急事態体制、原子力緊急事態体制を社長が発令する。(社長が本店における防災体制を発令する運用については高根と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子力発電部門統括は、本店緊急時対策本部の組織で構成する本店対策本部を設置するため、本店対策本部要員を非常召集する。</p> <p>社長は、本店における原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子力施設事態即応センター含む。）を中之島及び若狭に設置する。</p> <p>また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。本店対策本部長は、本店対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する総括管理を行い、副本部長は本部長を補佐する。本店対策本部各班長は本部長が行う災害対策活動を補佐する。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言が発出された場合又はそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p>	<p>本店原子力部長は、警戒対策体制発令後、本店警戒対策要員を非常召集する。</p> <p>本店原子力部長は、本店に警戒対策体制を発令した場合、直ちに本店対策本部室隣接会議室に警戒対策本部を設置し、本店警戒対策本部長として本店における対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。本店原子力部長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本店警戒対策本部の副本部長がその職務を代行する。本店警戒対策本部長は、本店警戒対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する統括管理を行い、副本部長は本部長を補佐する。</p> <p>本店原子力部長から連絡を受けた本店総務班長は、第1又は第2緊急体制発令後、緊急時対策要員を非常召集する。</p> <p>社長は、本店における第1又は第2緊急体制を発令した場合、速やかに本店対策本部を設置し、本店対策本部長としてその職務を行う。</p> <p>社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本店対策本部の副本部長がその職務を代行する。本店対策本部長は、本店対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する統括管理を行い、副本部長は本店対策本部長を補佐する。本店対策本部の各班長は本店対策本部長が行う災害対策活動を補佐する。</p> <p>本店対策本部は、全社での体制とし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるように支援する。</p>	<p>原子力部長は、原子力防災準備体制発令後、本店警戒対策要員を非常召集する。</p> <p>原子力部長は、原子力防災準備体制発令後、直ちに原子力施設事態即応センターに本店警戒対策本部を設置し、本店警戒対策本部長として本店における対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。原子力部長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本店警戒対策本部の副本部長がその職務を代行する。本店警戒対策本部長は、本店警戒対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する統括管理を行い、副本部長は本部長を補佐する。</p> <p>原子力部長は、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制発令後、本店の原子力災害対策要員を非常召集する。</p> <p>社長は、本店における原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制を発令した場合、速やかに本店対策本部を設置し、本店対策本部長としてその職務を行う。</p> <p>社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本店対策本部の副本部長がその職務を代行する。本店対策本部長は、本店対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する統括管理を行い、副本部長は本店対策本部長を補佐する。本店対策本部の各部門長は本店対策本部長が行う災害対策活動を補佐する。</p> <p>本店対策本部は、全社（全社とは、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のことをいう。）での体制とし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるように支援する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、原子力防災準備体制発令後の本店における活動について記載した。（女川実績の反映）</li> </ul> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、本店における原子力防災準備体制、原子力応急事態体制、原子力緊急事態体制を社長が発令する。（社長が本店における防災体制を発令する運用については島根と同様）</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、原子力部長が本店の原子力災害対策要員を非常召集する。</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本店対策本部は1箇所（札幌）のみ。</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、本店対策本部長を補佐する部門長を配置している。また、各部門長の下に班長を配置している。</li> </ul> <p>【大飯】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本店対策本部は1箇所（札幌）のみであり、社長の移動は伴わないため、当該記載は不要。</li> </ul> <p>【大飯】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本店対策本部は1箇所（札幌）のみ。</li> </ul> <p>【大飯・女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送配電事業の分社化に伴い追記した。（島根と同様）</li> </ul> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的には、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう、本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集・連絡・記録、事故状況の把握・評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明・除去に関する支援及び復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設営・運営、本部要員の召集並びに資機材及び食料の調達運搬等を行う総務班、自治体及び報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>なお、本店対策本部（中之島、若狭）が一体となって発電所支援の機能を果たすため、上記の班は、必要に応じて中之島と若狭の双方に班員を所在させる。</p> <p>本店対策本部長は、発電所における災害対策の実施を支援するために、原子力災害対策特別措置法第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を本店対策本部総務班長（原子力企画部門統括）に指示する。</p> <p>本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p>	<p>本店対策本部は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓から原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本店対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。</p> <p>本店対策本部は、店所対策本部及び関係店所との連絡を行う事務局、応急復旧の総括、官公庁及び地方自治体への報告・連絡、放射性物質による被害状況の把握、事故影響範囲の評価、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、原子力事業所災害対策支援拠点の開設・運営等を行う原子力班、報道関係に対する情報提供等を行う広報班、土地の被害調査等を行う総務班、復旧活動従業員の安全対策、医師・病院の手配等を行う人材班、復旧用資機材の調達・輸送、輸送用機動力の調達・確保、一般交通関係情報の収集等を行う資材班、ヘリコプターの確保・運用、供給対策等を行う電力システム班、応急復旧対策、本復旧計画の策定等を行う土木建築班、保安通信回線の確保、電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策を行う情報通信班で構成する。</p> <p>本店対策本部長は、発電所における重大事故等対策の実施を支援するために、「原子力災害対策特別措置法」第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を本店原子力班長に指示する。</p> <p>本店原子力班長は、あらかじめ選定している施設の候補の中から、放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣するとともに、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材等の支援を実施する。</p> <p>また、本店原子力班長は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p>	<p>本店対策本部は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓から原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本店対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。</p> <p>本店対策本部は、本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援、放射線被害状況の把握に関する支援、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営等を行う原子力部門、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策等を行う流通部門、資機材及び食料の調達及び輸送、要員の手配・健康管理等を行う業務部門、地域対応及びプレス対応等を行う社外対応部門、原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣、官庁対応等を行う東京支社部門で構成する。</p> <p>本店対策本部長は、発電所における重大事故等対策の実施を支援するために、「原子力災害対策特別措置法」第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を本店対策本部原子力班長に指示する。</p> <p>本店対策本部原子力班長は、あらかじめ選定している施設の候補の中から、放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣するとともに、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材等の支援を実施する。</p> <p>また、本店対策本部原子力班長は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          ・本店対策本部は、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるよう体制を整備することについて記載した。（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】体制の相違          ・本店の原子力防災組織の構成の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】体制の相違          ・本店対策本部は1箇所（札幌）のみ。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】名称の相違</p> <p>【大飯・女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(k) 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力及び温度に近い状態が継続する場合等に備えて、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減及び放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(添付資料1.0.10、1.0.11、1.0.15)</p> <p>1.0-61ページ 有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関する箇所を再掲                  【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在 より引用】</p> <p>g. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。</p>	<p>(k) 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、本店対策本部が中心となり、プラントメーカー及び協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替物品をあらかじめ確保する。また、重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力体制を整備する。</p> <p>(添付資料1.0.10、1.0.11、1.0.15、1.0.16)</p> <p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更）より引用】</p> <p>1. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備する。</p> <p>固定源に対しては、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</p>	<p>(k) 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、本店対策本部が中心となり、プラントメーカー及び協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替物品をあらかじめ確保する。また、重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力体制を整備する。</p> <p>バックフィットの有毒ガス範囲</p> <p>(1) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備する。</p> <p>固定源に対しては、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】記載方針の相違                  ・(1)項を追加したため、関連する添付資料については、次ページの(1)項の後に記載した。</p> <p>有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関しては、DB26条まとめ資料「中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」と同様に伊方及び東海第二と比較する。泊は最新の審査実績である東海第二との比較結果を色識別した。</p> <p>【伊方】記載表現の相違（東海第二実績の反映）</p> <p>【伊方】記載方針の相違                  ・泊は、固定源の読み替えについて、比較表1.0-61（ページ）に記載している。</p> <p>【伊方】記載方針の相違                  ・泊は、可動源の読み替えについて、比較表1.0-62（ページ）に記載している。</p> <p>【伊方】記載表現の相違（東海第二実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合に、当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を整備する。</p>	<p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員に対して防護具を配備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう体制を整備する。</p>	<p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員に対して防護具を配備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう体制を整備する。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載方針の相違(東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方】記載方針の相違</p> <p>・泊は、有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順の整備については、1.0-24ページに記載した。(東海第二実績の反映)</p>
		<p>(添付資料1.0.10, 1.0.11, 1.0.15, 1.0.16)</p>	<p>【大飯・女川】記載方針の相違</p> <p>・(1)項を追加したため、関連する添付資料については、(1)項の後に記載した。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、  
泊3号炉と比較対象とならない  
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.10</p> <p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制について</p>	<p>添付資料 1.0.10</p> <p>重大事故等時の体制について</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要..... 1.0.10-1</p> <p>(1) 体制の概要..... 1.0.10-1</p> <p>(2) 重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方..... 1.0.10-2</p> <p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について..... 1.0.10-2</p> <p>    a. 判断者の明確化..... 1.0.10-2</p> <p>    b. 操作者の明確化..... 1.0.10-3</p> <p>2. 女川原子力発電所における重大事故等対策に係る体制について..... 1.0.10-4</p> <p>(1) 発電所対策本部の体制概要..... 1.0.10-4</p> <p>    a. 所長(原子力防災管理者)の役割..... 1.0.10-4</p> <p>    b. 発電所対策本部の構成..... 1.0.10-4</p> <p>    c. 重大事故等対策要員が活動する施設..... 1.0.10-6</p> <p>(2) 発電所対策本部の要員参集..... 1.0.10-6</p> <p>    a. 運転員..... 1.0.10-7</p> <p>    b. 発電所内に常駐している重大事故等対策要員(運転員を除く。)..... 1.0.10-8</p> <p>    c. 発電所外から発電所に参集する重大事故等対策要員..... 1.0.10-8</p> <p>(3) 通報連絡..... 1.0.10-9</p> <p>(4) 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について..... 1.0.10-9</p> <p>    a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有..... 1.0.10-9</p> <p>    b. 指示・命令、報告..... 1.0.10-10</p> <p>    c. 本店対策本部との情報共有..... 1.0.10-10</p> <p>(5) 交替要員の考え方..... 1.0.10-11</p> <p>(6) 放射性雲通過前後の体制の移行..... 1.0.10-11</p> <p>    a. 放射性雲通過前..... 1.0.10-11</p> <p>    b. 放射性雲通過中..... 1.0.10-12</p> <p>    c. 放射性雲通過後..... 1.0.10-12</p> <p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について..... 1.0.10-13</p> <p>(1) 本店対策本部..... 1.0.10-13</p> <p>    a. 本店対策本部の体制概要..... 1.0.10-13</p> <p>    b. 本店対策本部設置までの流れ..... 1.0.10-14</p>	<p>添付資料 1.0.10</p> <p>重大事故等時の体制について</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要..... 1.0.10-1</p> <p>(1) 体制の概要..... 1.0.10-1</p> <p>(2) 重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方..... 1.0.10-2</p> <p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について..... 1.0.10-2</p> <p>    a. 判断者の明確化..... 1.0.10-2</p> <p>    b. 操作者の明確化..... 1.0.10-3</p> <p>2. 泊発電所における重大事故等対策に係る体制について..... 1.0.10-3</p> <p>(1) 発電所対策本部の体制概要..... 1.0.10-3</p> <p>    a. 所長(原子力防災管理者)の役割..... 1.0.10-3</p> <p>    b. 発電所対策本部の構成..... 1.0.10-4</p> <p>    c. 発電所災害対策要員が活動する施設..... 1.0.10-6</p> <p>(2) 発電所対策本部の要員参集..... 1.0.10-7</p> <p>    a. 運転員..... 1.0.10-7</p> <p>    b. 発電所内に常駐している発電所災害対策要員(運転員を除く。)..... 1.0.10-8</p> <p>    c. 発電所外から発電所に参集する発電所災害対策要員..... 1.0.10-10</p> <p>(3) 通報連絡..... 1.0.10-12</p> <p>(4) 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について..... 1.0.10-12</p> <p>    a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有..... 1.0.10-12</p> <p>    b. 指示・命令、報告..... 1.0.10-13</p> <p>    c. 本店対策本部との情報共有..... 1.0.10-13</p> <p>(5) 中央制御室-発電所対策本部間の情報連絡..... 1.0.10-13</p> <p>    a. 連絡経路について..... 1.0.10-13</p> <p>    b. 連絡内容について..... 1.0.10-14</p> <p>    c. 連絡中の運転操作について..... 1.0.10-14</p> <p>(6) 交替要員の考え方..... 1.0.10-14</p> <p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について..... 1.0.10-15</p> <p>(1) 本店対策本部..... 1.0.10-16</p> <p>    a. 本店対策本部の体制概要..... 1.0.10-16</p> <p>    b. 本店対策本部設置までの流れ..... 1.0.10-17</p>	<p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、1.0.10-4 ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、  
泊3号炉と比較対象とならない  
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	c. 広報活動.....1.0.10-14 (2) 原子力事業所災害対策支援拠点.....1.0.10-15 (3) 中長期的な体制.....1.0.10-15	c. 広報活動.....1.0.10-18 (2) 原子力事業所災害対策支援拠点.....1.0.10-18 (3) 中長期的な体制.....1.0.10-19	
	第1表 体制の区分と緊急時活動レベル(EAL).....1.0.10-16	表1 防災体制の区分.....1.0.10-20	
	第2表 所長(原子力防災管理者)不在時の代行順位...1.0.10-17	表2 警戒事象、原災法第10条第1項及び原災法第15条 第1項に該当する事象の整理表.....1.0.10-20	
	第1図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (第2緊急体制・参集要員招集後).....1.0.10-18	表3 原子力防災管理者と発電所対策本部の 各長の代行順位.....1.0.10-21	
	第2図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (第2緊急体制・複数号炉同時被災発生時)....1.0.10-19	図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (参集要員招集後).....1.0.10-22	
	第3図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (夜間及び休日).....1.0.10-20	図2 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (原子力緊急事態体制・複数号炉同時被災発生時) .....1.0.10-23	
	第4図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (放射性雲通過時).....1.0.10-21	図3 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (夜間及び休日).....1.0.10-24	
	第5図 中央制御室運転員の体制 (2号炉運転中の場合).....1.0.10-22	図4 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (ブルーム通過時).....1.0.10-25	
	第6図 中央制御室運転員の体制 (2号炉停止中の場合).....1.0.10-22	図5 中央制御室運転員の体制 (3号炉 運転中及び停止中の場合).....1.0.10-26	
	第7図 発電所における体制発令と要員の非常招集...1.0.10-23	図6 中央制御室運転員の体制 (3号炉が使用済燃料ピットのみ燃料体を 貯蔵している期間).....1.0.10-26	
	第8図 自動呼出システムによる非常招集連絡.....1.0.10-24	図7 発電所における体制発令と要員の非常招集...1.0.10-27	
	第9図 重大事故等発生からの 重大事故等対策要員の動き.....1.0.10-25	図8 緊急時の呼び出しシステムによる非常招集連絡...1.0.10-28	
	第10図 重大事故等対策要員の非常招集の流れ.....1.0.10-26	図9 重大事故等発生からの 発電所災害対策要員の動き.....1.0.10-29	
	第11図 緊急時対策所内における各機能班、本店対策本部との 情報共有イメージ.....1.0.10-27	図10 発電所災害対策要員の非常招集の流れ.....1.0.10-30	
	第12図 重大事故等発生時の支援体制(概要).....1.0.10-28	図11 緊急時対策所内のレイアウト、 情報共有のイメージ.....1.0.10-31	
	第13図 本店対策本部の構成.....1.0.10-29	図12 重大事故等発生時の支援体制(概要).....1.0.10-32	
	第14図 本店における体制発令と要員の非常招集.....1.0.10-30	図13 本店対策本部の構成.....1.0.10-33	
	第15図 全面緊急事態発生時の情報発信体制.....1.0.10-31	図14 本店における体制発令と要員の非常招集.....1.0.10-34	
	第16図 本店対策本部及び 原子力事業所災害対策支援拠点の構成.....1.0.10-32	図15 全面緊急事態発生時の情報発信体制.....1.0.10-35	
		図16 本店対策本部及び 原子力事業所災害対策支援拠点の構成.....1.0.10-36	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、  
泊3号炉と比較対象とならない  
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙1 女川原子力発電所における発電所対策本部体制と 指揮命令及び情報の流れ.....1.0.10-別紙1-1</p> <p>別紙2 重大事故等発生時における自衛消防隊の 体制について.....1.0.10-別紙2-1</p> <p>別紙3 重大事故等発生時における重大事故等 対策要員の動き.....1.0.10-別紙3-1</p> <p>別紙4 緊急時対策所における主要な 資機材一覧.....1.0.10-別紙4-1</p> <p>別紙5 重大事故等対策要員による 通報連絡について.....1.0.10-別紙5-1</p> <p>別紙6 原子力事業所災害対策支援拠点について..1.0.10-別紙6-1</p> <p>別紙7 発電所構外からの要員参集について.....1.0.10-別紙7-1</p> <p>補足1 発電課長による運転員への操作指示/ 確認手順について.....1.0.10-補足1-1</p> <p>補足2 発電所が締結している医療協定について..1.0.10-補足2-1</p>	<p>別紙1 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令 及び情報の流れ.....1.0.10-別紙1-1</p> <p>別紙2 重大事故等発生時における初期消火要員の 体制について.....1.0.10-別紙2-1</p> <p>別紙3 重大事故等発生時における発電所災害 対策要員の動き.....1.0.10-別紙3-1</p> <p>別紙4 緊急時対策所における主要な 資機材の一覧.....1.0.10-別紙4-1</p> <p>別紙5 災害対策本部要員による 通報連絡について.....1.0.10-別紙5-1</p> <p>別紙6 原子力事業所災害対策支援拠点について..1.0.10-別紙6-1</p> <p>別紙7 発電所構外からの要員参集について.....1.0.10-別紙7-1</p> <p>補足1 発電課長(当直)による運転員への操作指示/ 確認手順について.....1.0.10-補足1-1</p> <p>補足2 発電所が締結している医療協定について..1.0.10-補足2-1</p> <p>補足3 送配電部門の法的分離に伴う 本店原子力防災組織について.....1.0.10-補足3-1</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所において重大事故等及び大規模損壊を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を円滑に行うため、原子力防災管理者(所長)は、原子力防災体制等を発令し、原子力防災管理者を本部長とする発電所原子力緊急時対策本部(以下「発電所対策本部」という。)を設置することとしており、大飯発電所原子炉施設保安規定(案)に以下のとおり記載する予定としている。</p> <p>第131条(通報)                  各課(室)長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等<sup>※1</sup>が発生した場合は、第129条に定める経路に従って所長に報告する。                  2. 所長は、警戒事象の発生、または特定事象等の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第129条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。</p> <p>第132条(原子力防災体制等の発令)                  所長は、警戒事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。                  所長は、警戒体制、または原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。                  2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、原子力防災体制を発令して、発電所原子力緊急時対策本部の要員を召集し、発電所原子力緊急時対策本部を設置する。                  所長は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。</p> <p>また、通報、発令、対策本部の設置等は、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第7条に基づき作成している大飯発電所原子力事業者防災業務計画(以下「防災業務計画」という。)に定めている。                  防災業務計画には、発電所に原子力防災組織、及び原子力防災要員を置くこと、並びにこれを支援するため本店(原子力事業本部(若狭)を含む。以下、同じ。)に対策本部を設置することを規定している。これらの組織により全社として、原子力災害事前対策、緊急事態応急対</p>	<p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要                  発電所において、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を円滑に行うため、所長(原子力防災管理者)は、事象に応じて警戒対策体制、第1又は第2緊急体制(以下「緊急体制」という。)を発令し、所長(原子力防災管理者)を本部長とする警戒対策本部又は緊急時対策本部(以下「発電所対策本部」という。)を設置する(第1表)。</p> <p>また、発電所における緊急体制の発令を受けた本店は、警戒対策体制、第1又は第2緊急体制を発令し、本店に警戒対策本部又は緊急時対策本部(以下「本店対策本部」という。)を設置する。</p> <p>発電用原子炉施設に異常が発生し、その状況が原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条第1項に基づく特定事象である場合の通報、体制の発令、対策本部の設置等については、原災法第7条に基づき作成している女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画(以下「防災業務計画」という。)に定めている。防災業務計画には、発電所対策本部の設置、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員(以下「原子力防災要員等」という。)を置くこと、並びにこれを支援するため本店対策本部を設置することを規定している。これらの組織により全社として原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を実施できるようにしておくことで、原災法第3条で求められる原子力事業者の責務を果たしている。</p> <p>原子炉施設の異常時には、発電所対策本部の対応が事象収束に対して有効に機能するように、保安規定及び手順書において、防災訓練等を通じて平時から機能の確認を行う。</p> <p>本資料では、重大事故等発生時、即ち、原災法第10条第1項に基づく特定事象が発生して、女川原子力発電所に発電所対策本部を設置し、本店に本店対策本部を設置した場合における体制について示す。</p>	<p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要                  発電所において、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を円滑に行うため、所長(原子力防災管理者)は、事象に応じて原子力防災準備体制、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制(以下「防災体制」という。)を発令し、所長(原子力防災管理者)を本部長とする原子力災害対策本部(以下「発電所対策本部」という。)を設置する。(表1、表2)</p> <p>また、発電所における防災体制の発令を受けた本店は、原子力防災準備体制、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制を発令し、本店に本店警戒対策本部又は原子力災害対策本部(以下「本店対策本部」という。)を設置する。</p> <p>発電用原子炉施設に異常が発生し、その状況が原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条第1項に基づく特定事象である場合の通報、体制の発令、対策本部の設置等については、原災法第7条に基づき作成している泊発電所原子力事業者防災業務計画(以下「防災業務計画」という。)に定めている。防災業務計画には、発電所対策本部の設置、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員(以下「原子力防災要員等」という。)を置くこと、並びにこれを支援するために本店対策本部を設置することを規定している。これらの組織により全社として原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施できるようにしておくことで、原災法第3条で求められる原子力事業者の責務を果たしている。</p> <p>発電用原子炉施設の異常時には、発電所対策本部の対応が事象収束に対して有効に機能するように、保安規定及び手順書において、防災訓練等を通じて平時から機能の確認を行う。</p> <p>本資料では、重大事故等発生時、すなわち、原災法第10条第1項に基づく特定事象が発生して、泊発電所に発電所対策本部を設置し、本店に本店対策本部を設置した場合における体制について示す。</p>	<p>重大事故等時の体制については、炉型に関係なく共通的な事項であることから、最新審査実績反映の比較対象プラントとして選定した女川と比較する。大飯とは資料構成が大きく異なることから比較せず、マーキング( )を施している。</p> <p>防災体制の名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>運用の相違                  泊は、防災体制の区分にかかわらず原子力災害対策本部を設置する。(伊方、玄海、島根と同様)</p> <p>【女川】記載表現の相違                  名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違</p> <p>記載表現の相違                  防災業務計画の記載に合わせた。</p> <p>記載表現の相違                  名称の相違(以下、相違理由を省略)</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>策及び原子力災害中長期対策について実施できるようにしておくことで、原災法第3条で求められる原子力事業者の責務を果たしている。</p> <p>※1:原災法第10条(原子力防災管理者の通報義務等)に定める「原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象」または原災法第15条(原子力緊急事態宣言等)に定める「通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合、その他原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合」</p> <p>1. 原子力防災体制の発令と対応</p> <p>原子力防災管理者(発電所長)は警戒事象が発生した場合等には警戒体制を、原災法第10条第1項に基づく特定事象が発生した場合には原子力防災体制を発令して、警戒本部又は発電所対策本部を設置するとともに、業務計画に定める応急措置等を行うとしている。また、警戒体制又は原子力防災体制(以下「原子力防災体制等」という。)の発令を受けた本店では、本店警戒本部又は本店原子力緊急時対策本部(以下「本店対策本部」という。)を設置し、発電所を支援することとしている。</p> <p>(1) 発電所の対応(図1)</p> <p>発電所対策本部は、原子力防災管理者を本部長、原子力防災要員等を構成員として、以下の対応を行う。</p> <p>a. 施設等の立上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ会議システムの立上げ</li> <li>・緊急時対策所の立上げ</li> </ul> <p>b. 通報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事象発生時(事業所外運搬実施時を含む。)、内閣総理大臣、原子力規制委員会、関係自治体、関係機関へのファクシミリ同時送信(着信確認含む)</li> <li>・原子力緊急事態支援組織への派遣要請(必要と認めるとき)</li> </ul> <p>c. 情報の収集と報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故情報(拡大防止策、人身災害、放射線の測定結果、気象状況、収束の見通し等)の迅速かつ確な収集並びに関係機関への報告</li> </ul> <p>d. 通話制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、通話制限その他必要な措置の実施(必要と認めるとき)</li> </ul> <p>e. 応急措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導・発電所内入域制限、放射能影響範囲の推定、汚染拡大防止、線量評価、広報活動等の実施</li> </ul> <p>(2) 本店の対応(図2)</p>	<p>(1) 体制の概要</p> <p>発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤情報管理、⑥資機材等リソース管理を有しており、①の責任者として発電所対策本部長が当たり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。</p> <p>原子力防災組織の活動に当たり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ事故対応方針を決定する。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>②～⑥の機能を担う必要員規模は対応すべき事故の様相、事故の進展や収束の状況により異なるが、放射性雲通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>また、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に統括を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。</p> <p>(2) 重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方</p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)(以下「夜間及び休日」という。)において、重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるよう、発電所内に必要な重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員及び初期消火要員(消防車隊)(以下「重大事故等に対処する要員」という。)を常時確保する。</p>	<p>(1) 体制の概要</p> <p>発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報管理・火災対応、③資機材等リソース管理・社外対応、④情報収集・計画立案、⑤現場対応を有しており、①の責任者として発電所対策本部長が当たり、②～⑤の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。</p> <p>原子力防災組織の活動に当たり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ事故対応方針を決定する。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>②～⑤の機能を担う必要員規模は対応すべき事故の様相、事故の進展や収束の状況により異なるが、<b>万一ブルームが発生する事態となった場合においてもブルーム通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</b></p> <p>また、複数号炉の<b>同時被災の場合において</b>、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、<b>運転号炉及び停止号炉に号機責任者を配置し</b>、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行<b>わせる。</b></p> <p>(2) 重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方</p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)(以下「夜間及び休日」という。)において、重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるよう、発電所内に<b>必要な発電所災害対策要員並びに1号炉及び2号炉運転員</b>(以下「重大事故等に対処する要員」という。)を常時確保する。</p> <p>また、火災発生時の消火活動に対応するため、<b>発電所災害対策要員として消火要員を発電所内に常時確保する。</b></p>	<p>発電所の原子力防災組織における構成の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>泊は、原子炉格納容器破損防止対策として原子炉格納容器ベントはないことから、「万一ブルームが発生する事態となった場合においても」と記載した。</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>停止号炉の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>体制の相違</p> <p>泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含む。</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所において原子力防災体制等が発令された場合には、原子力防災管理者は原子力発電部門統括に報告する。原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。原子力発電部門統括は、本店対策本部を設置するため、図2に示す本店対策本部要員を非常召集する。社長は、本店における原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部(原子力施設事態即応センター(以下「即応センター」という。)を含む。)を中之島及び若狭に設置し、自ら本店対策本部長として同本部を統括管理する。また、本店対策本部長は、発電所における災害対策の実施を支援するために、原子力災害対策特別措置法第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を本店対策本部総務班長(原子力企画部門統括)に指示する。</p> <p>本店対策本部(中之島、若狭)における各班の役割は図2に示すとおり、相互に連携を行いながら発電所対策本部に対する支援活動を行う。本店対策本部(中之島)においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部(若狭)は、原子力部門による発電所対策本部への技術支援を行う。(図2、図3)</p> <p>なお、本店対策本部(若狭)が大規模な地震等の何らかの理由により使用できない場合、本店対策本部(中之島)へ移動し、発電所対策本部への技術支援を行う。(添付1)</p>	<p>重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても社員及び協力会社社員で対応できるよう重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>なお、詳細な運用については、保安規定及び手順書に定める。また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日を含めて必要な<b>重大事故等対策要員</b>を非常召集できるよう、定期的に連絡訓練を実施する。</p>	<p>重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても社員及び協力会社社員で対応できるよう重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>なお、詳細な運用については、保安規定及び手順書に定める。また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日を含めて必要な<b>発電所災害対策要員</b>を非常召集できるよう、定期的に連絡訓練を実施する。</p>	
<p>(3) 外部からの支援体制の構築</p> <p>a. 原子力施設事態即応センター</p> <p>発電所に緊急事態が発生した場合、即応センターを本店対策本部(若狭)に設置し、事態収束のための支援能力を集結して行うこととしている。そのため、本店対策本部長である社長は原則として中之島から若狭に移動して災害対策活動の指揮を執ることとする。</p> <p>また、社長の移動は通常複数の陸路から状況に応じて選択するが、陸路の使用が不適当と判断した場合には、空路による移動とする。それらの経路における所要時間は以下のとおり。</p> <p>なお、移動中に本店対策本部の本部長が指揮する可能性がある内容は以下のとおりであるが、社長が中之島から若狭に移動する場合は、定められた代行者(第一順位は副社長である原子力事業本部長)が同本部を指揮する体制であること、代行者が指揮を行った場合、移動中の社長へは、携帯電話又は衛星携帯電話により連絡することが可能(ヘリ搭乗中は機長了解で使用可能)であることから通信連絡の問題は無く、逐次連絡も可能である。</p> <p>社長が若狭において指揮をとる理由として、現在、原子力事業本部は当社の原子力事業の中核であり、人材、情報等ももっとも集約されている場所であり、社長はこれらの人材、情報等より得られる判断材料をもとに的確に指揮を行う必要があることから、指揮の場を若狭に移すこととしている。</p>	<p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について</p> <p>a. 判断者の明確化</p> <p>重大事故等対策の判断は<b>全て</b>発電所にて行うこととし、本店対策本部は全社大での体制にて、発電所で実施される対策活動の支援を行う。</p> <p>運転員が使用する手順書に従い実施される事故時のプラント対応の判断は事故発生号炉の<b>発電課長</b>が行う。一方、あらかじめ定めた手順によらない操作及び対応については、<b>原子炉施設</b>の運転に関し保安の監督を職務とする発電用原子炉主任技術者の助言を踏まえ、発電所対策本部長が最終的に判断する。</p> <p>発電所対策本部で実施する対応の判断は、あらかじめ定める手順書に基づく役割分担に従い、発電所対策本部長又は各班長が行う。</p> <p>プラントの同時発災時等において複数号炉での対応が必要な事象が発生した場合、<b>運転操作手順書</b>に従い実施される事故時のプラント対応の判断は、事故発生号炉の<b>発電課長</b>が行い、発電所対策本部は各プラントの状況(<b>発電管理班</b>)や使用可能な設備(<b>保守班</b>)、事象の進展(技術班)等の状況について対策本部内で共有し、発電所対策本部長が対応すべき優先順位の最終的な判断を行う。</p> <p>なお、1号及び3号炉の対応については、各号炉の<b>使用済燃料プール</b>に保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、<b>使用済燃料プール</b>の冷却機能を喪失した場合</p>	<p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について</p> <p>a. 判断者の明確化</p> <p>重大事故等対策の判断は<b>すべて</b>発電所にて行うこととし、本店対策本部は全社大での体制にて、発電所で実施される対策活動の支援を行う。</p> <p>運転員が使用する手順書に従い実施される事故時のプラント対応の判断は事故発生号炉の<b>発電課長(当直)</b>が行う。一方、あらかじめ定めた手順によらない操作及び対応については、<b>発電用原子炉施設</b>の運転に関し保安の監督を職務とする発電用原子炉主任技術者の助言を踏まえ、発電所対策本部長が最終的に判断する。</p> <p>発電所対策本部で実施する対応の判断は、あらかじめ定める手順書に基づく役割分担に従い、発電所対策本部長又は各班長が行う。</p> <p>プラントの同時発災時等において複数号炉での対応が必要な事象が発生した場合、<b>運転手順書</b>に従い実施される事故時のプラント対応の判断は、事故発生号炉の<b>発電課長(当直)</b>が行い、発電所対策本部は各プラントの状況(<b>運転班</b>)や使用可能な設備(<b>機械工作班</b>、<b>電気工作班</b>、<b>土木建築工作班</b>)、事象の進展(技術班)等の状況について対策本部内で共有し、発電所対策本部長が対応すべき優先順位の最終的な判断を行う。</p> <p>なお、1号及び2号炉の対応については、各号炉の<b>使用済燃料ピット</b>に保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、<b>使用済燃料ピット</b>の冷却機能を喪失した場合</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>名称の相違(以下、相違理由を省略)</p> <p>記載表現の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>体制の相違</p> <p>泊3、日常保守点検活動の実施経験を活かすことができるように、電気設備、機械設備、土木建築設備の設備毎に機能班を構成している。</p> <p>設備名称の相違(以降、相違理由を省略)</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>&lt;本店対策本部長が指揮する可能性のある内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全社原子力防災体制の発令</li> <li>・ 原子力設備班、設備班、総務班及び広報班の統括</li> <li>・ 本店又は原子力緊急時対策本部・非常災害対策統合本部の主催</li> </ul> <table border="1" data-bbox="123 422 672 750"> <thead> <tr> <th>方法</th> <th>ルート</th> <th>距離/時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東方向 陸路最短</td> <td>大阪市(中之島本店)～国道1号線～国道367号線～国道303号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部</td> <td>197km 約3時間</td> </tr> <tr> <td>東方向 時間最短</td> <td>大阪市(中之島本店)～阪神高速～名神高速～北陸道～若狭道～美浜町(高速優先)～事業本部</td> <td>192km 約2.5時間</td> </tr> <tr> <td>西方向 距離最短</td> <td>大阪市(中之島本店)～国道173号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部</td> <td>184km 約4.5時間</td> </tr> <tr> <td>西方向 時間最短</td> <td>大阪市(中之島本店)～阪神高速～中国道～近畿道～若狭道(高速優先)～事業本部</td> <td>228km 約3時間</td> </tr> <tr> <td>空路</td> <td>大阪市(中之島本店 IP で社長搭乗)～美浜町(久々子臨時IP)～美浜町(一般道)～事業本部</td> <td>114km 約2時間 (準備の1時間含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>次に、原子力防災体制で設置する対応チーム(初動対応チーム)は、本店対策本部に設置され、本店対策本部長(社長)の設置指令のもと、あらかじめ定めたマニュアルに基づき自律的に発電所を支援等の活動を実施する。その体制、チーム長、主な活動場所、活動内容は表1のとおり。</p> <p>なお、初動対応チームの設置目的は、防災基本計画で求められる事業者のオフサイト対応等を確実にするため、状況把握を行い対応計画の策定等を実施するためであり、この対応に当たっては、本店対策本部の主な役割である、発電所支援に支障を与えないように、チーム長の指揮のもと自律的に行うこととしている。</p> <p>b. 原子力事業所災害対策支援拠点(図4)</p> <p>本店対策本部長は、発電所における原子力防災体制発令の連絡を受け、本店における原子力防災体制を発令した場合、本店対策本部総務班長に本店対策本部の立上げを指示する。また、本店対策本部長は、本店対策本部総務班長に原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。</p> <p>現地支援チーム長はあらかじめ選定している5～15km程度と30～50km程度の距離にある候補施設の中から、原子力事業所災害対策支援拠点候補の使用可能性に関する情報又は先遣隊の情報、以下の条件を考慮して拠点を指定する。</p>	方法	ルート	距離/時間	東方向 陸路最短	大阪市(中之島本店)～国道1号線～国道367号線～国道303号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部	197km 約3時間	東方向 時間最短	大阪市(中之島本店)～阪神高速～名神高速～北陸道～若狭道～美浜町(高速優先)～事業本部	192km 約2.5時間	西方向 距離最短	大阪市(中之島本店)～国道173号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部	184km 約4.5時間	西方向 時間最短	大阪市(中之島本店)～阪神高速～中国道～近畿道～若狭道(高速優先)～事業本部	228km 約3時間	空路	大阪市(中之島本店 IP で社長搭乗)～美浜町(久々子臨時IP)～美浜町(一般道)～事業本部	114km 約2時間 (準備の1時間含む)	<p>においても、使用済燃料プールの水温が65℃に到達するまでに1号炉は約13日間、3号炉は約15日間を要すると評価<sup>*1</sup>しているため、2号炉の対応が優先される。</p> <p>※1 平成29年4月1日時点の崩壊熱量をもとに試算(添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果)</p> <p>b. 操作者の明確化</p> <p>各種手順書は、運転員が使用する<b>運転操作手順書</b>と<b>重大事故等対策要員及び初期消火要員(消防車隊)が使用する発電所対策本部手順書</b>と使用主体によって整備する。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する場合があることから、重大事故等対処設備の操作に当たっては、中央制御室と発電所対策本部の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p> <p>2. 女川原子力発電所における重大事故等対策に係る体制について</p> <p>(1) 発電所対策本部の体制概要</p> <p>a. 所長(原子力防災管理者)の役割</p> <p>所長(原子力防災管理者)は、発電所対策本部の本部長として統括管理を行い、責任を持って、原子力防災の活動方針の決定を行う。なお、所長(原子力防災管理者)が不在の場合又は欠けた場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する(第2表)。</p> <p>b. 発電所対策本部の構成</p> <p>(a) 発電所対策本部</p> <p>発電所対策本部は、実施組織及び支援組織に区分される。さらに、支援組織は、技術支援組織及び運営支援組織に区分される。</p> <p>実施組織は、事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班として<b>発電管理班</b>(運転員を含む)、設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班として<b>保修班</b>により構成する。</p> <p>支援組織のうち技術支援組織は、事故拡大防止のための<b>運転措置の支援及び保安上の技術的支援を行う班</b>として<b>技術班</b>、<b>発電所及びその周辺(周辺海域)における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握及び災害対策活動に従事する要員の被ばく管理を実施する班</b>として<b>放射線管理班</b>によ</p>	<p>においても、使用済燃料ピットの水温が100℃に到達するまでに1号炉及び2号炉は約6日間を要すると評価<sup>*1</sup>しているため、3号炉の対応が優先される。</p> <p>※1 2016年1月1日時点の崩壊熱量を基に試算(添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果)</p> <p>b. 操作者の明確化</p> <p>各種手順書は、運転員が使用する<b>運転手順書</b>と<b>発電所災害対策要員が使用する発電所対策本部手順書</b>と使用主体によって整備する。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する場合があることから、重大事故等対処設備の操作に当たっては、中央制御室と発電所対策本部の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p> <p>2. 泊発電所における重大事故等対策に係る体制について</p> <p>(1) 発電所対策本部の体制概要</p> <p>a. 所長(原子力防災管理者)の役割</p> <p>所長(原子力防災管理者)は、発電所対策本部の本部長として統括管理を行い、責任を持って、原子力防災の活動方針の決定を行う。なお、所長(原子力防災管理者)が不在の場合又は欠けた場合は、あらかじめ定めた順位に従い、<b>副原子力防災管理者</b>がその職務を代行する(表3)。</p> <p>b. 発電所対策本部の構成</p> <p>(a) 発電所対策本部</p> <p>発電所対策本部は、実施組織及び支援組織に区分される。さらに、支援組織は、<b>技術支援組織及び運営支援組織</b>に区分される。</p> <p>実施組織は、事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班として<b>運転班</b>(運転員を含む)、<b>設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班</b>として、<b>電気工作班</b>、<b>機械工作班</b>及び<b>土木建築工作班</b>により構成する。</p> <p>支援組織のうち技術支援組織は、<b>事故状況を把握評価し炉心損傷可能性の評価等を実施する班</b>として<b>技術班</b>、<b>発電所内外の放射線・放射能の状況把握や被ばく管理等を行う班</b>として<b>放管班</b>により構成する。</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違</p> <p>記載表現の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>体制の相違</p> <p>泊は発電所災害対策要員に消火要員を含んでいる。</p> <p>体制の相違</p> <p>泊は、日常保守点検活動の実施経験を活かすことができるように、電気設備、機械設備、土木建築設備の設備毎に機能班を構成している。</p> <p>発電所の原子力防災組織の相違</p> <p>発電所対策本部の機能班の名称、構成等が相違するが、発電所対</p>
方法	ルート	距離/時間																			
東方向 陸路最短	大阪市(中之島本店)～国道1号線～国道367号線～国道303号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部	197km 約3時間																			
東方向 時間最短	大阪市(中之島本店)～阪神高速～名神高速～北陸道～若狭道～美浜町(高速優先)～事業本部	192km 約2.5時間																			
西方向 距離最短	大阪市(中之島本店)～国道173号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部	184km 約4.5時間																			
西方向 時間最短	大阪市(中之島本店)～阪神高速～中国道～近畿道～若狭道(高速優先)～事業本部	228km 約3時間																			
空路	大阪市(中之島本店 IP で社長搭乗)～美浜町(久々子臨時IP)～美浜町(一般道)～事業本部	114km 約2時間 (準備の1時間含む)																			

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・放射性物質が放出された場合には、候補拠点付近の住民に実施される防護対策(避難、一時移転又は屋内退避)を考慮。</p> <p>・発電所への支援の容易性として距離による観点やアクセス性の観点(陸路が活用できる場合、海路のみとなる場合)を考慮。</p> <p>この支援拠点を指定した後、放射性物質の放出により拠点として不適となれば、さらに発電所へのアクセス性と拠点周辺の汚染の状況等を考慮し、候補拠点の中から最適地を指定する。</p> <p>既に選定している候補施設は、このような場合も考慮し、上記に記載のとおり、原災法第15条に基づく緊急事態宣言時点において避難の必要がなく活動が可能な予防的防護措置を準備する区域の外で5~15kmを目安とした近方の拠点を選定した上で、事象の拡大により、当該拠点が汚染する等活動の継続が不可能になる場合においても対応可能なように緊急時防護措置を準備する区域の外で30~50km程度の遠方にも拠点候補を選定している。</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点チーム長は、原子力事業所災害対策支援拠点要員の派遣(現地の状況把握を行う先遣隊、中核施設運営グループ、集結施設担当グループ、協力施設担当グループ、前線施設運営グループ)、災害対策支援に必要な資機材、資料等の陸路を原則とした運搬及びその他必要な措置をチーム員に指示する。</p> <p>原子力事業所災害支援拠点では、以下の業務を実施し、大飯発電所での事故対応を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯発電所への支援物資の調達・調整・搬送及び応援・交代作業員等の派遣</li> <li>・輸送に付随する要員の入退城管理及び現地での実働対処関係への情報提供</li> <li>・人、車両等の汚染検査や除染等の放射線管理等</li> </ul> <p>なお、図4に掲げる支援拠点の候補施設が、放射性物質の放出により何れも拠点として不適となった場合であっても、発電所からの放射性物質の放出による影響及び発電所へのアクセス性等を考慮し、候補施設と異なる方向にある、候補施設に相当する当社施設を臨機に拠点とすることにより、大飯発電所での事故対応の支援を継続的に行うことができる。当社保有施設については、支援拠点が中核施設<sup>※1</sup>、集結施設<sup>※2</sup>などとして担うべき機能に着目し、発電所からの方角・距離、広さ、通信環境のインフラなどの観点で特徴を把握している。</p> <p>※1 中核施設:支援拠点の中心施設として、発災発電所への放射線防護具、燃料、食糧等の調達、輸送等を指揮するとともに、作業員等が発災発電所を含む警戒区域に立ち入る手続きを行うための施設</p> <p>※2 集結施設:国及び公的機関の実働部隊の車両の駐車施設</p>	<p>り構成する。</p> <p>支援組織のうち運営支援組織は、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるため発電所対策本部の運営及び情報の収集、関係地方公共団体の対応等の社内外対応を行う班として情報班、報道機関等の社外対応を行う班として広報班、資機材の管理、避難者の誘導等を行う班として総務班により構成する。</p> <p>各班にはそれぞれの責任者である班長を配置する。</p> <p>班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</p> <p>発電課長が欠けた場合は、発電課長代務者が中央制御室へ到着するまでの間、運転管理に当たっている発電副長が代務に当たることをあらかじめ定める。</p> <p>&lt;実施組織&gt;</p> <p>発電管理班:運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手、運転員からの支援要請に関する対応、運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作、中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作</p> <p>保 修 班 : 事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作、可搬型設備の準備状況の把握、不具合設備の復旧の実施、火災発生時における消火活動</p> <p>重大事故等対策要員のうち保修班の要員は、実施組織が行う各災害対策活動を相互に助勢して実施できる配置とし、対応する必要がある災害対策活動に対処可能な体制とする。</p> <p>火災発生時には、火災の発生場所に応じて運転員が初期消火を行い、出動要請を受けた初期消火要員(消防車隊)が初期消火を引き続いて実施する。</p>	<p>支援組織のうち運営支援組織は、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるため資機材の調達輸送、傷病者の救護、関係地方公共団体等対応等を実施する班として業務支援班、本店対策本部との連絡、関係機関への連絡・報告を行う班として事務局により構成する。</p> <p>各班にはそれぞれ責任者として班長を配置する。</p> <p>班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</p> <p>発電課長(当直)が欠けた場合は、発電課長(当直)代務者が中央制御室へ到着するまでの間、運転管理に当たっている副長が代務に当たることをあらかじめ定める。</p> <p>発電所対策本部における本部・各班の任務については、通常時の発電所体制下での運転、部品交換等の日常保守点検活動の実施経験が発電所対策本部での事故対応、復旧活動に活かすことができ、組織が効率的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した機能班の構成を行う。</p> <p>&lt;実施組織&gt;</p> <p>運 転 班 : 発電所設備の異常の状況及び機器動作状況の把握、事故拡大防止に必要な運転上の措置、中央給電指令所との連携、発電所施設の保安維持、事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作、可搬型設備の準備状況の把握</p> <p>電気工作班 : 電気設備等の状況把握及び点検、電気設備等の応急復旧計画の立案と措置、電気設備等の事故復旧計画の立案と措置</p> <p>機械工作班 : 機械設備等の状況把握及び点検、機械設備等の応急復旧計画の立案と措置、機械設備等の事故復旧計画の立案と措置</p> <p>土木建築工作班: 土木建築設備等の状況把握及び点検、土木建築設備等の応急復旧計画の立案と措置、土木建築設備等の事故復旧計画の立案と措置</p>	<p>策本部の役割については女川と同様。</p> <p>発電所の原子力防災組織の相違</p> <p>発電所対策本部の機能班の名称、構成等は相違するが、発電所対策本部の役割については女川と同様。</p> <p>名称の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>発電所対策本部の機能班の構成に係る考え方を記載した。</p> <p>体制の相違</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を用いて給水等を行う災害対策要員は運転班に属する。</p> <p>体制の相違</p> <p>泊は、日常保守点検活動の実施経験を活かすことができるように、電気設備、機械設備、土木建築設備の設備毎に機能班を構成している。</p> <p>体制の相違</p> <p>泊は消火要員は事務局の所属としている。自衛消防隊の本部指</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 複数サイト同時被災(大規模損壊発生)時の対応(図5)</p> <p>大飯発電所に加え、美浜発電所、高浜発電所でも同時に被災した場合の本店対策本部(若狭)の体制は、図5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本店—発電所間の支援連携については、各班、係のラインごとに連携する。</li> <li>・技術的支援の核となる原子力設備班の安全支援係及び技術支援係は、発電所支援のため、担当者を発電所毎に置き、役割を明確にし、サイト間の必要な調整は、原子力設備班長が行う。</li> <li>・全体的な支援連携にかかる決定等はT V会議等による全体会議あるいは本部長間連携により実施する。</li> </ul> <p>2. 運転員(当直員)の体制</p> <p>(1) 運転員(当直員)の配置</p> <p>中央制御室の運転員(当直員)は、当直課長及び当直主任等の運転員(当直員)の計12名/直を配置している。(1号炉及び2号炉は10名/直を配置)</p> <p>当直課長は、重大事故等対策に係る運転操作に関する全体指揮を行い、中央制御室で運転操作を行う運転員及び現場で対応する運転員については、重大事故等対策の対応を行うために整備された手順書にしたがい運転対応を行う。(運転員(当直員)の職務と技能については図6に示す。)</p> <p>(2) 3号炉及び4号炉同時事故発生時の体制</p> <p>3号炉及び4号炉同時事故発生時は、号炉ごとの運転操作の指揮は当直課長(管理職)及び当直主任(管理職)が行い、号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令の遅延がないようにする。</p> <p>また、号炉ごとに運転操作を指揮する当直課長と当直主任間の情報連絡及び中央制御室で操作を行っている運転員の運転操作を助勢するため、号炉間の連絡・運転操作を助勢する運転員を配置する。号炉ごとの運転操作の指揮者及び号炉間の連絡・運転操作を助勢する運転員の配置は、重大事故等の事象の状況等に応じて当直課長が決定する。</p> <p>3. 休日、夜間における対応について(図7、図8)</p> <p>休日、夜間において原子力防災体制の基準となる事象が発生した場合、運転員、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員にて構成される重大事故等対策要員により迅速に活動を開始することとしている。ここでは、発電所構内及び近隣寮、社宅の要員数が少なくなる可能性がある休日における重大事故等対策に係る体制の管理方法について記載する。</p> <p>(1) 発電所内に常時確保する重大事故等対策要員</p>	<p>&lt;技術支援組織&gt;</p> <p>技術班:プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価、プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映、アクシデントマネジメントに関する検討</p> <p>放射線管理班:発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示、影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言、放射線の影響に関する検討</p> <p>&lt;運営支援組織&gt;</p> <p>情報班:発電所対策本部の運営支援、社外関係機関への通報連絡、事故対応に必要な情報(本店対策本部の支援状況等)の収集</p> <p>広報班:社外対応情報の収集、報道機関対応者の支援</p> <p>総務班:要員の呼集、参集状況の把握、食料・被服の調達、宿泊関係の手配、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示、物的防護施設の運用指示、資材の調達及び輸送に関する一元管理</p>	<p>&lt;技術支援組織&gt;</p> <p>技術班:事故状況の把握評価及び事故拡大の可能性等の予測、燃料破損の可能性の評価、放出放射能量の予測、事故時影響緩和操作の検討・評価、事故拡大防止対策の検討、効果確認</p> <p>放管班:発電所内外の放射線・放射能の状況把握、被ばく管理・汚染管理・線量評価・汚染拡大防止及び汚染の除去</p> <p>&lt;運営支援組織&gt;</p> <p>業務支援班:人・資機材の調達輸送及び宿泊等の手配、退避の周知及び退避誘導、警備(入構規制含む。)に関する指示、傷病者の救護、原子力災害医療の実施、食料・衣服等の手配、関係地方公共団体等の対応及び情報の収集、報道機関対応、広報活動、見学者対応(避難誘導含む。)及び情報の収集</p> <p>事務局:発電所対策本部の運営、外部機関・各班等の情報集約、関係機関への通報・連絡及び報告、防災センター派遣要員との相互連絡、本店対策本部との連絡調整、消火要員による消火活動の指揮</p> <p>火災発生時には、火災の発生場所に応じて運転員が初期消火を行い、出動要請を受けた消火要員が初期消火を引き続き実施する。</p>	<p>押班長である運営課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部体制における事務局長となることから、事務局に消火要員を配置している。</p> <p>発電所の原子力防災組織の相違</p> <p>発電所対策本部の機能班の名称、構成等は相違するが、発電所対策本部の役割については女川と同様</p> <p>発電所の原子力防災組織の相違</p> <p>発電所対策本部の機能班の名称、構成等は相違するが、発電所対策本部の役割については女川と同様</p> <p>体制の相違</p> <p>泊は消火要員は事務局の所属としている。自衛消防隊の本部指揮班長である運営課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部体制における事務局長となることから、事務局に消火要員を配置している。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 運転員(3号炉及び4号炉の運転員12名、1号炉及び2号炉の運転員10名)                      当直課長の指示に基づき事故対応を実施する者をいう。                      ・事象発生を判断し、事故時操作所則(第1部、第2部)に基づき対応操作を実施。                      ・緊急時対策本部要員に対し事象連絡するとともに、実施した対応操作内容、プラント状況を継続して発電所対策本部へ連絡する。                      ・事象進展の結果、炉心損傷判断をすれば事故時操作所則(第3部)を用いて対応操作を実施。</p> <p>b. 緊急時対策本部要員(6名)                      原子力防災体制等を発令、発電所対策本部を設立し、発電所対策本部の活動を実施する者をいう。                      ・原子力防災体制等を発令し、緊急安全対策要員を発電所対策本部に召集する。                      ・国及び自治体等に必要な通報連絡を実施するとともに、発電所対策本部の立上げを開始する。                      ・プラント状況に応じて、緊急安全対策要員に必要な対応を指示する。                      ・炉心損傷後において、運転員が事故時操作所則(第3部)に基づき実施する操作に対して、必要に応じて操作内容を指示する。                      ・召集要員が発電所に到着すれば、対応内容を指示するとともに発電所対策本部機能の整備を図り、機器の復旧対応の検討を実施する。                      なお、緊急時対策本部要員の職務については以下のとおり。</p> <p>①全体指揮者(1名)(副原子力防災管理者)(平日においては、原子力防災管理者)                      ・原子力防災組織を統括管理                      ・運転員からの連絡を踏まえた重大事故等対策の指示                      ・事故時影響緩和と操作所則に基づく状況チェック(必要に応じて指示)</p> <p>②ユニット指揮者(2名)                      ・担当する号炉の統括管理                      ・プラント情報の入手及び重大事故等対策の指揮</p> <p>③通報連絡者(2名)                      ・国、自治体等への通報連絡及び情報連絡                      ・社員等の要員召集(一斉)                      ・統合原子力防災ネットワークを活用した発電所内外との通信連絡</p> <p>④現場調整者(1名)                      ・3号炉と4号炉で発生する事象が異なる場合に、各ユニット指揮者からの指示で各ユニットの緊急安全対策要員が行う給水活動等の作業間での調整や現場作業の輻輳により作業順序の変更が必要となった場合において、両ユニットの緊急安全対策要員の調整を行う者として</p>	<p>女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れについて別紙1に記す。また、発電所原子力防災組織の体制(重大事故等に対処する要員)について第1図～第4図に、中央制御室の運転員の体制を第5図、第6図に、初期消火要員が活動する自衛消防隊の体制について別紙2に記す。</p> <p>(b) 発電所対策本部設置までの流れ                      発電所において、警戒事象(その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原災法第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象)、原災法第10条第1項に基づく特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合、所長(原子力防災管理者)は直ちに緊急体制を発令するとともに本店原子力部長へ報告する。</p> <p>発電所総務班長又は連絡責任者は、発電所対策本部を設置するため、重大事故等対策要員を非常召集する(第7図)。</p> <p>所長(原子力防災管理者)は、発電所における緊急体制を発令した場合、速やかに発電所対策本部を設置する。</p> <p>c. 重大事故等対策要員が活動する施設                      重大事故等が発生した場合において、発電所対策本部における実施組織及び支援組織が関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施するために、以下の施設及び設備を整備する。                      これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設又は設備を使用することによって発電用原子炉の状態を確認し、必要な所内外各所へ通報連絡を行い、また、重大事故等対処のため夜間においても速やかに現場へ移動する。なお、これらは重大事故等への対応における各班、要員数を踏まえて数量を決定し、原子力防災訓練において、適切に活動を実施できる数量であることを確認している(別紙3、4)。</p> <p>(a) 支援組織の活動に必要な施設及び設備                      重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するために安全パラメータ表示システム(SPDS)、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所との連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システ</p>	<p>泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れについて別紙1に記す。また、発電所原子力防災組織の体制(重大事故等に対処する要員)について図1～図4に、中央制御室の運転員の体制を図5、図6に、初期消火要員体制について別紙2に記す。</p> <p>(b) 発電所対策本部設置までの流れ                      発電所において、警戒事象(その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原災法第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象)、原災法第10条第1項に基づく特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合、所長(原子力防災管理者)は直ちに防災体制を発令するとともに原子力部長へ報告する。</p> <p>事務局長又は災害対策本部要員(通報連絡者)は、発電所対策本部を設置するため、発電所災害対策要員を非常召集する(図7)。                      所長(原子力防災管理者)は、発電所における防災体制を発令した場合、速やかに発電所対策本部を設置する。</p> <p>c. 発電所災害対策要員が活動する施設                      重大事故等が発生した場合において、発電所対策本部における実施組織及び支援組織が関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施するために、以下の施設及び設備を整備する。                      これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設又は設備を使用することによって発電用原子炉の状態を確認し、必要な所内外各所へ通報連絡を行い、また、重大事故等対処のため夜間においても速やかに現場へ移動する。なお、これらは重大事故等への対応における各班、要員数を踏まえて数量を決定し、原子力防災訓練において、適切に活動を実施できる数量であることを確認している(別紙3、4)。</p> <p>(a) 支援組織の活動に必要な施設及び設備                      重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するためにデータ収集計算機及びデータ表示端末、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所との連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議シス</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>名称の相違(以降、相違理由は省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由は省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由は省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由は省略)</p>